る特別委員会議録第五号 【六八〇】第百十二回国会衆議院土地問題等に関 (発言者) 中村茂(委員) (昭和63年4月25日) す

奥野誠亮 (国務大臣)

竹下登(国務大臣。内閣総理

中島武敏(委員)

[発言順。 敬称略]

あなたが靖国神社公式参拝について発言されたことが相当厳し りとりするわけでありますけれども、新聞報道によりますと、 ういう心境であるか、反省しているか、お答えいただきたいと てどうか、こういう点を含めて、今長官はその発言についてど な人たちの固有名詞まで挙げて批判するというのは政治家とし にあると私は思いますけれども、一国の実力者と言われるよう 一つの問題でいろいろ自分の考え方を述べることはそれなりき 心にして、また韓国などにおいても相当報道されております。 そういうものを通じて、特に中国共産党機関紙の人民日報を中 れているのは情けない、こういうことが報道されております。 鄧小平の名前をお挙げして、その言動に日本じゅうが振り回さ い内容で報道されております。特に、中国の実力者と言われる ○中村(茂)委員 私は、きょうは奥野国土庁長官とほとんどや

提に置いて申し上げたわけでございます。 め合った方がいいというつもりでお話をいたしました。その際 にざっくばらんに経過を申し上げて、そしてお互いに理解を深 があったわけでございます。でございますので、こういう機会 新聞記者から靖国神社参拝のことにつきましていろいろお尋ね ○奥野国務大臣 今新聞などで伝えられている問題の経緯は、 に、中国の悪口を言う意思は全くありませんよということも前

経過はこうだったのですよということを申し上げたわけでござ 日本だけが侵略国家の烙印を押されている、そのことにつきま 亜戦争の結果、完全に独立国になってよい時代を迎えている、 植民地になっておった、幸いにして今はそれぞれが、あの大東 して私は常日ごろ残念な感じがしておるわけでございますので、 こう思うわけでございます。しかし、戦争裁判を通じまして、 私が一番気になっておりますのは、アジア全体が白色人種の 日本が侵略国家でなかったというようなことは、私

> う事実を指摘してまいったわけでございます。 に、日本の周辺は全部白色人種の侵略を受けておったのだとい ことは残念でならないのだ、むしろ鎖国から開国に転じたとき は一言も触れておりません。日本だけが侵略国家だと言われた

望ましくない、こう発言しているわけでございます。 我々がみずからの考えを持たないで振り回されるようなことは そういうことにつきまして、いろいろな外国の発言によって

うのです。しかし、公の場で一国の固有名詞まで挙げて言うと ○中村(茂)委員 私は、長官の考え方は考え方としてあると思 うかなと疑問に思ったりもしているところでございます。 なぜまた韓国がこういう私の発言についていろいろ言うのだろのでございますけれども、必ずしも的確に伝えられていないな、 はないか、こういうふうに思うのです。 いうことは、そういう場合相手に対して非常に不見識な発言で なかなか言葉というものは、的確に伝えてくれればよろしい

名前など、お挙げになったでしょうか。 特に新聞で大きく取り上げられております中国の鄧小平氏の

う思っておるわけでございます。私なりにある程度注意してそ はある程度国民としての考え方が出てきてもそれなりに許され由な国でございますから、相手に対して非礼にわたらない限り れております。日本国民が素直にそれを全部受けとめなければ鄧小平氏が日本に対しましてたび重なっていろいろな批判をさ こは申し上げたつもりでございます。 相違というものが、受ける影響に大きな違いがあるのだな、こ るのじゃないかな、こう思っておるわけでございます。国柄の な、やはり共産主義の国の実態もあるのかな。私は、日本は自 天皇ということに触れたら一遍に大変なことになるというよう いるわけでございます。ちょうど中国では日本の戦前みたいに ならないのかどうかということについては、私は疑問を持って て悪口を言う意思はない、こう申し上げたわけでございます。 ○奥野国務大臣 そういうことでもございますので、私はあえ

う思っております。 ることについては、よく注意していかなければならないな、こ ○奥野国務大臣 私の意見についていろいろ摩擦を起こしてい 反省もしていない、こういうふうに理解してもいいわけですか ○中村(茂)委員 そうすると、このごろの発言については全然

参拝をめぐる発言、 ○中村(茂)委員 総理は、この奥野国土庁長官の靖国神社公式 えでしょうか。 今の私とのやりとり、どういうふうにお考

> いま聞いておったところでございます。省をしておられるということを、私も素直に後ろにおってただ してそういう発言がいわば摩擦を呼んでおることに対しての反 つの歴史観とでも申しますかそういうことをお述べになり、そ ○竹下内閣総理大臣 奥野大臣が今お述べになったとおり、一

略)

軍の亡霊に振り回されてはならない、こういうふうに言われた きちんとやれ、こういうふうに言ったとか報道されておるわけ とか、あるいは日本は天皇を中心に団結している、神話教育を 格でいかなる神社にも参拝してはならないといったような占領 て記者会見をされた。いろいろなことを言われた。公務員の資 最後に伺いたいのは、奥野長官が靖国神社に参拝されて、そし であります。これは事実なのかどうか。 ○中島(武)委員 もう時間も間もなく迫ってきておりますので、

っているのですけれども、取り消す気持ちはないのかというこ そしてまた、長官が発言したことに対して非常に批判が高ま

見解を持っていらっしゃるかということをお尋ねしたいと思い それから最後に、総理に、奥野長官の発言についてどういう

で参拝したのか、私的な身分で参拝したのか、公式参拝か、私○奥野国務大臣 記者の方が、靖国神社にあなたは公的な身分 的参拝かというお尋ねがあったのでございます。

それから始まったのですよと、こう申し上げたわけでございま 公務員の身分で参拝してはならない、こう書かれたのですよと、 員は、国家公務員であれ地方公務員であれ、いかなる神社にも を考えたことはありませんよと、その神道指令の中には、公務 のであって、公的な身分だとか私的な身分だとか、自分の身分 道指令に発しているのですよと、私は素直な気持ちで参拝した そういうことを言い始めたのは敗戦の昭和二十年十二月の神

れておったのは、日本を再びアメリカの脅威となるような存在 この団結を破壊させようと。当時の占領軍の政策の基本に書か 天皇家だと、日本は祖先崇拝、神道を通じて団結を守っている、 の大先祖を祭っているのですよと、さらにその頂点にあるのは やはり我々は地域地域に氏神様を持っておる、それはその地域 にしてはならない、これが占領政策の基本に書かれておったこ それはやはり占領軍としては神道排除をねらったのですよと

し上げたわけでございます。 その当時の経過を私は御理解いただこうと思って客観的に申

ります。○竹下内閣総理大臣 今奥野大臣からお答えになったとおり、○竹下内閣総理大臣 今奥野大臣からお答えになったとおり、

四号(昭和63年4月25日)【六八一】第百十二回国会衆議院決算委員会議録第

(発言者) 渡部行雄(委員)

宇野宗佑(国務大臣。外務大

[発言順。敬称略]

ておりますし、そして外務大臣自体も今月の三十日に訪中され ゃくしてきた。しかも、今竹下総理は八月に訪中すると言われ 展しておるようでございます。こういう閣僚の発言というもの ないかといった趣旨の発言をして、今大きな国際問題にまで発 動云々という発言、さらには侵略者とは実は白人そのものじゃ 国土庁長官が、この靖国神社参拝問題やあるいは橙小平氏の言 いう非常な御努力に対して、このような発言についてどういう て崩れようとしているのではないかと私は思うのですよ。そう 今までの築き上げた日中関係の友好というのがまさに音を立て くらいひどい発言をしておることについて、外務省としても、 覚もない、本当にこれが日本の大臣をしておるのかと疑われる こういう中で閣僚の一員がこういう全く常識もなければ国際感 やっと帰ってきたばかりである。そして総理に進言されておる 期に伊東自民党総務会長はその地ならしにわざわざ訪中されて る、こういうふうに聞いておるわけですが、こういう重大な時 この間ココムの問題や光華寮の問題で非常に日中関係がぎくし が軽々になされていいものかどうか。しかも、今の時期は何か 閣僚の靖国神社参拝に関して、その後で、国務大臣である奥野 ○渡部(行)委員 次に、外務大臣にお伺いいたしますが、今度

○宇野国務大臣 私も閣僚の一員として同僚の閣員がいろいろ)字野国務大臣 私も閣僚の一員としてはこがいるとには間違いないわけですがうことは非常に遺憾なことである、かように存じております。とお話をなさる、そのことが外国の新聞で非難されておるといとお話をなさる、そのことが外国の新聞で非難されておるという字野国務大臣 私も閣僚の一員として同僚の閣員がいろいろ

っておるし、特に中国につきましてはことしは日中平和友好条たしましては、やはり外交はいずれの国とも私たちは仲よくや新聞で批判が加えられておるという段階でござます。我々とい○宇野国務大臣 現在といたしましては中国のそうした公式の

約十周年記念であるというふうな大切な年でもございますから、約十周年記念であるというふうな大切な年でもございますから、らかにされるかもしれないし、そんなことでございますから、らかにされるかもしれないし、そんなことでございますので、総理がその締めくくりでお行きになることでございますので、総理がその締めくくりでお行きになることでございますので、治理がその締めくくりでお行きになることでございますので、治理がその締めくくりでお行きになることでございますから、制十周年記念であるというふうな大切な年でもございますから、約十周年記念であるというふうな大切な年でもございますから、約十周年記念であるというふうな大切な年でもございますから、

らっしゃいませんが、私はそういうことでしばしば議会ではっ 争を引き起こした、またその戦争がアジアの方々に御迷惑を与 多くの友人が祭られておりますからその人たちには私はやはり よい、このように私も考えております。 内の行事でありましてもやはり政府としては慎重であった方が すから、我々といたしましても、経済大国たりといえども軍事 国になるんじゃないかという潜在的な意識をお持ちであり、中 うに存じております。過般、総理と一緒にフィリピンに行きま ましても今後慎重を期さなければならないのではないか、かよ きり申し上げております。したがいまして、そういう面におき 公式参拝はいたさないということで、まあ総理はまだ決めてい うふうに考えておりますから、総理を初め私たちは靖国神社に えた、戦場と化したという等々を考えますと、政府といたしま 感謝をしなければならないと思いますが、しかし、かつての戦 私も学徒出陣でございますから、個人的な意見を申すのならば した私たちの主張でございますので、そうした意味において国 大国にならない、これが今日の政府といたしましてもはっきり には公然とそのことを口にされる国の人たちもおられるわけで したときにも、やはりアジアの方々は、経済大国日本は軍事大 してはそうした反省の上に立っての行動も必要である、こうい で非常に物議を醸したということも十分承知いたしております。 靖国神社の問題に関しましては、先般、公式参拝ということ

こういう問題については、これは外務大臣からはどうこうするのやり直しを要求しておるようなものだと思うのですよ。私は人だ、こういうことまで言及されるとなると、まさに極東裁判国もそうであります。しかし、今度は、この侵略者は本当は白国よ。韓国の新聞でも指摘されているし、批判されている。中すよ。韓国の新聞でも指摘されているし、批判されている。中

解してもらうようにしていただきたい。解してもらうようにしていただきたい。表法まで無視しているのか、その遺任を男としてどかりふうにとろうとしているのか、その辺をはっきりさせたらいうふうにとろうとしているのか、その辺をはっきりさせたうは一分中国側にも伝えて、日本としての真意をはっきりさせたがどういううにとろうとしているのか、その遺任を男としてど本人がどういう責任を感じておるのか、その責任を男としてど本人がどういう責任を感じておるのか、その責任を男としてどかけにいかないでしょうが、きょうはそのもの本人を呼んで、わけにいかないでしょうが、きょうはそのもの本人を呼んで、わけにいかないでしょうが、きょうはそのもの本人を呼んで、

第七号(昭和63年4月26日)【六八二】第百十二回国会参議院内閣委員会会議録

(発言者) 野田哲(委員)

小渕恵三 (国務大臣(内閣官

吉川春子(委員)

大臣官房審議官)谷野作太郎(政府委員。外務

[発言順。

敬称略]

ことは大変私は残念に思うし、問題に感じているわけでありま国との関係をぶち壊すような発言が最近またまた行われている案を審議しているわけですが、政府の一員である閣僚が周辺諸案を審議しているわけですが、政府の一員である閣僚が周辺諸国に非常に気を使った措置の法

そこで具体的に伺いますが、四月二十二日に奥野国土庁長官 房長官の見解を伺いたいと思います。 房長官の見解を伺いたいと思います。 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言を新聞等で拝見したわけでありますけれども、発言の内 の発言をおいような態度をとっておられるのか、ころいよりに問題が ないような態度をとっておられるわけですが、竹下内閣として ないような態度をとっておられるのりますけれども、発言の内 の発言を引いたいと思います。

の意を表するところでございます。 反応を招くということに至りましたことに対しましては、遺憾発言ぶりにつきまして、中国あるいは韓国の新聞等で批判的な発言がりにつきまして、中国あるいは韓国の新聞等で批判的な

ということを改めて表明いたしたいと思います。 べんだ にっぽん ということを改めて表明いたしたいと思います。 でんれている過去の歴史に対する認識にいささかの変化もないしてかと思います。 政府といたしましては、日中共同声明で述発言の内容はそれぞれ申しませんが、一つは日中問題に関連

責務でございますが、この問題に関しましても国際関係を重視う国民の、遺族の感情を尊重することは政治を行う者の当然のもう一点、靖国神社参拝の問題でございます。公式参拝を願

ることでございます。感情の存するところにも配慮しながら政府としても対処しておいうこともありまして、この点につきましても十分近隣諸国のし、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならないと

○野田哲君 官房長官からは今そのような御答弁があったわけ ○野田哲君 官房長官からは今そのような御答弁があったわけ では、これは政府の態度と御本人との間にはかなり認識、見解 では、これは政府の態度と御本人との間にはかなり認識に変 では、これは政府の態度と御本人との間にはかなり認識に変 に乖離があるんじゃないですか。

○国務大臣(小渕恵三君) お話にありましたように、国土庁長官、昨日衆議院の委員会におきまして発言の趣旨につきましては、まりますればいささかも中国等に悪口を言う意思はなかったということでありますし、若干、記者会見における発言等につとましても、その真意を把握されぬままに各国に報道されたということにつきまして遺憾の意を表されておるところでもございますので、私どもといたしましては国土庁長官が御発言されいますので、私どもといたしましては国土庁長官が御発言されましたことにつきましては、委員会における弁明につきましては、それを了としておるところでございます。

損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」 も述べられましたが、日中共同声明の趣旨、特にこの中で「日 を繰り返しただけだと、こういうふうに思います。今官房長官 ている行動ではないか、 は日中共同声明の原則、 ういうふうな印象が持たれるわけでありまして、明らかにこれ むしろこれを回避している、他国のことに転嫁をしている、こ ての責任を痛感し、深く反省する。」、こういう立場ではなくて、 の共同声明の中の「中国国民に重大な損害を与えたことについ こうなっているわけであります。奥野国土庁長官の発言は、こ 同声明の諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し云々と、 七八年八月十二日に署名された日中平和友好条約でも、日中共 と、こういうふうに表明しているわけです。そしてまた、一九 本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な ○野田哲君 委員会での弁明、私はあれは弁明ではない、強弁 こういうふうに思うんですが、長官、 この共同声明に述べられた趣旨に反し

いかがでしょうか。

○国務大臣(小渕恵三君) これも昨日の委員会での発言ぶりで○国務大臣(小渕恵三君) これも昨日の委員会での発言ぶりでの行為は存在したということが前段に述べられておることは経過の中では西欧諸国におきましても中国に対するいろんな形経過の中では西欧諸国におきましても中国に対するいろんな形経過の中では西欧諸国におきましても中国に対するいろんな形を増いを押されておるということが前段に述べられておることはでの行為は存在したということが前段に述べられておることはでの行為は存在したということが前段に述べられておることにでの行為は存在したということが前段に述べられておると、こう考えております。

○野田哲君 報道の中で私どもの知る限りでは、我が国だけが ○野田哲君 報道の中で私どもの知る限りでは、我が国だけが がですか。

○国務大臣(小渕恵三君) これも昨日の委員会の経過を申し上でおります。

ます。

声明の中に盛られている「過去において日本国が戦争を通じて 声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、日中友 声明及び友好条約の諸原則及び精神に基づいて両国の一層の親 いと思います。 は問題にされるであろう、こういうふうな点を指摘しておきた るということにはならないと思う。いずれいろんな分野でこれ 質問をこの問題について終えたからといって、この議論が終わ のことを指摘をしておきたいと思います。これは、私がここで 深く反省する。」、こういう理念に立ったものとは思えない。こ 中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、 であります。明らかにこの奥野さんの発言というのは日中共同 す。」、こういうふうな内閣としての意思を表明されているわけ 好関係の維持発展に最大限の努力を払ってまいる所存でありま これに対して当時の中曽根総理大臣は、「今後とも、日中共同 善の増進を図る、こういう決議を行っているところであります っていることは御承知のとおりであります。その中でも、共同 当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議というのを行 昨年九月には衆参両方で、日中国交正常化十五周年に

略)

略)

○吉川春子君 奥野国土庁長官は、四月二十二日の靖国神社春と一致しているんでしょうか。

○国務大臣(小渕恵三君) これまた野田、峯山両委員に今お答 ○国務大臣(小渕恵三君) これまた野田、峯山両委員につおましていろいろと海外の新聞等で指摘をされておることにつきましては、遺憾の意を表しておるところでございます。発言ぶりの那辺のところを御指摘いただいておるか定かでありませんのですが、奥野長官昨日の委員会におきまして、いろいろと誤のですが、奥野長官昨日の委員会におきまして、いろいろと誤いた点があるとすれば注意をしていかなけりゃならない。 さまして今の時点では御本人の弁明を了としておるところでございます。。

○吉川春子君 奥野長官は、日本だけが侵略国家の焰印を押さ

とを公式に認めておられるんですか。かつて日本が他国、アジア、とりわけ中国を侵略したというこかつて日本が他国、アジア、とりわけ中国を侵略したということは言っていないなどと述べておられまして、日本が侵略国家れていることが残念でたまらなかった、日本が侵略していないれていることが残念でたまらなかった、日本が侵略していない

↑。○政府委員(谷野作太郎君) 私からかわってお答え申し上げます。

過去の内閣におきまして幾つかの御答弁例がございますけれ過去の内閣におきまして幾つかの御答弁例がございます。
これはやるべからざる戦争であり間違った戦争である、戦争、これはやるべからざる戦争であり間違った戦争である、戦争、これはやるべからざる戦争であり間違った戦争である、戦争、これはやるべからざる戦争であり間違った戦争である、された何がでは、さきの内閣におきまして、過般の太平洋を大力に対して、過程のができいますけれる法の内閣におきまして幾つかの御答弁例がございますけれる法の内閣におきまして幾つかの御答弁例がございますけれ

和63年4月26日) 【六八三】第百十二回国会衆議院会議録第十九号(昭

○広瀬秀吉君 (略

第二の問題は、いわゆる奥野発言の問題でございます。 第二の問題は、いわゆる奥野発言の問題でございますが、いかがでございますか。(拍手)

○内閣総理大臣(竹下登君) (吹

(略)

改めて確認したいと存じます。 過去の歴史に対する認識にいささかの変化もないということを応を招くという事態、それそのものは遺憾であります。政府としては、現在においても、日中共同声明の中で述べられているしては、現在においても、日中共同声明の中で述べられているが指摘の奥野国土庁長官の発言が中国の新聞などの批判的反次は、いわゆる奥野国土庁長官の発言についてであります。

情にも適切に配慮しなければならないという立場でございます。の責務であるが、他方、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感を願う国民や遺族の感情を尊重することは政治を行う者の当然びたび明らかにしておるところでありますが、公式参拝の実施なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既にた

八号(昭和63年4月26日)

(発言者) 井上和久(委員)

小渕恵三 (国務大臣(内閣官

[発言順。敬称略]

〇井上(和)委員 (略)

それと、最後でございます。 それと、最後でございますが、これについて官房長官の御 が開をにぎわしておりまして、私も非常に大変なことだと思う が計をはないとかあるとかいう、そんなような次元の事柄で の気持ちはないとかあるとかいう、そんなような次元の事柄で の気持ちはないとかあるとかいう、そんなような次元の事柄で の気持ちはないとかあるとかいう、まが国の態度というもの に影響をしてくると思うのですが、これについて官房長官の御 に影響をしてくると思うのですが、これについて官房長官の御 の気持ちはないとかあるとかいう、表が国の態度というもの の気持ちはないとがあるとかいう、表が国の態度というもの の気持ちはないと思いますが、実は奥野国土庁長官のお話が

おります。 ○小渕国務大臣 御指摘の奥野国土庁長官の発言が中国の新聞

とを改めて表明いたしたいと思います。ます過去の歴史に対する認識にいささかの変化もないというこ政府といたしましては、日中共同声明の中で述べられており

なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明ない、

○井上(和)委員 大変ありがとうございました。終わります。

和63年4月27日) 【六八五】第百十二回国会参議院会議録第十五号(昭

)和田教美君 (略)

(拍手)

(国務大臣竹下登君登壇、拍手)

○国務大臣(竹下登君) (略)

それから、最後に奥野発言の問題の御指摘がございました。それから、最後に奥野発言の問題の御指摘が変化もないということを改めて確認したいと考えてお中共同声明の中で述べられておる過去の歴史に対する認識にい中共同声明の中で述べられておる過去の歴史に対する認識にいいう厳しい批判を受けているという事実を十分に踏まえ、日という厳しい批判を受けているという事実を十分に踏まえ、日にを招くという事態となったことは遺憾に存じております。政応を招くという事態となったことは遺憾に存じております。

(略)

略)

〇立木洋君 (略)

きをいたします。

日本が侵略国なのかなどと日本の責任を否認し、侵略戦争を合れ、筆舌に尽くせない大きな惨禍をもたらしたにもかかわらず、かつての日本の侵略戦争は、アジア諸国民が二千万人も殺さ

四見解を伺います。 世化するに等しい発言は重大であります。 の見解を伺います。 厳正に対処すべきではありませんか。総理 の靖国神社公式参拝を当然視するなど、たび重なる暴言は許さ が、明確にしていただきたい。また皇国史観に立って憲法違反 か、明確にしていただきたい。また皇国史観に立って憲法違反 がっての十五年戦争を侵略であったとお認めになるのかどう はかつての共五年戦争を侵略であります。総理、あなた御自身

(略

銭打りなぎ目り行きに関するものでありました。○国務大臣(竹下登君) 最初の御質問は、さきの戦争は侵略戦

でおります。 戦前の我が国の行為について、このように常日ごろ申した起こさないよう心がけていきたい、このようなことを二度で平和への決意を新たにするとともに、このようなことを二度で平和への決意を新たにするとともに、このようなことを二度と起こさないよう心がけていきたい、これが侵略であるという厳し、戦前の我が国の行為について、これが侵略であるという厳し、でおります。

ないということを改めて確認したいと思います。で述べられている過去の歴史に対する認識にいささかの変化もで述べられている過去の歴史に対する認識にいささかの変化も国の新聞等の批判的反応を招くという事態となったことは遺憾国の新聞等の批判的反応を招くという事態となったことは遺憾を申し上げましたが、御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中えを申し上げましたが、御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中えを申し上げましたが、御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中

たび申し上げておるところであります。の国民感情にも配慮しなければならぬ、このような考えをたびの国民感情、これらを尊重すること、これまた政治を行う者の当然民感情、これらを尊重すること、これまた政治を行う者の当然民感情、高れらを尊重すること、これまた政治を行う者の当然なが明らかにしておりますように、公式参拝の実施を願う国びたび申し上げておるところであります。

.

○大木正吾君 (略)

国土庁長官の最近の反中国発言について伺います。 法案の内容に入る前に、本法案の提出責任者であります奥野

昨年の九月十八日の本院本会議における決議に反するばかりでした。このことは見逃し得ない外交事件であります。そして、しで誹謗し、重要な日中外交関係に背を向ける発言をいたしま奥野長官が、靖国神社参拝に関連して中国の鄧小平氏を名指

るものであります。総理並びに奥野長官の明確な見解を求めあるものであります。総理並びに奥野長官の明確な見解を求め言の取り消しと謝罪、そして事態の責任を明確にすることを求ことに許しがたい問題であります。この機会に、奥野長官の発ことに許しがたい問題であります。この機会に、奥野長官の発はなく、侵略戦争を正当化するがごとき言動でありまして、ま

略)

○国務大臣(竹下登君) まず、本法律案の質疑に入る前に御発○国務大臣(竹下登君) まず、本法律案の質疑に入る前に御発

け。 御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中国の新聞などの批判的

ますが、他方、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適族の感情を尊重することは政治を行う者の当然の責務でございなお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明ないにされておりますように、公式参拝の実施を願う国民や遺らかにされておりますように、公式参拝の実施を願う国民や遺らかにされておりますように、公式参拝の実施を願う国民や遺らかにされておる過去の歴史に対する認識にいさ共同声明の中で述べられておる過去の歴史に対する認識にいさせいう事実を十分踏まえ、日中という厳しい批判を受けているという事実を引き出いるという。

(略) 本的考え方であります。

切に配慮しなければならないというものであります。これが基

ますように、誹謗の意思は全くございません。○国務大臣(奥野誠亮君) 先日、記者の方からお御理解いただけして、私が答えるに当たりまして、中国の悪口を言うつもりはして、私が答えるに当たりまして、中国の悪口を言うつもりは

てまいってきております。たと考えておりますし、国会においても何回かお答え申し上げたと考えておりますし、国会において近隣諸国に大変な迷惑をかけまた、私はさきの戦争において近隣諸国に大変な迷惑をかけ

及びを打ち立てる道ではないかと思っているものでございます友好を打ち立てる道ではないかと思っているものでございます。 単に迎合し合う、単に反発し合うだけではなしに、考えの違いに深い親近感を持っていると思います。 それだけに、日中両国は深い親近感を持っていると思います。 日本国民は、みんな中国人民にはいておる人間でございます。 日本国民は、みんな中国人民にはいたおさればならない、こういう考え方を持ち、物の本にも書いかなければならない、こういう考え方を持ち、物の本にも書いかなければならない。 とび、私たちアジアに私は、私たちアジアに私は、国際社会に処するに当たりましては、私たちアジアに

十号(昭和63年4月27日)【六八六】第百十二回国会衆議院外務委員会議録第

(発言者) 岩垂寿喜男(委員)

宇野宗佑(国務大臣。外務大

臣

[発言順。敬称略]

○岩垂委員 これは最初の発言ではございませんけれども、奥の岩垂委員 これは最初の発言に関連して、靖国神社への公野さんの今度の事件というか発言に関連して、靖国神社への公野さんの今度の事件というか発言に関連して、靖国神社への公野をある。

私はこのように思います。 四十三年たったとはいえ決してそう簡単に消えるものではない。 場から、いろいろと誤解を受けるようなことがあってはならな ますが、しかしやはり内閣の一員とし、特に外務大臣という立 そのとおりに受けとめられると思いますが、いかがでしょうか。いというふうに言っていらっしゃるわけですが、これは大臣は わけですから、そこらの方々の戦争を憎む心というものは戦後 い。特にやはり中国を初めアジアの方々は本当に戦地になった 方々に対しましては敬けんな祈りというものは常に抱いており 社に祭られておりますから、そうした靖国神社に祭られておる ○宇野国務大臣 私も多くの同窓生が戦没いたしまして靖国神 ることになる、それぞれの民族の感情を理解しなければいけな 参拝するということになれば、侵略を免罪し侵略戦争を擁護す 害者と加害者を混同することだ、半世紀にわたって中国と敵対 が悼むことを理解できるし、同情もできる、賛成しないのは被 し侵略してきた戦争犯罪人を合祀する靖国神社に閣僚が公式に 御存じだと思いますけれども、中国は一般的な戦死者を親族

気持ちでございます。

気持ちでございます。

気持ちでございます。。

に参拝する会ですか、集団参拝をされまして、そのときに記者○岩垂委員 奥野さんは、昭和六十二年八月十七日の靖国神社

お気持ちはないでしょうね。いかがですか。
お気持ちはないでしょうね。いかがですか。
か務当局がこんなことでテーブルをたたき合うというると、奥野さん、やはり確信犯だな、こんな感じがいたします。ると、奥野さん、やはり確信犯だな、こんな感じがいたします。と、奥野さん、やはり確信犯だな、こんな感じがいたします。大臣、外務当局がこんなことでテーブルをたたき合ってでも話し合ってほしいというふうに述テーブルをたたき合ってでも話し合ってほしいというように述

大切だと考えております。○字野国務大臣 私はやはりこうした問題は奥野君自体の問題の字が出ておいまうに、私みずからの誠意も、また竹下内閣全体であると考えておりますし、やはり外務省同士がというようなであると考えておりますし、やはり外務省同士がというようなであると考えておりますし、やはり外務省同士がというようなである。

ですから、私は言いません。○岩垂委員 昭和六十一年八月十四日に発表された中曽根内閣○岩垂委員 昭和六十一年八月十四日に発表された中曽根内閣

いうふうに述べておられます。 戦犯合祀問題への対応についていろいろな改善策を検討中だと戦犯合祀問題への対応についていろいろな改善策を検討中だと、、首相が、これは新聞記者に語った言葉ですけれども、A級お取りやめになりました。これは御記憶のとおりです。その際お取りやめになりました。これは御記憶のとおりです。その際お取りやめに述べておられます。

ます。 ます。 ます。 で検討しているというふうに伝えられたと報道されてい 関神社とは別に戦争犠牲者を悼む場を設けることを政府・自 国神社のあり方には疑問があるというふうにお話しになって、 国神社のあり方には疑問があるというふうにお話しになって、 の靖 れた当時の呉学謙外務大臣、今の副総理に金丸さんが、今の靖

いて宇野大臣はどんな御認識を持っていらっしゃいますか。なっていますか。同時に、この総理なり金丸さんの御発言につを公式におっしゃっているわけですが、その後この検討はどう政府及び与党の首脳が中国の外務大臣に対してこういうこと

○字野国務大臣 全く現在の所管外の話でございますので、あだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりあだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりあだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりあだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりあだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりで、あり字野国務大臣 全く現在の所管外の話でございますので、あ

ふうに考えてよろしゅうございますか。○岩垂委員 金丸さんの御発言はともかくとして、中曽根さんの指垂委員 金丸さんの御発言はともかくとして、中曽根さん

うことは申し上げることはできます。○宇野国務大臣 その当時、党内でいろいろ議論がありました、戦が、その議論の中の一つに、中国が指摘されておるように、戦が、その議論の中の一つに、中国が指摘されておるように、戦が、その議論の中の一つに、中国が指摘されておるように、戦が、その議論がありました。

○岩垂委員 奥野さんは「鄧小平氏の発言に国民みんなが振り回されているのは情けないことだ。」と言っておられますけれどいうようなことを発言なさった外務省首脳もおられますけれどい。それを平易に翻訳して言うと、鄧小平さんが誤解して発言も、それを平易に翻訳して言うと、鄧小平さんが誤解して発言も、それを平易に翻訳して言うと、別小平さんが誤解して発言とれないのです。

なお考えでおられますか。外務省首脳の発言などを含めて考えてみると重ね重ねという思外務省首脳の発言などを含めて考えてみると重ね重ねという思いがしないわけでもありませんが、その点では外務大臣はどんいがしないわけでもありませんが、その点では外務大臣はどんである。

○宇野国務大臣 一般論で申し上げて、他国の方々を公式の場かように思います。

いうふうに申し上げておる次第でございます。て批判を加えたのではないだろうか、そのことは遺憾だ、こうしたがいまして、中国の新聞はそうしたこと等をも含めまし

五号(昭和63年5月9日)【六八七】第百十二回国会衆議院決算委員会議録第

(発言者) 渡部行雄(委員)

奥野誠亮 (国務大臣(国土庁

長官))

[発言順。敬称略]

いしたいと思います。 ○渡部(行)委員 奥野国土庁長官がお見えになったようですか

これについては現在どのようにお考えですか。ろいろと国際的な一つの問題を醸し出したようでございますが、大臣は、この間の靖国神社公式参拝に関する発言についてい

○奥野国務大臣 中国の新聞がいろいろ反発しているようでございます。私自身は十分用心して申し上げているつもりでございます。私は、国民の皆さん方に御理解を深めてもらいたい、ざいます。私は、国民の皆さん方に御理解を深めてもらいたい、さいます。私は、国民の皆さん方に御理解を深めてもらいたい、さいます。私自身は十分用心して申し上げているつもりでござがます。

を卒業されて、大臣も何回かなされて、本当に常識といい良識 記者の方の方からお尋ねがあったわけでございます。私は、 です。その方が国際的な発言をして、それが一つの大きな問題 しますけれども、あなたは閣僚の一人なんです。国務大臣なん うか。私はあなた個人の衆議院議員奥野さんの発言ならば我慢 ものを意味しておるのかということを考えたことがあるでしょ 理解に苦しみますよ。一体、自分のやっていることがどういう といいすぐれた方だと思っておったわけですが、あなたほどの ○渡部(行)委員 私は、奥野大臣はそれこそ昔の東京帝国大学 う政治部の記者の皆さん方は大人になっているじゃありません なたは全然その内容が理解できないとおっしゃるのですか。 となって国家関係がぎくしゃくするようになれば、これでもあ んなに騒ぐのだろうか、理解に苦しむということは、私はその 人物がいまだに自分の言ったことについて中国や韓国がなぜあ 私が進んで発言したわけじゃございませんで b

いただいておきたいと思います。答えてください、こういうことから始まっている点も御理解を実は社の方からぜひ聞けとこう言うてきているものだからぜひ味合いで申し上げたわけでございました。そういたしましたら、か、そんなことを聞く時代は過ぎているんじゃないかという意か、そんなことを聞く時代は過ぎているんじゃないかという意

○渡部(行)委員 大臣、本社の方から聞けと言われたから聞い ○渡部(行)委員 大臣、本社の方から聞けと言われたから聞い でないんですよ、どんな国民でも。聞かれたから必ずそれに答 はないんですよ、どんな国民でも。聞かれたから必ずそれに答 えなければならないという義務はないんです。ましてやあなた、 大臣として自分のとった公的行動がどういう波紋を投げるかと いうことくらいはわかっているはずです。しかもこれは初めて じゃないんですよ。あなたは前に大臣をやったときもこういう じゃないんですよ。あなたは前に大臣をやったときもこういう じゃないんですよ。あなたは前に大臣をやったときもこういう が、その点についてはどうでしょうか。

○奥野国務大臣 これは人の考え方、いろいろあろうと思うのいたら結構だと思います。私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますけれども、私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますけれども、私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますけれども、私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますけれども、私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますけれども、私は強いて聞かれればなるだけ率直にでございますでは、私の発言の中身についてとこが不適切では、いろいろおろうと思うのの奥野国務大臣 これは人の考え方、いろいろあろうと思うのいたら結構だと思います。

「である」である。 ○渡部(行)委員 私の発言したどこが悪いんだと言われますが、 の表情も感じませんか。

方の違う点だと思います。我が国では国会で遺族に対しましてえているわけでございまして、ここは渡部さんと私と全く考えっているのですよということも申し上げました。靖国神社にはいうことも申し上げました。そういうことで祖先を神として祭いうことも申し上げました。そういうことで祖先を神として祭いうことも申し上げました。そういうことで祖先を神として祭いの違う点だと思います。我が国では国会で遺族に対しているの違う点だと思います。我が国では国会で遺族に対している。

る方々もたくさんあるわけでございます。方の中にはその後において国政の上で重要な役割をなさっていは年金が支給されておりますし、また巣鴨で拘禁されておった

東京裁判をどう評価するかという思想があると思いますが、をなたは侵略戦争を認めないということでございますけれども東京裁判が勝者が敗者に加えた懲罰である、この言葉の裏には成第(行)委員 これは私は重大な発言だと思うのです。この東京裁判が勝者が敗者に加えた懲罰である、この言葉の裏には東京裁判が勝者が敗者に加えた懲罰である、この言葉の裏にはあなたは侵略戦争を認めないということでございますけれどもあなたは侵略戦争を認めないという思想があると思いますけれども表示なたは侵略戦争を認めないという思想があると思いますけれども表示なたは侵略戦争を認めないという思想があると思いますけれども表示なたは侵略戦争を認めないという思想があると思いますけれども表示ない。

○奥野国務大臣 全く別問題でございます。同時に、私は侵略 ・関手を使うのは大変嫌いな人間でございます。言葉 がれども、侵略という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございます。 という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございますという言葉を奪い取る、侵略という意味合いで日本では古来使われてきているように思っているものでございますから、私自身は侵略戦争 という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございますが会 という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございますが会 という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございますがき という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございます。 にだきますと、侵略という言葉を使うのは嫌だし、あの当時日 を奪い取る、財産を奪い取る、侵略の略にはそういう言葉が含 という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございます。 の使いようは個人個人どう使ってもいいと思うのでございましているように思っているものでございますから、私自身は侵略戦争であったとかないとかいうことの論争をするつもりは という言葉を使うのは嫌だし、あの当時日 本にはそういう意図はなかった、こう考えておるものでございます。

っと、私はあなたは良識ある解釈がされると思うのです。ですか。これは侵略じゃないですか。こういうことについても中国の国土の中で何千万という中国人を殺りくしたんじゃないですか。でしょう。日本の国土からみんな将兵が出ていって満州国をつくり上げたのは日本じゃないですか。現実の歴史が満州国をつくり上げたのは日本じゃないですか。現実の歴史が満州国をつくり上げたのは日本じゃないですか。現実の歴史が満州国をつくり上げたのは日本じゃないですか。現実の歴史が

でしょうか。 でしょうか。 でいるような発言をされましたが、その点についてはどうなんです。それをあなたはまるで日本全国が神道によって統一されぞれ憲法によって宗教の自由、信教の自由が保障されているのぞれ憲法によって宗教の自由、信教の自由が保障されているのでしょうか。

○奥野国務大臣 侵略戦争であるないの問題は大東亜戦争に関
○奥野国務大臣 侵略戦争であるないの問題は大東亜戦争に関

同時に、私は日本人が全部神道だと申し上げているわけじゃにいませんで、神道というものはこういうものだと申し上げておいませんで、神道というものはこういうものだと申し上げておるわけでございます。殊にキリスト教などは一神教でございますから他の宗教に礼拝することもできないだろう、こう思っておけでございます。殊にキリスト教などは一神教でございますから他の宗教に礼拝することもできないだろう、こう思っておけででざいます。

そして国家の、いわゆる閣内の意思、そういうものが代表され 事大臣として自分が行動する際には国民の利益、国民の考え方、 ○渡部(行)委員 先ほども言ったように、あなた個人が個人の いるのではないでしょうか。 なたの発言は非常に遺憾な発言であったということを意味して さえ出ているわけですよ。それは明らかに国際問題に対してあ う話まで報道されておりますし、これは遺憾であるという言葉 こういう問題については帰国してからよく言っておく、こうい 今度外務大臣が中国に渡って大変気まずい思いをされながら、 ばらばらな行動をしていいのでしょうか。そうでないからこそ なければならないのではないでしょうか。閣僚というのは勝手 え方。それはあなたの個人的な一つの自由でしょうけれども、 してかつまたA級戦犯というこの事実も否定する、そういう考 ませんか。大体、侵略戦争というものの歴史も否定するし、そ が大臣であるという重要な公的な職責を忘れているんじゃあり よ。ただ、日本国の大臣だから私は言うのです。あなたは自分 立場でいろいろ言うなら私は何も口をつける資格はありません

が政権がかわってきてちらほら聞くことがありますけれども、東の批判でさえ中国においてはなかなかできません。最近それも大臣は自分の言っていることが仮に正しくとも、仮にそういも大臣は自分の言っていることが仮に正しくとも、仮にそういも大臣は自分の言っていることが仮に正しくとも、仮にそういも大臣は自分の言っていることが仮に正しくとも、仮にそういも大臣は自分の言っていることがありますが、少なくと

しかし、ましてや今の、実際には元首的存在と言っても過言でしかし、ましてや今の、実際には元首的存在と言っても過言でしかし、ましてや今の、実際には元首的存在と言っても過言でしかし、ましてや今の、実際には元首的存在と言っても過言ではないかもしれません鄧小平の名前を出して、そしてこの鄧小はないかもしれません鄧小平の名前を出して、そしてこの鄧小はないかもしれません鄧小平の名前を出して、そしてこの鄧小はないかもしれません鄧小平の名前を出して、そしてこの鄧小はないですか。とこが引きずらの最高実力者と言われる鄧小平の名前を挙げてそういう批判をするのはおかしいのではないですか。

かない方がよかったとおっしゃる。それはあるいはわかるかも○奥野国務大臣 中国の国民の立場に立って物を言うのなら言 法措置が講じられたことは御承知いただいていると思います。 ているわけでございます。 か乱さないとかいう問題にはかかわりはないものだ、こう考え を述べたわけでございまして、そのことが閣内の一致を乱すと いる、こう考えているわけでございまして、率直に私の考え方 私は、内閣の一員でありましても思想、信条の自由は許されて せん。しかし、国会においてはその後全会一致でいろいろな立 と思います。そのことまで私は否定しておるつもりはございま 葉も、極東国際軍事裁判で戦犯と呼ばれたこともそのとおりだ でいることもそのとおりだと思います。同時に、戦犯という言 て論争する意思はございません。また、中国が侵略戦争と呼ん いますから、私、先ほど申し上げましたようにこのことについ 侵略戦争と呼ぶ、呼ばないという、これは言葉の使い方でござ めるためにあえて質問に対してお答えをしたわけでございます。 しれません。私は日本国民の立場に立って日本国民に理解を求

○渡部(行)委員 私は何も思想、信条を曲げろと言っているの○渡部(行)委員 私は何も思想、信条を曲げろと言っているのですよ。それは政治家のやるべきタイミングではないですか。 中国ではないですが、それは韓国に触れなくともあなたの思想の中にはいわゆる右翼的な、そして好戦的な思想が入っていると中にはいわゆる右翼的な、そして好戦的な思想が入っていると中にはいわゆる右翼的な、そして好戦的な思想が入っていると中にはいわゆる右翼的な、そして好戦的な思想が入っていると中にはいわゆる右翼的な、そして経験のではないですか。韓国もそんは政治家のやるべきタイミングではないと思うのですよ。そ私は政治家のやるべきタイミングではないと思うのですよ。それは政治家のやるべきタイミングではないと思うのですよ。それは政治家のやるべきタイミングではないと思うのですよ。そしてそのために外方いうところで一つの問題を醸し出して、そしてそのために外方いているの○渡部(行)委員 私は何も思想、信条を曲げろと言っているの○渡部(行)委員 私は何も思想、信条を曲げろと言っているの

ないですか。あなたは一体責任を全然感じませんか。がら帰ってこなければならない、こういうことでは困るのでは交交渉が非常に難航する、あるいはおもしろくない思いをしな

○奥野国務大臣 先ほども答えましたように、私のお話しした中でどの点がいけないのだということをおっしゃっていただきますとわかるのですけれども、私にはわからないものでございますということを国会でもお答えしてまいったわけでございます。ということを国会でもお答えしてまいったわけでございます。中国の問題につきましては、殊さら私は中国の悪口を言うつ中国の問題につきましては、殊さら私は中国の悪口を言うつ中国の問題につきましては、殊さら私は中国の悪口を言うつで国の関係をして申し上げたつもりでございました。

私は、参議院の本会議で社会党の方のお尋ねに対しまして答えさせていただいたのでございますので、殊に日本国民は中に大切な関係にあるわけでございますので、殊に日本国民は中に大切な関係にあるわけでございますので、殊に日本国民は中に大切な関係にあるわけでございますので、殊に日本国民は中ちに反発し合うのではなく、考えの違いは議論をして理解を深めていくことこそ真の日中友好の道につながると思っておりまめていくことこそ真の日中友好の道につながると思っておりまめていくことこそ真の日中友好の道につながると思っておりまさに反発し合うのではなく、考えの違いは議論をして理解を深めていくことこそ真の日中友好の道につながると思っております。

○波部(行)委員 私は中国の立場で物を考えよなんて一言も言ったこともないし、私自身、そんなことを思ったこともありまったこともないて一言も言

しょう、一つは。
はないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、風を超い、日本の国がかわいいからこそこの国際場裏の中で波

いるのです。まだ日本は完全に国際的に信頼されている国家にれを刺激するような大臣の行動が問題じゃないかと私は言って本に復活しつつあるという認識が中国や韓国にあるときに、そを国務大臣という肩書で参拝しているのでしょう。これは何をと国務大臣という肩書で参拝しているのでしょう。これは何をもう一つは、あなたはA級戦犯を祭っている靖国神社に堂々

についてはどう思います。から現実に外務大臣が謝罪しているではないですか。そのことから現実に外務大臣が謝罪しているではないでしょうか。だ臣としての行動は当然考えられるべきじゃないでしょうか。だはなっていないのです。そういう過去の歴史の流れの中から大

○奥野国務大臣

犯罪者でございますと遺族には年金を差し上

います。 います。 でいることじゃないかなと常日ごろ考えているものでございます。 にも反することだと考えておるわけでございます。 そういう考え方に立って靖国神社が られている方々、私は靖国神社にだれを祭ろうかは靖国神社が られている方々、私は靖国神社にだれを祭ろうかは靖国神社が お決めになることだと考えておるわけでございまして、あえて お決めになることだと考えておるわけでございまして、あえて お決めになることだと考えておるわけでございまして、あえて お決めになることだと考えておるわけでございまして、あえて お決めになることだと考えておるわけでございまして、あえて は対しましても年金を差し上げる立法措置を日本国 たも反することじゃないかなと常日ごろ考えているものでございます。

りになっているのであります。占領軍は何にもとがめていない 気持ちは私は御理解いただけると思うのであります。 その参拝している者に対しまして、おまえは公的な立場で参拝 制することはこれまた不適当だと考えるわけでございまして、 家として心配すべきことは心配していかなければならぬ、そう 日本を過ちのないように期していきたい。私なりにやはり政治 のであります。そういう経過も我々よく理解しながら、今後の 吉田総理大臣は内閣総理大臣吉田茂と記名して靖国神社にお参 決が始まりだんだん変わっていったのですと申し上げたのです。 せん、こう申し上げておりました。占領軍の考え方も、米ソ対 直な気持ちで参っています、そんなこと意識したことはありま 参拝するとかそんなことは問題になったこともない。私自身素 あります。それまでは公的な身分で参拝するとか私的な身分で 軍が命令を出して始まっているのですよ、こう申し上げたので とを言い出したのは敗戦のときに、昭和二十年の十二月に占領 そんなことを言うのはやめたらどうですかと申し上げたくなる したのか私的な立場で参拝したのか、こう聞かれますと、もう います。もちろん違った宗教を持っておられる方々に参拝を強 てることは何も悪いことじゃないと私は考えているわけでござ さらに力を尽くしてこの国を発展させていきますとお誓いを立 きましてはそれなりに慰霊の誠を尽くす、そして私たちが今後 だからあの命令を出しておきながら、占領下、昭和二十六年に そういう意味合いにおいて国のために命をささげた方々につ 率直にお答えをさせていただいた そんなこ

)麦B(コトンルトルトト゚ ・麦食に、ようなわけでございます。

○波部(行)委員 最後に、時間もありますからこれで終わりまいんです。○波部(行)委員 最後に、時間もありますからこれで終わりますが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思いますよ。大すが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思いますよ。大すが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思いますよ。大きが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思いますよ。大きが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思いますよ。大きに、大きに、

るからそういうことが問題になるんじゃないですか。す。A級戦犯と認めない、認めさせないという方向で流れていうことで、すぐに外しなさいということを迫ったことがありま級戦犯になぜ恩給をくれるのか、これは間違いではないかといしかし、私はこれは内閣委員会でただしたことがあります。Aしかし、私はこれは内閣委員会でただしたことがあります。A

それから信教の自由にしてもそうです。真言宗は真言宗、あるいはキリスト教はキリスト教、それぞれにみんな自分の子供るいはキリスト教はキリスト教、それぞれにみんな自分の子供るいはキリスト教はキリスト教、それぞれにみんな自分の子供るが、特別なら構いませんよ。公的だから違反しているじゃないか、靖国を脅疾は逆に、信教の自由に違反しているじゃないか、靖国を持いませんよ。公的だから違反していると言っているのでなら構いませんよ。公的だから違反していると言っているのでなら構いませんよ。公的だから違反していると言っているのであって、むしろあなたの行動が信教の自由を侵し、憲法の立場を踏みにじっていると私は思うのですが、その点はいかがです。発言する者あり)あなたは黙っていなさい。理事のくせして何だ、その態度は。

○奥野国務大臣 公的参拝、私的参拝というような問題は、昭
 ○奥野国務大臣 公的参拝、私的参拝というような問題は、昭
 ○奥野国務大臣 公的参拝、私的参拝というような問題は、昭

がヨーロッパで行われていることも言うまでもないことだと考宗教にお参りすることはできません。だからしばしば宗教戦争っしゃいます。しかしキリスト教は一神教でございます。他の日本の神道は多神教でございます。やおよろずの神様がいら

思っておるわけでございます。
思っておるわけでございますので素直に参ってしかるべきだ、こうもれば神様でございますので素直に参ってしかるべきだ、こうももそうでございまして、私は一神教の方に靖国神社にお参りしえておるわけでございます。仏教も多神教でございますし神道

おきたいと思います。
て私はあえて批判する意思はございません。しかし、私にもまて私はあえて批判する意思はございません。しかし、私にもまうわけでございまして、あなたの考え方はあなたの考え方としらればれにいたしましても、私はあなたとは考え方はかなり違いずれにいたしましても、私はあなたとは考え方はかなり違

○ます。 ○渡部(行)委員 時間がありませんからこの程度で終わりますとうは大変ありがとうございました。私もこれで矛をおさめきょうは大変ありがとうございました。私もこれで矛をおさめ

(略)

十号(昭和63年5月10日)【六八八】第百十二回国会衆議院内閣委員会議録第

(発言者) 野坂浩賢(委員)

小渕恵三 (国務大臣(内閣官

房長官))

[発言順。敬称略]

考え方をただしておきたいことがあります。 ○野坂委員 竹下内閣の大番頭であります官房長官が御出席で

野国土庁長官の靖国問題に関する発言、この問題についてた奥野国土庁長官の靖国問題に関する発言、この問題については、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、踏み込んだは、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、踏み込んだは、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、踏み込んだは、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、踏み込んだは、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、と思います。の表言は、国務大臣であるがのえにも大きな問題であり、国際的な大問題だというふうに理めえにも大きな問題であり、国際的な大問題だというふうに理めえにも大きな問題であり、国際的な大問題だというふうに理めえにも大きな問題であり、国際的な大問題だというふうに理解しないわけにはいかないと思います。

きたい、そう思います。対処しようとしておるのか、この点をまず明らかにしていただ対処しようとしておるのか、この点をまず明らかにしていただては、一体奥野発言をどのように考えておるのか、どのようにしたがって、内閣を総攬をし、官房長官としては、内閣とししたがって、内閣を総攬をし、官房長官としては、内閣とし

○小渕国務大臣 前回、奥野長官が閣議後の記者会見で発言さいの小渕国務大臣 前回、奥野長官が閣議後の記者会見で発言さ

政府といたしましては、言うまでもありませんが、日中共同政府といたしましてては、国際関係を重視しまして、近隣諸国の政府といたしましては、国際関係を重視しまして、近隣諸国の政府といたしましては、国際関係を重視しまして、近隣諸国の政府といたしましては、国際関係を重視しまして、近隣諸国の政府といたしましては、国際関係を重視しましてが、ます。いろいろ靖国神社をめぐっての御発言ございましたが、東明に述べられております過去の歴史に対する認識にいささか声明に述べられております過去の歴史に対する認識にいささい。

なお、昨日の決算委員会での御発言ぶりにつきましては、新

思っておるところでございます。思っておるところでございます。まして特段コメントすることを差し控えさしていただきたいとおりませんので、現段階で政府としては、この奥野発言につき申しますか、そのことにつきましてはまだ十分掌握をいたして間紙上等で拝見をいたしたところでございますが、その真意と

○野坂委員 コメントを差し控えるということでありますが、韓国や中国はなぜ反発するかわからぬ、あれは侵略戦争すが、韓国や中国はなぜ反発するかわからぬ、あれは侵略戦争すが、韓国や中国はなぜ反発するかわからぬ、あれは侵略戦争すが、韓国や中国はなぜ反発するかわからぬ、あれは侵略戦争ではなかったんだ、しかし勝者が敗者を裁いたわけだからそういうことになっただけであって、そういう意図は全くなかったんだ。今私が申し上げておるのは新聞を読み上げておるわけでは、竹下内閣の近隣諸国に与える影響、日中の関係の正常化ては、竹下内閣の近隣諸国に与える影響、日中の関係の正常化と強化という問題を踏まえて、奥野発言は遺憾であり取り消すべきであるというふうにお考えなのかどうか、もう一度お伺いできであるというふうにお考えなのかどうか、もう一度お伺いできであるというふうにお考えなのかどうか、もう一度お気に、次に入りたいと思うのです。

○野反委員 東記录等をよくお売みこなって、竹下内閣としてこう思っております。 ついて承って、政府としての考え方を述べさせていただきたい、を拝見させていただきまして、必要とあらば長官にその真意にされておるものと信じておりまするけれども、さらに速記録等されておるものと信じておりまするけれども、さらに速記録等をまだ読んでおりま実は、昨日の奥野発言の詳細な速記録等をまだ読んでおりま実は、昨日の奥野発言の詳細な速記録等をまだ読んでおりま

うございますか。○野坂委員 速記録等をよくお読みになって、竹下内閣としては考えるというふうに私は理解をしてもよろしゅ表明と同時に、奥野長官の発言の取り消し、そういうことを当という発想で進めておられるわけでありますから、遺憾の意のという発想で進めておられるわけでありますから、遺憾の意のは、今私が申し上げたとおりでありますし、侵略戦争であったは、今私が申し上げたとおりでありますし、侵略戦争であったは、今私が申し上げたとおりでありますが。

○小渕国務大臣 速記録を十分調べさせていただきまして、し

第八号(昭和63年5月12日) 【六八九】第百十二回国会参議院内閣委員会会議録

(発言者) 柳澤錬造(委員)

小渕恵三(国務大臣(内閣官理大臣官房参事官)平野治生(政府委員。内閣総

[発言順。敬称略]

房長官))

答えをお聞かせいただきたいと思うんです。 で表現が適当じゃなくて、官房長官の本当の真情から出たおで、表現が適当じゃないんですけれども、お役人が書いた作文で、表現が適当じゃないんです。したがって、そういう点でもっ要なものがあると思うんです。したがって、そういう点でもっと、 の体澤錬造者 官房長官に冒頭お願いしておきたいんですが、

いうことをまず第一にお聞きをしておきたいと思います。いうことについて政府としてどういうお考えをお持ちなのかとは世界の中で日本以外にはないと思うんです。ですから、そうの人たちの霊を弔うお祭りをやっていない国というものは、私 毎年実施しているというふうに伺っております。 ざいます。また、厚生省におきましてはそれぞれの戦域におけ これが先生のおっしゃる慰霊祭に当たるのかどうかは別でござ 平和を祈念する日ということをやっているわけでございます。 務方といたしまして、いわゆる毎年八月十五日戦没者を追悼し の所管ではございませんが、政府主催ということで厚生省が事 やっていない。国のために命をささげた人たちに対して国がそ の人たちについての慰霊祭というものを国家としてはいまだに さんの人たちが戦争に行って生命を失ったんですけれども、そ り」云々、こうなっている。ところが、あの大戦でもってたく るため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等によ る戦没者を慰霊するために、遺族を主体とした慰霊巡拝などを いますが、政府としてはそういうものもやっているところでご 大戦で国家のためにというお話がございました。これは私ども ○政府委員(平野治生君) 先生のお尋ねでございます、さきの 戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念す 最初に、まずこの法案の目的としては、第三条で「今次の大

ての私は認識が若干ずれていると思う。八月十五日の戦没者の〇柳澤錬造君 その辺から既にやっぱり戦争ということについ

慰霊祭というか、天皇陛下までおいでいただいて、私は必ず行をますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲きますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲きますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲きますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲をますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲をますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲をますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲をますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲をますよ。しかし、あればいて、私は必ず行をますよ。しかし、おは、日本の人だから、というか、天皇陛下までおいていただいて、私は必ず行をますよ。

八月十五日のあれは一年三百六十五日の中でたった一日、あのときのあれも一つの行事だ、それはね。だから、そういう点にななくて、外国から国賓がおいでになったらちゃんと行っれではなくて、外国から国賓がおいでになったらちゃんと行ったではなくて、外国から国賓がおいでになったらちゃんと行ってそして花輪をささげて霊を弔っていただく、日本の政府としても国家としてそういうことをやるべきであって、そういうあいさ、日本の政府としても国家としてそういうことをやるべきであって、そういうあいますが。

○国務大臣(小渕恵三君) 私も総理のお供をいたしまして過去 お内国の最高責任者として慰霊の意を表しておるところに花輪を ささげて、その国のために尽くされたとうといみたまに対して、 外国の最高責任者として慰霊の意を表しておるところに私も参 外国の最高責任者として慰霊の意を表しておるところに私も参 外国の最高責任者として慰霊の意を表しておるところに私も参 かことが行われる場所、機会を得ておらないことは大変残念だ というように思います。いずれにしても、このことは国民全体 というように思います。いずれにしても、このことは国民全体 というとが行われる場所、機会を得ておらないことは大変残念だ というとであり、現時点においては国民全体の考え方がそうした ことを行わしめる動きになっておらないことについては残念に 思っております。

○柳澤錬造君 ここですぐそれをやりますといと思います。(一柳澤錬造君 ここですぐそれをやりますという答弁を官房長

(発言者) 上田耕一郎(委員)障に関する調査会会議録第三号(昭和63年5月16日)【六九〇】第百十二回国会参議院外交・総合安全保

宇野宗佑(国務大臣。外務大学) 「日耒」良(乳量)

臣

[発言順。敬称略]

○上田耕一郎君 次に、奥野発言の問題についてお伺いします。
○上田耕一郎君 次に、奥野発言の問題についてお伺いします。

八月に竹下首相は訪中されます。 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月 八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月

(略)

我々は、あそこに祭られている方は、私の同窓生もたくさんておるような次第でございます。

ということにさせていただきたいと思います。からのお話でございますが、私といたしましてはノーコメントしたがいまして、こうした問題に関しましては、今上田委員

海外から遺骨収集等によりまして持ち帰られた遺骨を千鳥ヶ淵

和63年5月18日)【六九一】第百十二回国会参議院会議録第十八号(昭

橋本敦君 (略)

野

○国務大臣(竹下登君) (略)

第二号(昭和63年9月6日)【六九二】第百十三回国会参議院内閣委員会会議録

(発言者) 柳澤錬造(委員)

小渕恵三 (国務大臣(内閣官

多(说阴量。 朴 房長官))

ジア局外務参事官) 渋谷治彦(説明員。外務省ア

[発言順。敬称略]

〇柳澤錬造君 (略)

けいけいる。それで官房長官、この前も私一度申し上げたんだけれども、それで官房長官、この前も私一度申し上げて、はっきり検討すると約束してほしもう一度きょう申し上げて、はっきり検討すると約束してほしもう一度

う言われますと、政府としては、昨日もお伺いしたそうでござ きしたいと思うんですけれども、官房長官いかがですか。 官房長官にお約束をと言っても無理なことですから、ただそう きちんとやるべきであって、そういうことをここでもってすぐ すから国家としてその人たちの祭りをするということについて うんですよ。そういうことを日本でも、国のために死んだんで の国家のためにそうやって戦死した人たちをお参りする。外国 分らの親なり何なりそういうような者についてお参りにいこう をどうこう言っているんじゃないんです。やっぱり日本人が自 慰霊祭に出席しますけれども、あれはあの武道館に戦死した人 あると思う。私は、毎年八月十五日は武道館に行って戦没者の せれば、そこに政府の中の認識の違いというか何というか、が そう言うと、いや、八月十五日にやっていますと。私から言わ する日と定めて政府の主催で追悼式を実施しております。また、 いますが、やはり八月十五日の日を戦没者を追悼し平和を祈念 つもりでございますが、政府として責任を持って答弁せよ、こ ○国務大臣(小渕恵三君) いうことを検討するということぐらいの御返事をきょうはお聞 へ行けば皆さん方だってみんな無名戦士の墓へ参拝なさると思 と思ったらいつでも行けるような、外国から来た人たちが日本 たちを祭っているわけじゃないわけです。私は靖国神社のこと きのうも質問をとりに来た人がそうなんですけれども、私が お尋ねの、事の本旨は理解している

えております。 さております。 な府としての気持ちを込めて対処いたしておるというふうに考 な府として、政府としてはこうした式典を挙行することにより ほどもお話がありました各主要戦地に慰霊巡拝を実施いたして ほどもお話がありました各主要戦地に慰霊巡拝を実施いたして はどもお話がありました各主要戦地に慰霊巡拝を実施いたして

しかしながら、今柳澤委員御指摘のように、諸外国へ参りまれば、すべての戦役に携わった方方ないし無名戦士の墓という形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をすう形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をすう形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をすら形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をすら形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をすら形で国民すべての戦役に携わった方方ないと思っております。○柳澤錬造君 私の御指導だとか勉強させていただくなんて、官房長官、そんなに謙虚にならなくていいんでして、むしろ本官になって考えていただきたいし、そういうことをすることが私は二度と戦争をしないで本当に平和な国家として生きる道な私は二度と戦争をしないで本当に平和な国家として生きる道な私は二度と戦争をしないで本当に平和な国家として生きる道なんだと思うんです。そのためには、やはり戦争で苦しんで命を私は二度と戦争をしないで本当に平和な国家として生きる道な私は二度と戦争をしないである。

日本の国は、外国にそういう形で犠牲といいますか被害を与たてそれぞれの国が日本なんかと違ってきちんと慰霊碑をつそしてそれぞれの国が日本なんかと違ってきちんと慰霊碑をつたちを祭っているわけです。十字架が延々と続いて戦死をした人たちを祭っているわけです。

の国々の事情を考えましてケース・バイ・ケースに処理しておの国々の事情を考えましてケース・バイ・ケースに処理しておいますので、統一的にやるということはしておりません。そざいますので、統一的にやるというおおびの気持ちでもって政府として何かおやりになったことはあるんですか。の代表が参加するあるいは代表を派遣するというお考えにつきましては、相手国の政府の立場あるいは相手国の国民感情もごさいますので、統一的にやるということはしておりません。そがいますので、統一的にやるということはしておりません。そがいますので、統一的にやるというおわびの気持ちでもって政府としては、相手国の政府の立場あるいは相手国の国民感情もごさいますので、統一的にやるというおおいばれて、本当に御迷惑をかけた、申しわけないことをしたと言ってなるいは相手国の政府の立場あるいは相手国の国民感情もございますので、統一的にやるということはしておりません。その国々の事情を考えましてケース・バイ・ケースに処理しておりません。そ

○柳澤譲造君 私の言い方が悪かったのかもしれませんが、外回を選式とか慰霊祭に行けと言っているんじゃないんです。 国の慰霊式とか慰霊祭に行けと言っているんじゃないんです。 が近々と並んでいる。そしてあそこには何もフィリピンの国民が延々と並んでいる。そしてあそこには何もフィリピンの国民が近々と並んでいる。そしてあそこには何もフィリピンの国民が延々と並んでいる。そしてあそこには何もフィリピンの国民が延々と立んでいる。そしてあると十字架が出てくるのだと思うが、本当にあそこへ行ってみると十字架が出てくるのだと思うが、本当にあそこには何もフィリピンの国民が選手を与えそして命を落とさせたんだから、本当にそういうところへ政府を代表した人たちが行って、そして頭を下げて、ところへ政府を代表した人たちが行って、そして頭を下げて、ところへ政府を代表した人たちが行って、そして頭を下げて、ところへ政府を代表した人たちが行って、そして頭を下げて、たっというのが、からないでは、から、本当によりにない。

を聞くんだけれども、そんなことよりかも、それぞれの国でみ せんと言って、そういうおわびぐらいのことをする。私は、政 ろへ行ってそして参拝をして、こういうことは二度と起こしま だから、日本軍のために戦死をしたアメリカの兵隊たちのとこ るわけでしょう。だったらせめて、そこまでしてくれているん 全部つくってくれて、そしてアメリカでもって祭ってくれてい所は分けているけれども、日本の兵隊の戦死した人たちの墓を いると思うんです。 をひとつやろうという気になれないのも、私はそれに共通して 国の軍人として戦争で亡くなった方に対してもまともな慰霊祭 のことはしてくださいよ。そういうことをしないから、自分の その人たちの前へ行って頭を下げておわびの参拝をするぐらい んなんて、そんなことをよくいけしゃあしゃあと言っているの 代の総理がみんな、経済大国になっても軍事大国にはなりませ をやっぱりするべきだと思う。ただ日本の国会の中でもって歴 と思うから今聞いているんだけれども、私はそれぐらいのこと 府を代表して行って、そういうことをやったようなことがない たちまでちゃんと墓地をつくってある。アメリカの兵隊とは場 はないと思う。ハワイは、日本から行ってあそこで戦死した人 んなそうやってその国で死んだ人たちは祭っているんですから しかも、ハワイなんかへ行かれたって、御存じないことは私

方々をお祭りしての、いわゆる無名戦士の墓等が存在するわけありますが、各国とも、国のためにとうとい命をささげられた○国務大臣(小渕恵三君) 先ほども御答弁申し上げました中にたいということをお願いをするんですが、いかがですか。さことについて本当にお考えをいただいて善処をしていただきうことについて本当にお考えをいただいて善処をしていただきですから、官房長官、これ以上申し上げませんから、そうい

に思っております。 に思っております。。 東戦争ということに相なりますれば時に敵味でございまして、事戦争ということに相なりまして、したがって我が国にとりまして 大々に対しては、常々、我が国を代表 を信じて眠っておられることに対しては、常々、我が国を代表 を信じて眠っておられることに対しては、常々、我が国を代表 を信じて眠っておられることに対しては、過去のいきさつを 十分念頭に置きながら、英霊としてそれぞれの祖国に殉じた 方々に対しましては必ず花輪をささげ、こうべを垂れて慰霊の 気持ちをあらわしてくることが今日まで必ずあったというふう 気持ちをあらわしてくることが今日まで必ずあったというふう

政府を代表してといいますか、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますか、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますが、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますが、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますが、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますが、国民を代表しての総理のこう政府を代表してといいますが、国民を代表しての総理のこうのます。

第一号(平成元年11月1日) 【六九三】第百十六回国会参議院決算委員会会議録

(発言者) 尾辻秀久(委員)

房長官)) 森山眞弓(国務大臣(内閣官

閣総理大臣官房内政審内閣内政審議室長兼内公文宏(政府委員。内閣官房

中山太郎 (国務大臣(外務大議室長)

[発言順。敬称略] 制局第一部長) 大森政輔(政府委員。内閣法

○尾辻秀久君 今まさに昭和六十一年度の決算審議をいたして ○尾辻秀久君 今まさに昭和六十一年度の決算審議をいたして を国の戦没者遺族にとりましては大変悲しい年でございました。 と申しますのは、その前の年、すなわち昭和六十年、それこそと申しますのは、その前の年、すなわち昭和六十年、それこそと申しますのは、そう言って年老います。遺族は本当に喜びました。これでいつお父さんのもとに行っても胸を張ってお父さんに報告ができる、そう言って年老いた戦没者の妻はあの靖国神社の社頭でぼろぽろと涙を流して喜んだのであります。これは毎年その後定着をして行われるものである、そう信じておりました。ところが、昭和六十一年の八月十五日、総理大臣のうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのうとうお参りなさらないます。

それから、あえて、本当にあえてでありますか。
おりますけれども、いかがお考えでありますか。。
とこれが、おえて、本当にあえてでありますけれども、そのときに限ったことじゃないわけでのりますけれども、そのときも我が自由民主党は選挙公約として公式参拝を約束いたしました。公約を守るためにも私は、でありますけれども、そのときも我が自由民主党は選挙公約として公式参拝を約束いたしました。公約を守るためにも私は、昭和六十一年八月十五日といいますと、その直前の七月、衆参の和六十一年八月十五日といいますが、昭和六十二年八月十五日といいますが、昭和六十二十五日といいますが、昭和六十二十五日といいますが、田田のでありますが、昭和六十五日といいますが、田田のでありますが、田田のでは、田田のでありますが、田田のでは、田田ののでは、田田ののでは、田田のでは、田田のでは、田田ののは、田田ののは、田田ののでは、田田ののは、田田ののは、田田ののでは、田田ののでは、田田ののでは、田田ののはのは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののは、田田ののはのは、田田ののは

今、官房長官お見えでございますので、大変恐縮でございますので、大変恐縮でございますけれたにもかかわらず行われなかったんだろうか、このことをお尋たにもかかわらず行われなかったんだろうか、このことをお尋たにもかかわらず行われなかったんだろうか、このことをお尋たにもかかした。それからあわせて、あえてでございますけれども、その直前の衆参同日選挙で公式参拝を公約したにもかかわらず総理大臣お参りにならなかったのは、やっぱりお参りされるべきでなかったか、私はこう思うのでありますがという御間をさせていただきました。

○国務大臣(森山眞弓君) 衆議院の予算委員会に出ておりまし

判断すべきものであると考える次第でございます。のではございませんので、それを実施しますかどうかその都度靖国神社の公式参拝につきましては、これは制度化されたも

を なっているのでございます。 総理大臣の公式参拝ということにつきましては、昭和六十年 に実施されました後昭和六十一年以降実施されておりませんが に実施されました後昭和六十一年の官房長官談話でも というのがございますが、これは六十一年の官房長官談話でも というのがございますが、これは六十一年の官房長官談話でも というのがございますが、変拝をするべきか否かということは うことではございますが、参拝をするべきか否かということは そのときそのときの状況判断によって決めていくということに なっているのでございます。

○尾辻秀久君 それでは、六十一年八月十五日にお参りになら

○政府委員(公文宏君) 六十一年の八月に公式参拝を実施いた ○政府委員(公文宏君) 六十一年の八月に公式参拝を実施いた で表示すが、第一に、昭和六十年八月十四日の内閣官房長がございますが、第一に、昭和六十年八月十四日の内閣官房長がございますが、第一に、昭和六十年に実施した方 で表示ないという点が第一の事情でございます。それから第二 に、国民や遺族の多くの方々が公式参拝を強く望んでおられる という事情です。これも第二の事情としては考えられるという という事情です。これも第二の事情としては考えられるという という事情です。これも第二の事情としては考えられるという という事情です。これも第二の事情としては考えられるという という事情です。これも第二の事情としては考えられるという という事情です。これも第二の事情としては考えられるという

つきましては、過去における我が国の行為により多大の苦痛とということもございまして、昭和六十年に実施した公式参拝にただ、第三に、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀している

第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。
第三の事情でございました。

それから第四の事情といたしまして、公式参拝の実施を願うる。

施しておらないということでございます。 そういう事情などを勘案いたしまして、六十一年度以降は実

○尾辻秀久君 外務大臣おられますので、この際ちょっとお尋の尾辻秀久君 外務大臣おられますが、当時そのような状況がごってお聞きするわけでございますが、当時そのような状況がごってお聞きするわけでございますが、当時そのような状況がごってお聞きするわけでございますが、当時そのような状況がごってお聞きするわけでございますが、当時六十一年の八月ころでありますけなした。大分年月たっておりますがら、今だから話そうというお話があればお聞きしたいと思すが、当時六十一年の八月ころでありますけないましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○尾辻秀久君 六十年から六十一年にかけてですね。○国務大臣(中山太郎君) 先生お尋ねの昭和六十年……

○国務大臣(中山太郎君) 昭和六十年秋に、当時の安倍外務大回の国務大臣(中山太郎君) 昭和六十年秋に、当時の安倍外務大臣(中山太郎君) 昭和六十年秋に、当時の安倍外務大臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総

たしております。これに対しまして韓国側からは特段の公式反の公式参拝の際には、同年八月の官房長官談話の内容を通報いりのないこと等につき説明を行っております。翌昭和六十一年公式参拝の趣旨及び平和国家に徹するとの我が国の決意に変わまた、韓国につきましても、昭和六十年の公式参拝に際し、

応は見られておりません。

きをしたいと思います。 改めて、そうした御努力をいただいたその成果、いま一度お聞 るようにしたい、努力をしたいというふうに答えておられます。 皆さんの御理解をいただいて、こうしたことがきっちり行われ けれども、とにかく近隣諸国の理解を得たい、そしてそうした 外務省は、今外務大臣にお答えいただいたことではございます 板垣正議員が同様の趣旨の質問をしておられます。このときに 式参拝が行われた直後でございますが、このときに私の先輩の 昭和六十年八月二十七日の内閣委員会でございます。総理の公 であろうと思いますので、これ以上はお聞きをいたしません。 からお尋ねをしたんですが、なかなかお答えいただけない部分 な配慮をしたんじゃないかな、こう思ったりもいたすものです そういうことは結局むだなことであったんじゃないかな、むだ これは本当かうそか知りませんが、話として聞いておりました とでございました。そして、どうも私どもが聞いておりました。 ○尾辻秀久君 今お尋ねいたしましたのは、中国政権内部のこ ただ、今もう随分お答えいただいたのでありますけれども、

方もあるいは可能かとは存じます。 ではないかと、希望的でございましょうけれども、そういう見 若干我が方の意のあるところというものが浸透してきているの ずにというふうなことになっております。そのような意味では 前年が第一面でございましたのに対して、第三面で論評を加え 月十六日付の人民日報のこの問題についての扱いというのは、 げられるかどうかはわかりませんけれども、例えばことしの八 ○説明員(鈴木勝也君) そういう努力をした成果とまで申し上

いいでしょうか、お尋ねをいたします。 皆さんが言っておられることをそのように私どもは理解しても はそこなんだと、こういうふうに理解してもいいでしょうか。 ことというのは、A級戦犯が祭ってあるからいけない、ネック た、せんじ詰めて言うと、近隣諸国の皆さんの言っておられる ○尾辻秀久君 そういたしますと、先ほど御説明にございまし

いうものは極めて敏感であるということを申し添えさせていた ざいまして、この問題につきましては、引き続き中国の態度と というものをよく考えてほしいということが基本的な姿勢でご も韓国の場合にもそうでございますが、やはり自国の国民感情 問題点ではあろうと思いますけれども、先方が、中国の場合に○説明員(鈴木勝也君) ただいま御指摘の点も、確かに一つの

だきたいと存じます。

やはりA級戦犯のことがしょっちゅう出てまいりますから少し ○尾辻秀久君 本論から少し外れるようでありますけれども、 こだわっておきたいと思うんです。

少なくとも国内法で裁いたものではないじゃないか、そう思う りません。申し上げたいのは、国内的にきちっとした私たちが として、全員無罪を主張しておりますけれども、そういう裁判 手続を踏んだにすぎないようなやり方は、国際正義の観念とは 判事は、この裁判を復讐の欲望を満たすために、単に法律的な わけでございます。 このことについてけじめをつけていないんじゃないだろうか、 でありました。ただ、ここではそのことを議論するつもりはあ だけのものであって、究極的には後悔を伴うことは必然である およそ縁遠い。こんな儀式化された復讐は瞬時の満足感を得る だけ言わせていただいても、例えば判事を努めたインドのパル 一方的に裁いた裁判であります。ですから、この裁判について 戦犯と言われている人たちもしょせんは戦勝国が、勝った方が うたり戦争犯罪を問うたりしたことがないんじゃないか。A級 言いますと、私たちは本当に日本人という立場で戦争責任を問 私たちにきっちりしたまだ考え方がないんじゃないか。もっと といいますのは、どうもA級戦犯について触れますときに、

説明になるときにどういう立場でお話ししておられるのか、お申し上げているのかもしれませんけれども、外国の皆さんに御私たちがどういうふうに考えるのか。ちょっと難しい御質問を 尋ねをいたします。 という事実もあるわけでございます。とにかくこのA級戦犯を 同じくA級戦犯として裁かれた方が勲一等までお受けになった ぬという、こういう話も出てきますし、しかしまた一方では、 首刑になった方が靖国神社にお祭りされることすらもけしから そんなことを思いますと、例えば一方ではA級戦犯として絞

めているわけでございます。 約によりまして御承知のとおり東京裁判の結果というものは認 言えば極めて簡単な話だろうと存じます。サンフランシスコ条 ○説明員(鈴木勝也君) ただいまの点につきましては、法的に

ましては、やはり東京裁判の結果、一人一人のいわゆる戦犯と だろうと思います。私どもの外国の方々に対する御説明に際し りますと、これはいろいろな方々がいろいろなお考えをお持ち ただ、法律問題を離れましてどういうふうにということにな われた方々についての結果がいいの悪いのというようなレベ

> 対応しているということでございます。 隣の諸国に多大の御迷惑をおかけした、そういう認識に立って 大東亜戦争と申しますか、第二次大戦の過程で我が国として近 ルでの議論は行わずに、むしろ歴史的な事実といたしまして、

思いますので、今後の御努力をお願い申し上げておきたいと思 お話はいただいておりますけれども、確認だけさせておいてい だきたい、こういうことでございますので、先ほど来繰り返し います。私の立場は、早くまた総理大臣の公式参拝をしていた きっちり私どもの伝統、習慣というのを御理解いただきたいと とやかく言われたりするのも大変不幸なことでございますし、 ○尾辻秀久君 こんなことで外国の皆さんから誤解されたり、 ただきたいと思います。

ざいますから、いま一度申し上げますけれども、国内の憲法上 中心的な施設であるときっちり位置づけをされて、そしてまた 曽根総理大臣の公式参拝に当たって政府は見解を発表しておら うございましょうか。 このように理解をいたしておりますけれども、それでよろしゅ の問題などというのは、これはもう完全にクリアされておる、 憲法上も問題ないということを明確にされておられるわけでご れます。この中で、靖国神社は日本の戦没者を追悼するための す。また、先ほど来お話しのとおりに、昭和六十年の、時の中 これは津の地鎮祭訴訟に対する最高裁の見事な判断がございま しょうかということでございます。すなわち、司法の判断は、 ておる、私はそのように理解をしておりますが、それでいいで そうした外交的な配慮を除きますと、国内の問題はクリアし

うな公式参拝につきましては憲法上の問題はないというのが政 うに、憲法に違反するかどうかという点に関しましては、ただ とについては、その都度慎重に検討してまいりたいということ 年といいますか、毎回その都度公式参拝をどうするかというこ いま行われておりますような、つまり六十年に行われましたよ が基本でございます。ただ、先生から今お話がございましたよ ございません。しかし今までの経緯はいろいろございます。毎 ○政府委員(公文宏君) 公式参拝自体は制度化されたものでは 府の見解でございます。

たしまして、そしてぜひきちっと、国のために亡くなった方々 ○尾辻秀久君 それじゃ整理して申し上げますと、とにかく国 のところには国家、 こういうことでございますので、それぞれの御努力をお願いい 内の問題はない、あとは近隣諸国の皆さんの御理解をいただく 国民を代表して総理大臣が、その日と定め 995

と思います。

いたします。 まず、続けて三点、御感想といいますか、御見解をお尋ねを

これは前に申し上げました板垣正議員が御指摘にもなっておるのでありますけれども、例えば小学校のプールでプール開きるのであるといって問題になった。あるいはそんなことを恐れるのであるといって問題になった。あるいはそんなことを恐れるこれなことを聞くのでありますけれども、これがたちまち宗教的なもの教分離というのを、よく言えば厳密にと言うのでありましる政教分離というのを、よく言えば厳密にと言うのでありましる政教分離というのを、よく言えば厳密にと言うのでありました数項先生がお清めの塩をまいた、これがたちまち宗教的なもに教頭先生がお清しいた。

次に、もしそこまでそういうふうに厳密な解釈をしようと思次に、もしそこまでそういっぱいあるわけでございますが、教教育をいたしておる学校がいっぱいあるわけでございますが、教教育をいたしておる学校がいっぱいあるわけでございますが、教教育をいたしておる学校がいっぱいあるわけでございますが、表した学校に対する国の補助というのは全くおかしくなってしまうと思次に、もしそこまでそういうふうに厳密な解釈をしようと思

式がなされる、これについての御感想。でございます。政教分離をうたいながらあれだけの大統領就任でございます。政教分離をうたいながらあれだけの大統領就任武、こ離の国家でありますけれども、アメリカの大統領の就任式、こかの国家でありますけれども、アメリカも申し上げるまでもなく政教分

便宜私からお答えさせていただきます。 ○政府委員(大森政輔君) お尋ねが憲法問題に関しますので、以上、三点お聞かせをいただきたいと思います。

第三項によって禁止される国及びその機関の宗教的活動とは、十三日、大法廷判決でございますが、その中で、憲法第二十条地鎮祭判決というのがございます。これは、昭和五十二年七月指摘のとおり、政教分離の原則に関しましては最高裁判所の津指摘のとおり、政教分離の原則に関しましては最高裁判所の津まず第一点でございますが、お尋ねは結局のところ政教分離まず第一点でございますが、お尋ねは結局のところ政教分離

ないというふうに判断されますので、現行の助成と申しますの 宗教に対する援助、助長、促進等になるようなそういう効果は ます。したがいまして、先ほどの最高裁判所が示しました原則 教育における私立学校の果たす役割に着目いたしまして、私立 私立学校振興助成法第一条に規定してございますとおり、学校 ないというふうに考えている次第でございます。 は、仮に宗教系の私立学校でございましても何ら憲法上問題は いということになろうかと思いますし、またその効果も特定の に照らして考えますと、その目的において宗教的意義を有しな 経営の健全性の確保等を目的として行われているものでござい 学生等にかかる修学上の経済的負担の軽減、そして私立学校の 学校の教育条件の維持及び向上、私立学校に在学する児童生徒 含まれております。しかし、この助成と申しますのは、これは いますが、御指摘のとおり助成の対象には宗教系の私立学校も する助成というものについてどう考えるのかということでござ 次にお尋ねの第二点でございますが、宗教系の私立学校に対

そして第三点のアメリカ大統領の就任式の儀式の点でございますが、これはアメリカがどのような考え方でなされ、憲法との関係をどう考えているかということではないというと禁止している言葉であったと思いますが、過度のかかわり合いがあるすべての行為を憲法上禁止しているものではない。たしかアメリカ合衆国連邦最高裁判所しているものではない。たしかアメリカ合衆国連邦最高裁判所しているものではない。たしかアメリカ合衆国連邦最高裁判所の判決による言葉であったと思いますが、過度のかかわり合いがあるということでは承知しないとますが、これはアメリカ大統領の就任式の儀式の点でございますが。

○尾辻秀久君 時間がもうございませんので、最後にお願いだ

全くおっしゃるとおりだろうと思います。私がお尋ねした趣

とを言い合っていたらこれは世の中本当にお互いに生きづらくとを言い合っていたらこれは世の中本当にお互いに生きづらくとを言い合っていたらこれは世の中本当にお互いに生きづらくとを言い合っていたが、そういうふうに今後とも政府にお願いをしたいと思います。そして、そういうことをまさにおおらかにやたいと思います。そして、そういうことをまさにおおらかにやたいと思います。そして、そういうふうに思っておるわけでごにできるんじゃないかな、こういうふうに思っておるわけばいにできるんじゃないかな、こういうふうに思っておるわけばいまして、そのことのお願いをさせていただいて私の質問を終わります。

【六九四】第百十六回国会衆議院法務委員会議録 六号(平成元年11月22日) 第

(発言者) 中村巖(委員)

後藤正夫(国務大臣。 法務大

[発言順。 敬称略]

○後藤国務大臣 お答えいたします。 人として当然」、こういうふうに述べたと報道されているので った戦没者慰霊のための神道的神社というべきで、参拝は日本 靖国神社は「宗数法人となっているが、日本の伝統的形式を取 で記者会見をして、「閣僚はみんな靖国神社に参拝すべきだ」 でございますけれども、後藤法務大臣は、八月十四日、大分市 ○中村(巖)委員(まず最初に、法務大臣にお伺いをいたします ございますけれども、これは事実でございましょうか。 新聞の報ずるところによりますと、これは本年の八月十五日

○中村(巖)委員 法務大臣のお考えは今も変わらないのでしょ 大体そういうことを記者会見で申したと思います。

○後藤国務大臣 お答えいたします。

ということを言ったつもりではございませんでした。 中にありましたので、特に閣僚だけを特定して参拝をすべきだ たときに、閣僚も靖国神社に参拝すべきだという意見を述べま 神社の参拝のことを東京でやはり記者会見でも質問を受けまし をもともと持っておりましたので、その記者会見の前に、靖国 したが、私は、日本人はみんな参拝すべきだということが頭の 私は、日本人はみんな靖国神社に参拝すべきだという考え方

憲法との関連で大臣はいかがお考えでしょうか。 ある、こういうふうに私どもは考えておるわけですけれども、 ついては、殊に閣僚の靖国神社参拝ということは憲法上問題が ○中村(巖)委員 そこで問題は、靖国神社の参拝というものに

同じ気持ちで靖国神社に毎年参拝をいたしておりますので、そ 没者一般のいろいろな施設等にもお参りをしているというのと るということは、諸外国の無名戦士の墓にお参りしあるいは戦 ることは私も承知しておりましたが、私は、靖国神社に参拝す ○後藤国務大臣 憲法上の問題についてはいろいろな意見があ は私ども日本人にとっては常識的なことだというふうに考え

> ものだと思っております。 霊が行われるということであるならば、そこで戦没者の冥福を ということではなく、戦没者を祭ってあり、そこで戦没者の慰 ○後藤国務大臣 それが宗教的な施設、宗教ということである 礼拝施設であるということについてはどうお考えですか。 祈るということは、私は全然、何といいますか抵抗なくやれる であるかもしれないと思いますけれども、別に宗教であるから かどうか、これはちょっと学問的にはいろいろ論争される問題

○中村(巖)委員 靖国神社というのが神道という一つの宗教の

ろであって、そういうところへ閣僚という身分で参拝をすると という一宗教の流派の、これは祈禱所というか、そういうとこ もしれないけれども、実は靖国神社というものは、まさに神道 はとやかく申し上げないので、戦没者を慰霊することは大切か 気持ちでとおっしゃった。戦没者を慰霊することについても私 うわけでありまして、今大臣は、戦没者を慰霊する、こういう 教を助長するようなことがあってはいけないのではないかと思 ろうとあるいはまたどういう宗教施設に参ろうと、それは自由 あっても、どこでも構わない、私はそういう気持ちでおります。 参りしても、お寺であっても、神社であってもあるいはお墓で の政教分離の原則に違反をすることになりませんか。 いうのは、一定宗教を助長することになるわけであって、 でありますけれども、閣僚という立場になりますと、特定の宗 ○中村(巖)委員 後藤法務大臣が個人としてどういう宗教をと ともにあるのだという気持ちでお参りをするならば、どこへお のだというふうに教わってきておりましたので、神様は我々と ございますけれども、子供のころから神は常に我とともにある といいますのは、私は、自分のことを申しまして大変恐縮で

〔逢沢委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤国務大臣 お答えいたします。

を持っております。したがって、宗教的な気持ちでお参りをす とでございます。 の御冥福を祈るという気持ちでお参りをしている、そういうこ るということではございませんで、そこで戦没者に対して、そ 育ってきた文化的な一つのしきたりであるというような考え方 のようなものもございませんし、長い日本の歴史と伝統の中で 靖国神社というのは、別に諸外国の宗教のような教義

神社神道、そういう宗教であることは間違いないわけですから、○中村(巖)委員 気持ちがどうあれ、靖国神社が神道というか それをそういう気持ちがなかったからとおっしゃったって、そ

> ではないかと私は思うわけであります。 は気持ちがどういう気持ちであろうと、やはりよくないこと

いう反応があったかということを御承知でしょうか。 そのことはともかくとして、このことについて外国からどう

○後藤国務大臣 新聞によりますと、中華人民共和国の新聞が も見たように思います。

ないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。憲法の側面からこの問題を研究して慎重に対処しなければ かつ政府の一員でありますから、憲法遵守義務というものを負臣というものは法を守る立場にあるわけであって、しかもなお とをおやりになるというのは、やはり閣僚としては適当ではな ういうことをやってはいけないのだろう、もっと法律的な側面 っておるわけでありますから、自分のお気持ちだけで軽々にそ いのではないかというふうに私は思いますし、とにかく法務大 もうあまねく知れ渡っていることでございまして、そういうこ 反発を招くような行為がこの靖国神社参拝であるということは 〇中村(巖)委員 アジア諸国を刺激するような、あるいはまた いけ

○後藤国務大臣 お答えいたします。

のことを忘れないようにするというようなことをやっておると 戦没者の写真であって、そこを教官も学生も日夜通って戦没者 関を入りますと古い写真がたくさん壁に張られている。それは うなところへ参ったときにも、やはり同じような気持ちでそこ の慰霊をしてある、例えば写真がたくさん飾ってあるというよおります。したがって、例えばそれがある特定の場所に戦没者 私は他国の宗教とは全く異質のものであるというように考えて 社の、これが宗教であるかどうかという問題、その点について かはわかりませんが。 ということを答えましたけれども、いろいろ考えさせられたと ので、聞かれまして、日本ではそういうことはやっていません いるかと、私はちょうど大分大学の学長のときでございました いうことを聞きまして、そして、日本では、大学ではどうして ワにエネルギー大学というのがございますけれども、 に参拝しておりますし、一例を挙げますならば、ソ連のモスク すけれども、私は靖国神社に参拝するに当たりまして、靖国神 いうようなこともございました。これはお答えになったかどう 中村先生の御意見にどうも反論するのは非常に心苦しいので そこの玄

戦没者であれ死者を慰霊する施設であれ、そういうものがあれ ○中村(巖)委員 それは問題のすりかえですよ。宗教色のない、

町

(と記事的 「はいい」 (に関する特別委員会議録第九号 (平成2年11月6日) 【六九五】第百十九回国会衆議院国際連合平和協力

(発言者) 石橋大吉(委員)

制局長官) 工藤敦夫(政府委員。内閣法

人事局長) 村田直昭(政府委員。防衛庁

[発言順。敬称略]

○石橋(大)委員 (略)

○工藤政府委員 お答え申し上げます。 ○工藤政府委員 お答え申し上げます。 の工藤政府委員 お答え申し上げます。 ○工藤政府委員 お答え申し上げます。 ○工藤政府委員 お答え申し上げます。 ○工藤政府委員 お答え申し上げます。

に考えております。ことは、靖国神社が主体を持ってお決めになることだ、かよう取り扱われるかといいますか、失礼な言い方ですが、そういう取り扱われるかといいますか、失礼な言い方ですが、そういう職国神社は現在宗教法人でございまして、靖国神社でいかに

実態を。 ○石橋(大)委員 防衛庁長官、自衛隊で過去に亡くなった人は、 方ですか。自衛隊員で、過去、事故で亡くなったりした人は、 大体合祀されておるのじゃないかと私は思いますが、それはど 大体合祀されておるのじゃないかと私は思いますが、それはど

○村田政府委員 突然のお尋ねで、ちょっと定かにはあれしませれが、約千五百人程度ではなかろうかと思います。(「合祀されているかせんが、約千五百人程度ではなかろうか、警察予備隊発足以来)

体的に明らかにしていただきたい、こういうように思います。んじゃないか、私はこう思っていますから、ぜひひとつ後で具恐らく自衛隊で出て、もし万一亡くなられたときにはそうなるへ掃海艇で出た人なんかもちゃんと合祀をされていますから、恐らく今まで、例えば五○年ですか五一年ですか、朝鮮海峡の石橋(大)委員 じゃ、後から調べて答弁してください。

第十八号(平成3年4月10日)

(発言者) 吉岡吉典(委員)

海部俊樹(国務大臣。内閣総

理大臣)

官房長官))坂本三十次(国務大臣(内閣

[発言順。敬称略]

戦没者の慰霊のために八月の十五日には慰霊をいたしましたが、○国務大臣(海部俊樹君) いろいろ問題がございまして、私はしていない。朝鮮の併合も今のようにはっきり決着をつけていしていない。朝鮮の併合も今のようにはっきり決着をつけている。それであって、一方ではA級戦犯を靖国神社に祭って総理が公式参拝する。こういう態度が日本の反省をしている態度理が公式参拝する。こういう態度が日本の反省をしている態度理が公式参拝する。こういう場では、教戦犯を靖国神社に祭って総た世界から評価されると思いますか。総理、どうですか。 におんだ条約だと言い続けてきました。私もこれは何回も取り上結んだ条約だと言い続けてきました。 私もこれは何回も取り上

さんの人が共有しておられることだろうと思っております。で、そして追悼の誠をささげるというこの気持ちは、私はたくから、靖国神社へ行って、国のために亡くなられた方々を悼ん本人だれしも憲法によって信教の自由というものはございます誠をあらわすということがこれは最大の目的でありまして、日誠をあらわすということがこれは最大の目的でありまして、日誠をあらわすという理屈が通りますか。

はどんな大問題になったか。そこへ政府が公式参拝して、それ○吉岡吉典君 靖国神社にA級戦犯を祭っただけでも国際的に

それはA級戦犯の問題とは別個の問題でございます。

第国神社へ行きましてA級戦犯にお参りしてきたという話は 第国神社へ行きましてA級戦犯にお参りに考えておると ころでございます。 ころでございます。 ころでございます。 ころでございます。 ころでございます。 ころでございますがら。 私はもう何度かお参りをいた としての組織が、 靖国神社がどういう御神体を祭るかというこ としての組織が、 靖国神社がどういう御神体を祭るかというこ としての組織が、 靖国神社がどういう御神体を祭るかという ころでございます。

○吉岡吉典君 私は今の官房長官の答弁を聞いて、いよいよ本

当に驚きました。

示すべきだと思っておりました。 ちっとしたけじめをつけて、日本の今日の態度を鮮明に世界に 外国から非難を受けた戦後一連のそういう事実についても今き そういう年にする必要があると思いました。そのためには、諸 の機会に諸外国に日本の侵略戦争への反省を一層アピールする、 そういうときに敵国条項の削除ということが問題になれば、こ な国になる、そういう決意を固める年にする必要がある。もし 戦争の教訓を生かして日本が世界から信頼される平和で民主的 ことしは真珠湾奇襲攻撃のちょうど五十周年の年です。私は

今の官房長官の答弁をも含めて。 れる結果になっていると思いますが、総理、そう思いませんか、 略戦争への反省は全くしていない、考えてもいない国だととら とと反して、日本は敵国条項削除は一生懸命で言うけれども侵 とであって、私はきょうの答弁によって、私の期待していたこ 知らないとか追悼の誠をささげる、これはもう本当に大変なこ ところが、靖国神社にA級戦犯が祭られているということも

第三号 【六九七】 (平成3年9月6日) (百二十一回国会衆議院法務委員会議 録

(発言者) 小森龍邦(委員)

左藤恵 (国務大臣(法 野愼一(説明員。文化庁文 臣 務 大

部宗務課長) [発言順。敬称略]

○小森委員

もそういうものを誇張し過ぎる嫌いがあると思うのですが、法 する限りはそれはやるべきでないと思いますけれども、余りに るから存在そのものは邪魔を食ったりなんか、あの憲法が存在とかかわるものであるが、しかし、憲法は象徴として認めてお 家の紋がありますね。普通の人は菊の御紋と言っておるが、私 務大臣はこの間参られてあれを見られて、どういうお感じだっ この間法務大臣が私人の資格で参られたという靖国神社に天皇 その身分差別の問題ということに私らは思いが至るのですが 御はつけとうない、菊の紋ですね。これは身分制というもの

〇左藤国務大臣 (略)

まに心から礼拝をしてきたということ、それを申し上げたわけ

八月十五日も武道館へ行って英霊のみた 私は過去の歴史の厳しい反省に立って行 そのような考え方を官房長官も私も

っておるということ、 述べておりませんし、 ○国務大臣(海部俊樹君)

ういうことを関連してお尋ねをするかというと、やはり徹底し 思うか、こういうお話でございます。これは天皇家の一つの象 いうような関係から、象徴天皇の紋どころがあそこにあるとい 今法務大臣にお尋ねをしたことについて、つまり信教の自由と ものが欠けるんですね。そういう意味でお尋ねをするのですが た合理精神というものが国民の間になければ、一面合理的な法 ただいておりますので、なぜこういう借地・借家法のときにそ ○小森委員 きょうは文部省の関係の文化庁からもおいでをい うに私は理解をいたしております。 解の中で現在そういうふうなことが行われておる、こういうよ 今日そのまま続けられておる、それが一つの国民の皆さんの理 してそこにそういった象徴が置かれているということであって、 そういう形で明治の時代にこうした靖国神社が設けられて、そ 徴であるということがあって、それをいただいたといいますか それから、靖国神社の中に菊の御紋があるということをどう が仮にできたとしても、それを運用し切る国民的能力という

> する国民的能力にかかわってくると思いますので、 が正しく定着するということは、ほかの問題をも合理的に解決 なく、信教の自由は国民の基本的な人権の問題であるし、ここ たいと思います。 お尋ねをし

在に至っているということと承知しております。 靖国神社もこの太政官達によりまして菊の御紋章を使用し、 たわけでございますが、明治十二年に別格官幣社となりました 社頭の幕、ちょうちんに限りまして菊の御紋章の使用が許され これは明治七年の太政官達によりまして、官幣社は社殿の装飾 の御紋章を現在使用している経緯につきましてでございますが ○梶野説明員 御指摘の点につきまして、まず、靖国神社が菊 現

原則としているわけでございます。したがいまして、御指摘の、 くいたしまして宗教上の事項への関与を厳しく排除しておりま 立や管理運営につきましては、できる限り行政庁の関与を少な信教の自由や政教分離の原則にのっとりまして、宗教法人の設 えております。 個々の宗教法人の自主的な判断にゆだねられているところと考 どのような紋章を定めたりあるいは使用するかにつきましては、 して、宗教法人の管理運営は自主的、 うことでございますけれども、宗教法人法は、憲法で定めます でございますが、その意味では数多くある宗教法人の一つとい がございまして、靖国神社もこれにのっとった法人であるわけ ただいまの御指摘の件に関しましては、宗教法人法というの 自律的に行われることを

思うけれども、間違われるということでベニヤ板を張らされた とによって存続させようという見え見えの意思というものを私 つまり昔ながらのことを存続させよう、だから何にもしないこ てみれば、逆にそれをどうぞ御自由にという言い方になって、 そういうような意味でやったのでしょうけれども、今日になっ のを私子供のときに知っております。それは不敬罪になるとか ですが、以前は恐れ多いから使うな、こういう法律がありまし じめ届けていただいておりますので、 ○小森委員 以前こういうことに対する政府側の答弁をあらか は読み取ることができるのであります。 て、私の近所のお寺さんが、あの菊の枚数は少し少なかったと 私も大体それはわかるの

やったって合理的に物の解決はできない。日米構造協議も、 の中に国民の不合理な感覚というものがずうっとあれば、何を がっている社会意識、こう言っておるわけです。その社会意識 メリカはアメリカの国益をもって言うとるんだけれども、 それで、結局私らは、こういう意識というのを広く一般に広 P

うことをどういうふうに御理解いただいておるか。

言うまでも

ことを要望として申し上げておきたいと思います。 題なんでありますから、ひとつ配慮をしていただきたいという を定着させるように、殊に文部省、文化庁というのは文化が問 しっかりした合理的な感覚、人権思想に基づいた合理的な感覚 だって押されぎみになると私は思うのですね。だから、やはり きは日本の不合理性をついておると思うのですね。それで外交

> 【六九八】第 録第三号 (平成4年5月21日) (百二十三回国会衆議院安全保障委員会

(発言者) 上田哲(委員)

渡辺美智雄 (国務大臣(外務 大臣))

野村一成(政府委員。 議官兼内閣総理大臣 内閣審

官房参事官) [発言順。 敬称略]

○上田(哲)委員 (略)

大臣に答えてほしい。 に戦死者は靖国神社に祭られるかという、どうですか。これは んでしょうが、そこからの一つの質問なんです。そうした場合 測の事態も全然ないとはまた言えないという遠回しの言い方な 相から犠牲者は仕方がないという答弁がありました。それは不 今回出せば不測の事態で戦死者は出るのかと言ったら、海部首 KOの実績でいうと各国で七百七十余名の犠牲者が出ている、 ら聞いてほしいと電話があります。万一のことです。去年の秋 に、海部内閣時代に私自身が質問しまして、国連の今までのP 名前を出すわけにはいかないけれども、自衛隊の人か

わかりません。 ○渡辺(美)国務大臣 さあ、これは神社が決めることですから

私は個人としての考えはありますが、ここは大臣として答弁し ているわけですから個人の考えは差し控えておきます。 ○渡辺(美)国務大臣 政府としては別に何も決めておりません。 問に対しては答えられないというのが政府の立場ですか。 ○上田(哲)委員 そうすると、自衛隊員のそういう気持ち、質 か悪いとかということをここで申し上げることは差し控えます。 ○渡辺(美)国務大臣 それは今のところ、私はどちらがいいと ○上田(哲)委員 大臣としてはどうあるべきだとお考えですか

ですから政府は申し上げない。それは神社が決めるんですよ。 ○渡辺(美)国務大臣 だれを靖国神社に合祀してくれ、だれを という問いに答えてやらないで出すのですか。 しないでくれ、そういうようなことは宗教との関係に絡むもの ○上田(哲)委員 靖国神社は宗教の絡みだけではない。国の重

くことになった場合、不測の事態が起きたときにどうなるのか ○上田(哲)委員 個人でもいいです。命令が出て自衛隊員が行

○野村政府委員 お答え申し上げます。

と思っております。 るいはその実施の段階においてきちんとした処理をしていこう 績がある者についてはその対象とするよう、この法案の作成あ 問題提起であると思います。私どもやはりそれにふさわしい功 職員に対して賞じゅつ金の引用もございましたけれども、それ に対していかに功績をたたえるかという、そういう見地からの ただいま先生の問題提起は、この国際貢献の過程で殉職した

政府として申し上げる立場にはございません。 外務大臣がまさにお答え申し上げておりますとおり、この点に つきましては靖国神社が自主的に決定することでございまして、 ただ、ただいま靖国神社にという問題提起がございました。

摘のように、宗教の問題であるということが当然含まれている わけでございます。 上げたその要素の一つとしまして、これはまさに外務大臣が指 ○野村政府委員 私が靖国神社が自主的に決定することと申し ○上田(哲)委員 宗教の絡みだと言われたのはどうなんですか。

てちゃんとした答えをしておいてください。 教だけの問題ですか。そこのところは政教分離原則の問題とし るだけだということをはっきりしておきますが、 言っているのじゃないんです。今は素朴な質問を取り次いでい ○上田(哲)委員 浅い議論をしたくないのだが、私は功績論で 靖国神社は宗

的に決定することであるということを申し上げている次第でご きまして、その点に絞りますと、これはまさに靖国神社が自主 かと思いますけれども、外務大臣が申しましたように、基本的 それ以外にも論点あるいは論議の対象になっている点があろう に私は、今御指摘の賞じゅつとか功績をたたえるという点につ 社と申しますと宗教の問題という要素があるのだと思います。 されておるわけでございますけれども、もちろん私は、靖国神 ○野村政府委員 先生、この靖国神社の問題ということで提起 ざいます。

○上田(哲)委員 素朴な意見を取り次いだのですから、それ以 上私はここでは議論をしません。深くは後に譲ります。

第十一号 第百二十六回国会衆議院予算委員会議 (平成5年2月18日) 録

(発言者) 鴻池祥肇(委員)

河野洋平 (国務大臣(内閣官 房長官))

敬称略]

[発言順。

○鴻池委員

ります。 目的効果論を踏襲しているものというふうに私どもは考えてお の津の地鎮祭にかかわる最高裁判決において示されたいわゆる ざいません。しかし、判決の基本的な考え方は、昭和五十二年 のでございまして、 ○河野国務大臣 最高裁の判決は、地方公共団体にかかわるも した。これに関して官房長官の所見をお伺いしたいと思います。 うに、結論からいえば、私からいえば常識的な判決を出されま 最高裁の第三小法廷では、いずれも憲法には違反せず、このよ と地元の一部住民が訴えていたのでありますけれども、十六日、 これは信教の自由と政教分離の原則に反し憲法違反ではないか るいは市の教育長が忠魂碑の前で行われた慰霊祭に参列した、 した。これは箕面市の忠魂碑の移設費を市が負担したこと、あ 大阪の箕面市の忠魂碑訴訟の最高裁判決が十六日に出されま 政府として特にコメントをする立場ではご

○鴻池委員 いや、 若干の説明を法制局からお求めがあればさせたいと思います。 結構でございます。

れども、官房長官の御意見を承りたいと思います。 社への公式参拝もこれと同趣旨のものではないかと思いますけ 大きいと思います。閣僚の皆さん方が、総理を含めて、靖国神 されておるわけでございます。私はこの意味というのは非常に それは政教分離の原則を逸脱するものではないという見解が示 に対して弔意、哀悼の意を表するのが主たる目的の行為であり、 育長の参列は、重要な公職にある者の社会的儀礼として、遺族 て、慰霊祭は戦没者の慰霊、追悼を目的とするものであり、教 し上げた教育委員会委員あるいは教育長の慰霊祭の参列につい この判決において注目すべきポイントというのは、先ほど申

けでございます。今回の問題とはその事柄の持つ背景が少し違 いうことから、かねて内閣としてはそうした対応をしているわ これあり、さまざまな視点を持って考える必要も一方であると

○河野国務大臣

靖国神社の参拝については、国際的な問題も

うように思います。

ざいます。これだけを申し上げ、まず官房長官から、ぜひとも うことが、いろんな意味もわかりますけれども、私は不満でご らの国のそういう方々のところにはお参りになれないのかとい SEAN四カ国訪問にお供をさせていただきました。やはりか○鴻池委員 先ほど御報告を申し上げましたように、総理のA 願いと御要請を申し上げるものでございます。 官房長官も含めて靖国神社にお参りがいただけますように、お 行為をされるわけでございます。我が国だけはどうしてみずか ても、一国の元首、総理は、祖国の国民を代表してそのような の地で戦没者に花輪をささげられます。どこの国に行かれまし

る調査特別委員会議録第十四号 【七〇〇】第百二十八回国会衆議院政治改革に関す (平成5年11月4日)

(発言者) 笹川堯(委員)

細川護熙(国務大臣。 理大臣) 内閣総

[発言順。 敬称略]

○笹川委員

を申し述べるとともに、今後一層世界平和のために寄与するこ の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみ 書いてないのですよ。「まずはこの場をかりて、過去の我が国 演説では、ぐっとやわらかくなりまして、そういう意味が全く がありました。しかし、八月二十三日の総理大臣の所信表明の 侵略戦争で、間違った戦争だと認識している、こういう御発言 うことであります。 とによって我々の決意を示していきたいと存じます。」こうい と悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とおわびの気持ち さて、総理に、実は八月の十日の記者会見で、 第二次大戦

とい人命が、民間人も失われております。こういう方々にも思 争問題を考えるときに、近隣諸国に迷惑をかけたという言葉は大変内容的には私も賛成できるわけでありますが、確かに戦 いをいたしているのだということを本当はこの後につけ加えて 大戦は、まあ指導者が間違っておったのでしようが、国のため 対しても、私は相済んだと思うのですが、やはり今度の第二次 かと思うのですが、いかがですか。 いただければ、まあ答案としては百点に近くなったのじゃない に散った多くの兵士の皆さん、そしてまた、戦災によってとう えば遺族会にしても、亡くなって靖国神社に祭られている人に びに。ところが、総理がここでもう一行加えてもらったら、例 いつも出てきます、中国に行くたびに、あるいは韓国に行くた

輩のたっとい犠牲の上に成り立ったものであって、そのことを ますが、今日の日本の平和と繁栄というものは、そうした諸先 みたまを慰霊をするという気持ちにつきましては、私も決して ってしっかりと伝えていくということが我々の世代に課せられ 員会あるいは本会議の答弁等でも再々申し上げてまいっており ○細川内閣総理大臣 今お話がございましたように、戦没者の 片時も忘れてはならないし、また、そのことを子々孫々にわた 人後に落ちるものではないと確信をいたしております。予算委

でございます。

○笹川委員 それでは、実は我が国では、終戦記念日というふうにいつもこう新聞に出るわけであります、終戦記念日と言うのし、私は、全面降伏であったので、本当は敗戦記念日と言うのし、私は、全面降伏であった。 従び正しいと思うのです。特に、戦後A級戦犯で巣鴨の収容所にが正しいと思うのです。特に、戦後A級戦犯で巣鴨の収容所にが正と討ると言うからやめた、しかし、竹やりで本土決戦をしたら勝めろと言うからやめた、しかし、竹やりで本土決戦をしたら勝めろと言うからやめた、しかし、竹やりで本土決戦をしたら勝めると言うからです。 し、私は、全面降伏であったので、本当は敗戦記念日と言うのとき思ったのですが、私は率直に、敗戦記念日というようにいつも言いた。 のとき思ったのですが、私は率直に、敗戦記念日だというよっています。終戦とは言わない。

思うか、いかがですか。 思うか、終戦記念日が正しいと思うか、敗戦記念日が正しいとますが、終戦記念日が正しいと思うか、敗戦記念日が正しいとあの状態のことを、総理は、ちょっと年がお若いのでござい

識をしないでそう申してまいりました。○細川内閣総理大臣 それはなかなか難しいお尋ねでございま

○笹川委員 今総理が、意識をしないという御返事であります のようにお願いをしておきます。今急に言いましても、これは なかなか難しいでしようから。

さて、実は外国へ我々が行きましても、必ず国立墓地へお参さて、実は外国へ我々が行きましても、必ず国立墓地へおおいでになっても、野家内をするところが実はないは警察官、消防士、まさに国のため、国民のために命を散らした人の国立墓地に必ずお参りに行く。国民のために命を散らした人の国立墓地に必ずお参りに行く。ところが、今の日本では、外国から要人がおいてになっても、必ず国立墓地へお参いない。

こんなことは、日本の国としては、これは私は一番先に考え

ですが、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるように、諸外国へ参りますというふうに私は承知をいたしておりますが、我が国におきましても千鳥ケ淵などはその一つにお参りをし、敬意を表するということがなされているわけでにお参りをし、敬意を表するということがなされているわけでにお参りをし、敬意を表するということがなされているかけでにお参りをしている。

○笹川委員 今、千鳥ヶ淵の話が出ましたが、これは戦没者だい。そういうものを含めての国立墓地ということであって、軍性になって殉じた人を、実は正式にお祭りしているところはなけでありまして、私の申し上げているのは、警察官でも、自衛けでありまして、私の申し上げているのは、警察官でも、自衛けでありまして、私の申し上げているのは、警察官でも、自衛

では、は、では、これでは、これでは、これでは、これはいつも間短になる人ですが、靖国神社に公さな大きに、これはいつも問題になる人ですが、靖国神社に公さなどを表れなことがあると思うんですが、私はそういう議論よりも、とか、あるいはその玉ぐし料を国の税金から払ったとかと、いろんなことがあると思うんですが、私はそういう議論よりも、さいなごを理大臣にも個人があるわけですから、今から行ってくやはり総理大臣にも個人があるわけですから、今から行ってくれないとか、行くなとかいうことを言っているわけじゃありません。もし機会があれば、御近所を通ったときでも結構です、ひんなことがあると思うんですが、私はそういう議論よりも、さいなどを理大臣に自己では、自民党のときはもうこてんこでんですが、せっかく連立与党になって、この問題ではたたからんですが、せっかく連立与党になって、この問題ではたたからんなですが、ですから、今までは、自民党のときはもうこてんこでんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があったらんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があったらんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があったらんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があったらんにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があったら行くよ、絶対に行かないですか。

○細川内閣総理大臣 率直に申し上げまして、このような立場

であろうというふうに私は思っております。今の立場にありまそれぞれの方々が個人の責任において御判断をされるべきこと今、公人か私人かというお話がございましたが、このことは

ふうに受けとめているところでございます。えて、やはり慎重に判断をしなければならないであろうというす以上は、この問題についてのさまざまな問題というものを考

行く気がなければ、行きたくない、それは結構。○笹川委員 慎重というのは非常にいいんだけれども、行く気

私も小学校のときから靖国神社へお参りしています。国会議私も小学校のときから靖国神社へお参りしています。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に慎そうでしょう。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に慎そうでしょう。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に慎まってしまう。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に慎いない。これは集団で行くところじゃないと私は思っているから。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に関する。というでしょう。というでは、ませいのというでは、ませいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいは、ませいのでは、ませいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのではいいのでは、ませいいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませいのでは、ませい

○細川内閣総理大臣 慎重にと申し上げましたのは、今の立場で参りますと、以前のようにふらっと桜の季節に行ってお参りをしてくる、あるいはもみじの季節に行ってお参りをしてくる、あるいはもみじの季節に行ってお参りをしている、使う車は何の車使うのか、だれか秘書を連れていは、例えば、使う車は何の車使うのか、だれか秘書を連れていは、例えば、使う車は何の車使うのか、だれか秘書を連れていいかなければならないといったようなこと桜の季節に行ってお参りで参りますと、以前のようにようなこと桜の季節に行ってお参りで参りますと、以前のようにようなこと桜の季節に行ってお参りにありますと、以前のようにようなことができないます。

○笹川委員 まあ顔を見ていると、行きたいと、行きたいけれいただきました。

哈)

録第八号 七〇二】 第百二十八回国会参議院予算委員会会議 (平成5年12月14日)

(発言者) 尾辻秀久(委員)

武村正義 (国務大臣(内閣官 房長官)

細川護熙(国務大臣。 内閣総

[発言順。 敬称略]

○尾辻秀久君

○国務大臣(武村正義君) 公式にきょう認めていただけますか。 ますとたしかお答えになったはずでありますけれども、これは き継いでいただけますかというふうに申し上げたら、引き継ぎ 表した公式見解でありますが、これは今度の内閣もそのまま引 ある、これは自民党時代の靖国神社に対する官房長官談話で発 八月十一日だったと思うんですが、官房長官にお会いしまし そのときに、靖国神社は戦没者を追悼する中心的な施設で 靖国神社への公式参拝につきまして

ということなんです。公式参拝のことは聞いていません。 ○尾辻秀久君 私が今お聞きしたのは、靖国神社をどうするか 的に考慮をしながら各閣僚が判断すべきものと考えております。 後公式参拝を実施するかどうかは、その都度諸般の事情を総合 いとの認識に立っているものであります。 なお、公式参拝は制度化されたものではありませんので、

って参拝を行うことは、憲法二十条第三項に反するものではな もに、神道儀式によることなく追悼行為にふさわしい方式によ 専ら戦没者の追悼を目的とし、これをあらかじめ公にするとと

内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、

に確認をさせていただきます。いいですね。 ○尾辻秀久君 これは内閣の公式な見解である、こういうふう 設であると認識をしております。

○国務大臣(武村正義君)

済みません。戦没者追悼の中心的施

の趣旨を踏襲して申し上げております。 ○国務大臣(武村正義君) 昭和六十年八月の内閣官房長官談話

○尾辻秀久君 そうすると、総理はその中心的な施設へのお参

○国務大臣(細川護熙君) 答弁なさったとおりでございます。 先ほど官房長官が先に先回りして御

> りしておりませんが、その前には折りに触れてお参りをいたし ております。 ○国務大臣(細川護熙君) ○尾辻秀久君 機会を見てお参りなさると理解していいですか 総理に就任いたしましてからはお参

> > 第七号 【七〇二】

(平成6年5月23日)

(発言者)

深谷隆司(委員) 羽田孜(国務大臣。

大臣)

内閣総理

. 発言順。

敬称略]

第百二十九回国会衆議院予算委員会議

録

とかそんなことではなくて、死んでいった人たちは靖国神社に にお願いをしておきたいと思います。 人の立場、考え方は別として、お参りだけはしてくださるよう そしてそれは国が約束したことでありますから、今生きている 祭ってもらうんだと思って散っていったわけでありますから、 ○尾辻秀久君 神社であるとか憲法で言う宗教上の問題がある

深谷委員 (略)

はないだろうと思う。 てきてしまうのでございます。恐らく、これは私一人の心配で 思うのでありますが、公明党の大臣がこれだけ多くなって政権 やってはいけないという当たり前の憲法の原則であろうと私は 国が特定の宗教を支持したり、そのプラスになるようなことを に参加すると、そういう心配がないかと私は非常に不安になっ からの信ずる宗教を妨げられることはない。言いかえれば、 憲法第二十条は、信教の自由を保障しております。 何人もみ

規定されている宗教、信教の自由、 たのお考えを伺いたい。どうぞ。 そこで、羽田総理に伺いたいと思うのでありますが、憲法で こういうことについてあな

宗教、これを侵すことはできないということであろうというふ うに思います。 ○羽田内閣総理大臣 何人たりといえども、みずからの信ずる

祭られていることは確かだ。 日本及び日本人の将来のために命を捨てていった人たちが多く 百七十一柱、かつて不幸な戦いでお亡くなりになった人たちの の会の会長であった。あの靖国神社には、二百四十六万六千二 霊が祭られている。戦争責任の問題はこの際別にしたとしても、 ○深谷委員 あなたは、みんなで靖国神社に参拝する国会議員

ない、そういう立場だとは思うのですが、しかし靖国神社に参だから、今を生きる私たちは靖国神社に参拝しなければなら 拝するたびごとに、これは公的な参拝なのか私的な参拝なのか、 社がその名のとおり神道であるからでございます。 しばしば大問題になってしまうのであります。それは、

たしか国の命令によって戦い亡くなった方々、これが祭られて ○羽田内閣総理大臣 靖国神社につきましては、国のために、 いておりますが、いつ行かれましたか。 あなたは総理になってから靖国神社にお参りに行かれたと聞

1003

おるということ、こういったことであります。私はそれと同時

ただ、私は、内閣総理大臣という立場になりますと、御案内のとおりやはりアジアの各国の中にこの戦いによって傷ついたのとおりやはりアジアの各国の中にこの戦いによって傷ついたのとおりやはりアジアの各国の中にこの戦いによって傷ついたのとおりやはりアジアの各国の中にこの戦いによって傷ついたのとおりをす。ですから、私は総理になる前にお参りをしております。の実合委員 いずれにしましても、憲法で規定している信教のります。ですから、私は総理になる前にお参りをしております。のとおりやはりますと、石の他のいろいろな配慮もありますが、のとおりやはりますと、石の他のいろいろな配慮している、それは、内閣総理大臣という立場になりますと、御案内のとおりでする。

いたいんです。 いますが、そういうことはお考えになっておられませんかと伺流になっているということで、宗教上の心配を持つ向きもござ流になっているということで、宗教上の心配を持つ向きもござ

リスト教何々党という党なんかがあるとおりでございます。思います。これは日本だけではなくて、他の国でも、例えばキうということで政治活動もされておられる方が私は多くあるとったことを常に腹の中に置きながら、そういう高い理想を追おやはり高い一つの理念、理想というものを持っておる、そういやはり高い一つの理念、理想というものを持っておる、そういの羽田内閣総理大臣 この点につきましては、宗教というのは

第十一号(平成6年5月27日)

(発言者) 江藤隆美(委員)

羽田孜(国務大臣。内閣総理

[発言順。敬称略]

私は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大科は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大和は土井議長は上げぬでも、それはしようがない、あの人は、それは土井議長は上げぬでも、それはしようがない、あの人は、それは土井議長は上げぬでも、それはしようがない、あの人は、それは土井議長は上げぬでも、それはしようがない、あの人は、日本では、後担にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大利は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大利は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大利は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大利は、総理にちょっと聞きたい。この前、靖国神社の春季大利は、総理にちょっと聞きたい。

○羽田内閣総理大臣 私もあることを通りますといつもお参りしているの我々がお参りするということ、これは残念なんですけるに今の我々がお参りするということ、これは残念なんですけるに今の我々がお参りするということ、これは残念なんですけるに今の我々がお参りするといるとかということよりは、要するに別に何もサボつたとかなんとかということは、要するに対している。

これはある国の首脳は、ともかくあそこで戦争の指導者の方はたい。可以の中で、内閣総理大臣としては遠慮させていただといる人たちがあるというのが、実は各国のいろんな声でありお参りしたい、しかし残念だけれども、我が国でもまだ傷ついている人たちがあるというのが、実は各国のいろんな声であります。そういう中で、内閣総理大臣としては遠慮させていただます。そういう中で、内閣総理大臣としては遠慮させていただい。

○ヹ。 ○江藤委員 私どもは、あなたもそうでしょうが、アメリカに〇江藤委員 私どもは、あなたもそうでしょう。そして、は日本と戦った指導者もいるわけよ。そうでしょう。そして、行ったときはアーリントン国立墓地にお参りをする。あの中に〇江藤委員 私どもは、あなたもそうでしょうが、アメリカに

山口さん、あなたに見せようと思って持ってきた。これは

参りした。
一回我々が国対委員長でソ連に行ったとき、モスクワの無名戦ー回我々が国対委員長でソ連に行ったとき、モスクワの無名戦ー回我々が国対委員長でソ連に行ったとき、モスクワの無名戦ー回我々が国対委員長でソ連に行ったとき、モスクワの無名戦ー回我々が国対委員長でソ連に行ったとき、モスクワの無名戦

私は、亡くなった人に罪はないと思いますよ。だから、ベルりンのど真ん中の公園にソ連は二万人のソビエト兵士の墓をつりンのど真ん中の公園にソ連は二万人のソビエト兵士の墓をつりンのど真ん中の公園にソ連は二万人のソビエト兵士の墓をつりンのど真んですか、嘆きの母の像と、そのはるか向こうに子供像というんですか、嘆きの母の像と、そのはるか向こうに子供像というんですか、嘆きの母の像と、そのはるか向こうに子供像というんですか、嘆きの母の像と、そのはるか向こうに子供像というんですか、嘆きの母の像と、そのはるかられ、自分の二万人のソ連兵の墓です。しかも敵国の中ですかられ、自分の領土じゃありませんよ。

ばお参りをするんです。
私は、ちょうど一緒に学んだ諸君を約十人戦争で失った。今私は、ちょうど一緒に学んだ諸君を約十人戦争で失った。今私は、ちょうど一緒に学んだ諸君を約十人戦争で失った。今

何もあそこへ行って、よし、もう一回アメリカと戦争してかてほしいと祈って行くんですよ。
おかにおさまって、そして国の将来を守ってくれよ。この国にらかにおさまって、そして国の将来を守ってくれよ。この国にらかにおさまって、そして国の将来を守ってくれよ。この国にらかにおさまって、よし、もう一回アメリカと戦争してかてほしいと祈って行くんですよ。

だから私は、羽田総理になられて、いろいろあるだろうけれ戦争というのはそういうものである。それで私は連れていった。親の顔も知らずに育った多くの若者のあることを決して忘れて親の顔も知らずに育った多くの若者のあることを決して忘れて親の顔も知らずに育った多くの若者のあることを決して忘れて親の顔も知らずに育った多くの若者のあることを決して忘れていかぬ。それが戦争というものである。私たちけながら、父見ておけよ。おまえは幸せだぞ。この世に生をうけながら、父見ておけよのである。私たちはいかぬ。それが戦争というものである。それで私は連れていった。

たんです。感想がありますか。 ていくのかな、こう思うと私は残念であるから、あなたに聞 家というのは、そういうふうに時と場合によって姿勢が変わっ ども、シキミの花一つ上げぬ、そしてお参りもなさらぬ。政治

ころであります。 行きながら、記者会見等でもそのことを申し上げてまいったと ですから、今までもそう思い、そして皆さんと一緒にお参りに ら再び軍国主義をどうのこうのなんという思いはございません。 はもう江藤委員と全く同じ思いで、私はあそこにお参りするか ○羽田内閣総理大臣 あちらに祭られている方についての思い

ります。 総理大臣としてはひとつ遠慮させていただいたということであ りまして、私ども、 ったというふうに私は元総理からお話を伺っておるところであ れたときにいろいろな国の皆さん方とお話をしたその結果であ の国の中も安定しておらない、これが実は、中曽根総理が行か れているところだけはひとつ何とか勘弁してほしい、まだ我々 た人たちがたくさんあるという現状の中で、その指導者が祭ら でありますけれども、それらの国に今なお相当大きく傷つかれ これはよその国の方なんかも行ってもよろしいんだということ 先はどのように、無名戦士の墓ということでございますと、 今現在まだそういう状況にあるという中で、

第七号 【七〇四】 (平成6年6月17日) 第百二十九回国会衆議院予算委員会議 録

(発言者) 板垣正 (委員)

羽田孜(国務大臣。 大臣) 内閣総理

[発言順。 敬称略]

○板垣正君

ますか。 総理に伺いますが、この八月には靖国神社に参拝され 略)

うにという努力は板垣委員とともにやってきた歴史というもの いろんな御努力もいただいたものでございました。 の時代でございましたか、相当いろいろとお話しし、 を持つものであります。ただ、あのときに、たしか中曽根総理 ○国務大臣(羽田孜君) 私自身、実は総理大臣が参拝できるよ また実は

とを率直に申し上げざるを得ません。 参拝については私として今なかなか難しい状況にあるというこ ちというのはよくわかるわけでありますけれども、そういった の皆様方が大変御高齢にもなっておるという中で、そのお気持 いろんな指摘があったということでございまして、私は、遺族 に国を代表する方がお参りすることについてそれぞれの国から 人たちがあるという現状、そういう中で、日本が今、靖国神社 ただ、残念でございますけれども、まだ先方に傷ついている

○国務大臣(羽田孜君) ちょっと私まだ拝見しておりません。 問状が出されておるのをごらんになりましたか。 ○板垣正君 総理は、日本遺族会の婦人部、青年部から公開質

○板垣正君 いずれお手元に届くと思います。

そういうふうなことで、耳を疑う、どんな気持ちなんだろうか、 ですが、その羽田さんが総理になられたら、あの侵略発言とか 変熱心で、全国の遺族から非常に親しみを持たれておったわけ にお参りする議員の会の会長もやられ、遺族の処遇改善でも大 質問状、これは、前提として、とにかく羽田総理は、靖国神社 今申し上げた日本遺族会の全国の婦人部、青・壮年部、公開

> し上げたいと思います。 ○国務大臣(羽田孜君) 拝見した上で、私は誠意ある回答を申

谷川峻先輩とともにパネラーとして実は出まして、なぜ総理が お話を申し上げたことがあります。 お参りできないのかということについても実はざっくばらんに いった皆さんがお集まりのときに、私は、たしか亡くなった長 な遺族関係の皆さんあるいは靖国神杜を尊崇する皆さん、そう ざいましたか、靖国神社におきまして、あそこの会場でいろん そして、今の問題につきましては、今から四年ぐらい前でご そういった問題は、私は遺族の皆様とお話しするときにもそ

申し上げたいというふうに思います。 ざいまして、私はそういった思いをそのままもしあれでしたら のことをずっともう数年前から申し上げてまいったところでご

いただけますか。

に行くと思いますが、これについて総理は誠意のある御回答を おります二千万人問題等々について公開質問状、いずれお手元 か、あるいは東京裁判史観、あるいは後から言いたいと思って こういうことで、あえて靖国問題とか侵略発言とか国会決議と

6年7月20日 【七〇五】第百三十回国会衆議院会議録第二号 (平成

〇石田幸四郎君 (略)

だしたいと思います。 次に、靖国神社への閣僚の公式参拝について総理の見解をた

見解をお聞かせください。 式参拝は憲法から見て許されると考えているのか否か、総理の 公式参拝を容認するかのごとき発言をしております。閣僚の公 原則に違反するとしてまいりました。しかるに、総理は、この 従来、社会党は、公式参拝は憲法二十条に規定する政教分離 (拍手)

○内閣総理大臣(村山富市君)

に検討した上で判断すべきものであると考えているところでご かは、その都度諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的 れたものではございません。今後、公式参拝を実施するかどう 差し控えられているところでございます。公式参拝は制度化さ したが、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に考慮し、 臣の靖国神社公式参拝は、昭和六十年八月十五日に実施されま務大臣が公的資格で行う参拝のことでございます。内閣総理大 靖国神社への閣僚の公式参拝とは、内閣総理大臣その他の国

次に、靖国神社への閣僚の公式参拝についてお尋ねがござい

6年7月22日 【七〇六】第百三十回国会参議院会議録第三号 (平成

大久保直彦君 (略)

変わってよいなどという問題ではございません。現に総理自身 もこれまでそう主張してこられたのではありませんか。 かわる憲法上の重大問題であり、その都度事情によって判断が でございますか。この問題はまさに信教の自由と政教分離にか 自主的に判断すると述べられました。この答弁は、総理、何事 田委員長への答弁で、その都度諸般の事情を総合的に考慮して 靖国神社への閣僚の公式参拝について、総理は、我が党の石

なのでしょうか、その基準を明確にお示しいただきたいと存じ 総理、どのような状態なら合憲で、どのような状態なら違憲

○国務大臣(村山富市君) (略)

閣総理大臣その他の国務大臣が公的資格で行う参拝のことでご 内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、内 次に、靖国神社公式参拝についてのお尋ねがございました。

事情を総合的に考慮し差し控えられているところでございます 六十年八月十五日に実施された後、昭和六十一年以降は諸般の内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、御存じのように、昭和 に違反しないとの従来の政府方針は変わっておりません。 が、昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝は憲法

ら、慎重かつ自主的に検討した上で決定すべきものと考えてお 式参拝を実施するかどうかは、内閣総理大臣その他の国務大臣 公式参拝は制度化されたものではございませんが、今後、公 近隣諸国の国民感情など諸般の事情を総合的に考慮しなが

四号(平成6年9月2日) 【七〇七】参議院決算委員会(鯔ニキ鯨閉会後)会議 録第

(発言者) 笠原潤一(委員)

萩次郎(説明員。 局長) 防衛庁人事

[発言順。 敬称略]

非常に大事なことでありますし、それが任務であります。 医療とか公衆衛生その他のことは当然であります。それはもう 内容についてお伺いをいたしました。確かに給水とか空輸とか ○笠原潤一君 大臣からこの派遣についてかつまた詳細な

こは平穏過ぎる。 のが非常に悪いのが当たり前と言うと言葉は悪いんですが、こ が、何遍行ってもそうですけれども、もう本当に治安というも 感じておるわけです。平和は当たり前だと思っています。しか のような平和な国におりますと平和が当たり前のように我々は し、一たん日本の国の外へ出れば、私はたびたび海外へ出ます そこで問題は、非常に治安の悪いところでありまして、日本

器は携帯していかなきゃならぬ、こういうことであります。 非常に治安が悪いところで、報告のあったように護身用の小火 て、ケニアの方はいいでしょうけれども、そういう点で言えば で百万人とも言われる難民が集まっておるわけです。したがっ ましてや、アフリカの中で今度ルワンダの周辺、お隣のゴマ

ああいう非常に状況の悪いところですから、もしも不測の事態 とを願っています。これは当然起きないために行くわけですし、 が起きたときはどうするかという問題。私はこれは起きないこ はあるけれども、今度は全然民族も感情も全部違っていまして、 うな同文同種ですからある程度、それは非常に危険なところで カンボジアはどちらかといえば仏教国でもありますし、同じよ ども、しかしそれ以上に私はこれは大変なことだと思うんです。 とは想像できないのであります。 万全の態勢をとられるでしょう。しかし、決して起こり得ない かつてのカンボジアのPKOのときもそうでありましたけれ

魂といいますか、国家補償、慰霊の鎮魂、祭祀というものを非 士が亡くなった。それが十数年後に出たときにはあのバンクー 常に大事にしています。かつてベトナムでカナダの国連軍の兵 てもわかるように、海外の場合は亡くなった犠牲者に対する鎮 そこで、私はいつもよく思うんです。特に海外の事例を引

その例外じゃありませんし、どこの国もそうなんです。 そうでしょう。みんな亡くなったらアーリントン。中国だって クーバーの市民総出で儀仗兵が出迎える。それはアメリカでも バーの空港でカナダの国旗で棺を覆って、そしてカナダのバン

じゃなくて、そういう意味で慰霊といいますかその人の霊魂と も、これは何か変なふうに受け取られやすいけれども実はそう め、世界平和のために亡くなるんですから、この人のそういう なかったらこれは本当に何のために、犬死にになってしまうん いうか、そういうものに対する感謝の念とか、そういうものが ものをどう考えておられるか。靖国の問題が出てきますけれど むというようなことは私は甚だ遺憾だと思うんです。国連のた したがって、その犠牲者に対する単なるお金だけの補償で済

したい、こう思います。 いてどう留意されているのかという点をちょっと大臣にお伺い そういう点からいって、私は防衛庁としてもこういう点につ

とといたしております。 そこには殉職隊員の全名簿を、芳名板というものを奉納するこ そのほかに、市ケ谷駐屯地に殉職隊員の慰霊碑がございまして、 ら、各地方の部隊においても地方追悼式を毎年行っております。 を防衛庁長官の指揮のもとに行う予定にしております。それか を行っております。ことしも十月下旬の土曜日に中央の追悼式 おります。そういうことで、毎年、中央それから地方で追悼式 数名から十数名、場合によっては二十数名の殉職隊員を出して 日のように訓練をしておりますので、残念でございますが毎年 ○説明員(萩次郎君) 先生御承知のとおり、自衛隊は普通、

な敬意を表した行事を行うつもりでおります。 あろうと国外であろうと、不幸にして殉職された場合には十分 いずれにいたしましても、防衛庁といたしましては、国内で

の点一番大事にしていただきたい、 けに終わってしまう、こう思っておりますから、本当に私はそ たらば、例えば世界平和とかいろいろなことを言っても言葉だ ら私も一応は安心しておりますが、そういう点を留意しなかっ○笠原潤一君 そういう点で留意されておるということですか こう思っております。

> 五 号 【七〇八】参議院決算委員会(鯔ニキ鯨閉会後)会議 (平成6年9月16日) 録第

(発言者) 横尾和伸(委員)

村山富市(国務大臣。 内閣総

理大臣)

[発言順。 敬称略]

○横尾和伸君 (略)

おります。 臣に対して靖国神社公式参拝の中止を求める申し入れを行って 次に、昭和六十年八月七日、日本社会党は中曽根内閣総理大

の上に立って定められた、信教の自由、政教分離原則を明示し 制と国家権力が神道とむすびついて、戦争に導いた過去の反省 ます。 た憲法第二十条第三項に明確に違反する。」というものであり その主要部分を引用しますと、「公式参拝することは、天皇

と思います。 う言ったわけですが、六十年当時も含めて一貫性がある考えだ 持ちもある、私は参拝しない、閣僚にも自粛をお願いする、こ て、憲法上問題がある、 総理は去る七月十日にイタリアのナポリで、公式参拝につい 中国や韓国、アジア諸国の皆さんの気

のように一日でひっくり返るのは全く理解できません。 と繰り返してはならないという憲法の基本問題に係る見解、 みしたわけであります。日本が行ったかつての侵略戦争を二度 たところの中曽根内閣の統一見解を村山総理は一夜にして丸の て前言を翻したわけであります。憲法違反と断定して大反対し 府統一見解があった、従来どおりとするという趣旨の発言をし ところがその翌十一日には、中曽根内閣時代につくられた政 ح

そこで総理に伺います。

ったんでしょうか。総理に伺いたいと思います。 となった国家権力と神道との結託にあったという反省ではなか これは内容は日本が行った侵略戦争への反省であり、その原因 を使いました。そして従来より踏み込んで平和への意識を表明 したわけでありますが、総理として初めて使ったこの深い反省 去る八月十五日の戦没者追悼式で総理は深い反省という言葉

○国務大臣(村山富市君) 私は基本的に別に考え方を変えたわ の自由というものが憲法では保障されているわけでありますか 変更したとは思っていないんです。これは信教

> ということはもう当然だと思いますね。 ら、したがってお参りするしないはそれぞれ個人の自由である

ういう点は一つの問題としてあると思いますね。 になるんではないかというふうな意見があるわけですから、 拝すると、それはやっぱり公式になる、信教の自由を侵すこと ような儀式上のあれがありますね。そういう儀式に基づいて参 神道という方式を考えた場合に、例えば二礼二拍手といった そ

当然だと思うんですよ。 をやっぱり配慮する必要があると、これは国の方針として私は 方もあるわけですから、そういう隣国との友好関係というもの に対する中国やら関係国、アジアの国々のそれなりの厳しい見 それからもう一つは、戦争犯罪人を合祀してあるということ

そういう点も十分踏まえた上で総合的に判断をして出した結論 の皆さんのお気持ちもこれは十分わかるわけでありますから、そういう点も十分踏まえながら、国のために亡くなった遺族 ませんと、こういうふうに申し上げたので、 であるというふうに私は思うんです。 したがって、そういう点を配慮した上で、 ナポリで言ったこ 私はお参りはでき

だきたいというふうに思います。 とと帰って言ったこととそれほど私は大きな考え方の違いはな いというふうに思っておりますから、そのように御理解をいた

ので、 どうも総理の深い反省というのは中身がないようでございます って、深い反省が何物かということも聞きたかったんですが、 たことは事実問題として間違いないことだと思います。したが 反と断定して大反対したその中曽根内閣の統一見解を丸のみし ○横尾和伸君 かつて、それもそう昔ではありません、憲法違 次の問題に移らせていただきます。

五号(平成9年2月3日)【七〇九】第百四十回国会衆議院予算委員会議録第

(発言者) 西村眞悟(委員)

橋本龍太郎(国務大臣。内問 「大郎」(国務大臣。内問

[発言順。敬称略]

○西村(眞)委員 (略)

なかったのですか。ぜ遺族会会長までされた総理が八月十五日に靖国神社に参られば遺族会会長までされた総理が八月十五日に靖国神社に参られたけれども、な総理は、御自分の誕生日に靖国神社に参られたけれども、な

○橋本内閣総理大臣 私にとりまして、靖国神社という問題は ○橋本内閣総理大臣 私にとりまして、靖国神社という問題は の後考えております。。

○西村(眞)委員 この質問はここでとどめます。

○橋本内閣総理大臣 みずからの心の中の問題と申し上げましの橋本内閣総理大臣 みずからの心の中の問題と申し上げました。その上で、もし少しでもこの国にマイナスを生じるのであた。その上で、もし少しでもこの国にマイナスを生じるのであ

〔委員長退席、小里委員長代理着席〕

会があろうかと思います。○西村(眞)委員(もうこれ以上お聞きしません。マイナスを生じるというのはどういうことなのかということを聞きたいとこじるというのはどういうことなのかということを聞きたいとこ

七号(平成9年2月5日)【七一〇】第百四十回国会衆議院予算委員会議録第

(発言者) 岡田克也(委員)

橋本龍太郎(国務大臣。内閣

大森政輔(政府委員。総理大臣)

新局長官) 新政輔(政府委員。内閣法

[発言順。敬称略]

〇岡田委員 (略)

実でございましょうか。でなされた、こういうふうに報道されておりますが、これは事でなされた、こういうふうに報道されておりますが、これは事に参拝をされた。その参拝の様式は二礼二拍手一礼の神道方式を選によりますと、総理は昨年の七月の二十九日、靖国神社

○橋本内閣総理大臣 そのとおりです。

○岡田委員 これも報道で恐縮ですが、七月三十日の朝日新聞、○岡田委員 これも報道で恐縮ですが、それは許されないでしょうかどうかという質問自体ばかげている。何をもって公人と言うかどうかという質問自体ばかげている。何をもって公人と言うかどうかとう。だから公私を分ける質問には首をひねる。心の中の問題をう。だから公私を分ける質問には首をひねる。心の中の問題をうに発言したというふうに新聞は報道しておりますが、この点で発言したというふうに新聞は報道しておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、私はそのとおりの言い方かどうの別というのもおかしいよという話は確かに私はしたように思います。 から、玉ぐし料を接っていかないんなら私人ですかというそういう質問もありました。今まで、往々にして公私の別というのりましたことを多分議員も御記憶だと思います。そして、ですりましたことを多分議員も御記憶だと思います。そして、ですから、玉ぐし料を実は私は持ってまいりませんが、例えば、玉かそこまで確認を申し上げる自信はありませんが、例えば、玉かそこまで確認を申し上げる自信はありませんが、例えば、玉かそこまで確認を申し上げる自信はありませんが、例えば、玉かそこまでで記載を持っている。

が……(橋本内閣総理大臣「いや、というような議論もありま私を分けるのはおかしいというそういう趣旨だということです○岡田委員(今の御説明は、玉ぐし料を持っていったことで公

るのかわかりませんが、実態でお答えをいたしましょう。○橋本内閣総理大臣 どういうことを言わせようとしておられけですが、そのお考えは今もそういうお考えでしょうか。ことにそもそも無理があるんだ、こういうふうに受け取れるわい。新聞の報道によりますと、総理のお答えは、公私を分けるい。新聞の報道によりますと、総理のお答えは、公私を分けるい。を申しました。正確には覚えておりませんが」と呼ぶ)はしたと申しました。正確には覚えておりませんが」と呼ぶ)は

大変私にとっては苦痛でありますけれども、私自身が本屋に大変私にとっては苦痛でありまけれども、私自身は、個人としての行動を思いましても、それが外見には許自身は、個人としての行動を思いましても、それが外見には決められた車、警護つきで、以外の行動を許されておりません。自分の子供の家に行くときにも決からごらんになれば、それは公に見えるでありましょう。私自身が本屋に大変私にとっては苦痛でありますけれども、私自身が本屋に大変私にとっては苦痛でありますけれども、私自身が本屋に

○岡田委員 車の問題とか玉ぐし料の問題を私は言っているわの問題を表は、これは政府みずからが出された政府の統一見解、中曽根内は、これは政府みずからが出された政府の統一見解、中曽根内はではございません。私が公私について申し上げておりますの問題を私は言っているわりの問題委員。

出されております。出されております。ということが来の解釈を変えるということが会に、政府の統一見解として従来の解釈を変えるということがれをもとにして八月十五日に中曽根総理は公式参拝をされた。れをもとにして八月十五日に中曽根総理は公式参拝をされた。まず、当時の藤波官房長官談話、昭和六十年八月十四日、こまず、当時の藤波官房長官談話、昭和六十年八月十四日、こまず、当時の藤波官房長官談話、昭和六十年八月十四日、こ

だ、そういうふうに述べておられます。 さところは、総理も御存じのとおりだと思います。中曽根総理るところは、総理も御存じのとおりだと思います。中曽根総理るところは、総理も御存じのとおりだと思います。中曽根総理るとこの中曽根内閣時代の統一見解についてもいろいろ議論があ

·の八月の十五日に、当時の中曽根総理が靖国神社にいわゆるただいまお尋ねの中で御指摘がありましたように、昭和六十

おきまして、また色々説明がございました。 当時の藤波官房長官が、そしてその直後の衆参の内閣委員会に 公式参拝をしたわけでございますが、その前日の八月十四日に

まとめて御紹介いたしますと、内閣総理大臣その他の国務大臣そのいろいろな席、機会に述べられた政府の見解を要点だけ ての見解でございます。 が国務大臣としての資格で靖国神社に公式参拝することについ

神社に参拝することが憲法二十条第三項で禁止しておりますいそして、内閣総理大臣その他の国務大臣としての資格で靖国 的活動には当たらない。 要件に合致する限りにおいて、憲法二十条三項が禁止する宗教 してふさわしい方式によって追悼の意を表すること、こういう 次に方式といたしまして、神道儀式によることなく追悼行為と 悼を目的とする参拝であることをあらかじめ公にするとともに、 わゆる宗教的活動に当たらないための要件といたしまして、ま 専ら戦没者の追悼を目的とすること、そして、そういう追

ないという従来の政府の考えに変わりはない。 法二十条三項に違反するのではないかとの疑いをなお否定でき 大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲 したがって、こういう限度で政府の見解を一部変更したとい そして、右のような参拝を除き、内閣総理大臣その他の国務

を別の言い方で公式参拝というふうに呼んでいると理解してお○岡田委員 国務大臣が国務大臣の資格として行う、そのこと りますが、間違いでしょうか。 うことでございます。

○大森(政)政府委員 お尋ねの事柄は、そういうことでござ

○岡田委員 今の御説明で明らかなように、昭和六十年の官房 で論じているわけでございます。 資格ではないという参拝は私的参拝というふうに区別をした上 公式参拝といい、それ以外の、国務大臣としての立場ではない。 繰り返しますと、国務大臣としての資格においてなす参拝を

りますが、公私かどうかという質問自体がばかげているとか、そこで、先ほど私が引用しました総理の報道される答弁であ あればそれはいい、こういう考え方を示しているわけでありま っきり分けて、そして公式参拝のときには、例えば一礼方式で 長官談話あるいは政府の統一見解は、公式参拝と私的参拝をは

あるいは何をもって公人というのか、 そもそもそういうものは

> 内閣の時代の公式参拝と私的参拝の考え方そのものを否定した しているわけであります。総理、いかがでしょうか。 んじゃないか、そういう懸念がありますので、私は総理に質問 ことになるんじゃないか、あるいはあいまいにしたことになる 分けられないんだというふうに言われたとすれば、この中曽根

まさに自分の心の中のことであります。 議の対象とすること自体を本当に好みません。私にとっては、 ○橋本内閣総理大臣 私は、この靖国神社の問題というのを論

続けてきました。 言って出ていかれたのです。私にすれば、そうした方々に会いかわかりません、強がりかもしれません、しかし、みんなそうそしてその当時、皆、あそこへ帰ってくるからな、本気かうそ 際に送りました。そして、相当数の方が帰ってきませんでした ありますから、近所の方々を含めて、随分多くの方々を出征の そして、私の親戚を含め、私は敗戦が小学校の二年のときで

よう。 らいきますなら、私的資格の参拝ということになるでありまし として参りましたわけですから、今述べられたようなルールか として参りました。そうした思いで、みずからの心の中の問題 ましたから、私は、自分の誕生日に、まさに私自身の心の問題 は八月十五日の終戦の日という日は避けた方がよかろうと思いただ、総理という立場にあって、例えば春、秋の大祭あるい

うことをお答えを申し上げた次第です。 私は、みずからの心の問題というものを踏まえて行動するとい行かなかったという大変厳しい追及を受けました。その方にも ただ、先日は御党の他の議員の方からは、なぜ八月十五日に

皆さんを思う気持ちもわかります。しかし、それを越えて、従 んと守っていくという立場が総理にあるわけであります。総理の内閣総理大臣だからであります。総理としての、憲法をきち の問題を取り上げましたのは、総理が総理だからです。日本国 ○岡田委員 総理のお気持ちも、私よくわかります。私の周り に思いますが、いかがでしょうか。 は総理としての基本的なあるべき姿じゃないか、そういうふう 来、内閣がきちんと決めてきたことを守っていくというのが私 のお気持ち、遺族会の会長も長く続けてこられました、遺族の

ました。その上でもう一度繰り返させていただきます。 ○橋本内閣総理大臣 議員の御意見は御意見として確かに承り 私にとりましては心の中のことであります。そして、

> をいただきましたことを大切にいたします。 ば、自分の心のままに振る舞うことはしないということを申し の国にプラスにならない、プラスを生じないということであれ 先日、他の議員の方に私がお答えをいたしましたときには、こ その上で私自身の行動、今議員は憲法を例にとられましたが、 上げております。法のもとにおいての行動というもの、御注意

の見解を変えるということですか。 ○岡田委員 今の総理の御答弁は、この中曽根内閣時代の政府

○橋本内閣総理大臣 変えると申しておりません。

せん。総理としての行動について申し上げでいるわけでありま す」と呼ぶ)私は、心の中の問題を言っているわけではありま どう変えるかまではだれにも指図されません。行動は従いま ○岡田委員 従来の内閣の……(橋本内閣総理大臣「心の中を

ましたから、私は、総理は公式参拝をしたのではない、こうい 理解しますが、よろしいでしょうか。 時代の政府の統一見解は全く変わっていない、こういうふうに うふうに確認をさせていただき、そして従来のこの中曽根内閣 今、総理が、これは私的なものである、こういうお話があり

の見解を変える意思はございません。変える意思はございませ拝ということになるでありましょう。そして、中曽根内閣当時 その官房長官見解というものに当てはめてみるなら、私的な参 その上で、まさに先日私は、今まで議論をよく呼んでおりまし らの誕生日という別の日を選びました。そうした意味において、 た春、秋の例大祭や八月十五日の終戦の日を選ばずに、みずか ○橋本内閣総理大臣 改めてもう一度申させていただきます。 私にとって心の中の問題であるということは変わりません。

動していくのが私は総理大臣のとるべき態度だ、こういうふう 内閣が決めた統一見解がだめだというのなら、それをまずきち ては内閣が決めたことはきちんと守っていく、 きにお考えあったのだろうと思いますが、やはり総理大臣とし はりいろいろな記者の質問が相次いで、総理もいろいろそのと ○岡田委員 今の総理の答弁で結構だと思いますが、私は、 んと内閣で変えて新しい統一見解を出して、それに基づいて行 もしこの中曽根

第四号(平成9年3月27日) 【七一一】第百四十回国会参議院内閣委員会会議録

(発言者) 板垣正(委員)

梶山静六 (国務大臣(内閣官 房長官)

武藤嘉文 (国務大臣(総務庁 長官))

[発言順。 敬称略]

○ 板垣正君

んです。 私はこの戦後体制と言われるものに四つの指標があると思う

というものが疑われると言ってもいい。 礼が尽くされていない。私はこういうことでは国の存立の基本 あると認めておるところであります。それに対する国の公的儀 所として、これは国みずからも全戦没者を祭る中心的な施設で とうとい命をささげた方々の霊の追悼の場所として、慰霊の場 まさに我が国の歴史、伝統に根差した、維新以来国家のために 政教分離規定とかそういうことで左右される問題というよりは 第三番目は靖国問題であります。靖国神社は、単に憲法上の

房長官、総務庁長官の御見解を承ります。 うものが求められているのではないのか。この点について、官 れこれらの問題について改正点を得ていく、こういう姿勢とい 的に論議を起こしていく。未来の中で論議を起こし、かついず みと言ってもいいこういう問題についてタブー視しないで積極 靖国神社の問題、外交姿勢の問題、言うなれば戦後体制の枠組 つまり、今申し上げました憲法の問題、東京裁判史観の問題

ますから、避けたいと思います。 み込んだ話をすることは、特に今内閣のスポークスマンであり 致などということになりまして大変でございますから、余り踏 基本的な広範な問題で、この問題を二人で答えますと閣内不一 れてしまいましたから、私が便宜お答えをいたしますが、大変 ○国務大臣(梶山静六君) 交代でといってこちらに振り向けら

これは憲法上の規定もありますから、 それから、 靖国神社の参拝ですが、もちろん宗教上の規定、 一宗教に偏ってはいけな

> 私は十分である、このように考えます。 拝があるかないかということよりも、あの靖国の社に頭を下げ がらこうべを垂れてお参りをしてまいっております。公式な参組論もないわけではありません。私は毎朝毎晩あの前を通りない、そういう一つの現実がございます。あるいは靖国神社の改 て亡くなられた方々にお参りをする、その国民的土壌があれば いう問題をとらえたくない。いわば国に対する忠誠の結果とし 私は総理が公式参拝をするかしないかという問題で靖国神社と る国民がたくさんいるという現実、これが大切でありまして、

立て直していく避けて通れない道である、私はこう存ずる次第論議を起こす、国民も論議を起こす、それが活力あるこの国を いてはまだまだこれは論議をしなきゃならないと思う。国会で ○板垣正君 これは問題提起ということで、ただ今の問題につ ○国務大臣(武藤嘉文君) 内閣の一員でございまして、閣内不 ○板垣正君 総務庁長官、 であります。 致と言われないように同じ考え方でございます。

略)

いかがですか。

月27日) 科会議録 七一三 第百四十回国会衆議院決算委員会第二分 (省、文部省、厚生省及び労働省所管)第一号(平成9年5

(発言者) 菅義偉(分科員) 小杉隆(国務大臣。

文部大

[発言順。 敬称略]

わってはならないという政教分離原則を確認した判決でもあっ される判決を下しました。宗教団体に国家機関、自治体がかか たわけであります。 裁は、愛媛県庁の靖国神社での玉ぐし料への公金支出は違憲と ○菅(義)分科員 自由民主党の菅でございます。 本年の四月二日に、いわゆる愛媛県の玉ぐし料訴訟で、最高 早速、政治と宗教の問題を中心に質問をいたします。

場所、施設であって、何もそこまで考える必要はないのではな 事実であります。 判決は判決として尊重しなければならないということもこれは 私は、個人的には、靖国神社というのは本来戦没者の慰霊の かと思っておる者の一人でありますけれども、しかし、この

改めて、この判決について、大臣の御見解をお伺いをいたし

(主査退席、滝主査代理着席)

めております。 が、これは国家と宗教のかかわりに関する重要な判決と受けと て、文部大臣として基本的にコメントする立場にはありません ○小杉国務大臣 今のお話は、愛媛県に関する争訟事件であっ

ております。 たものであって、私としてもこの判断に従っていきたいと考え ことが憲法の禁止する宗教的活動に当たるという判断を示され 今回の最高裁判決は、宗教団体の行う行事に公金を支出した

第四号(平成9年10月30日)【七一三】第百四十一回国会衆議院予算委員会議録

(発言者) 西村眞悟(委員)

総理大臣) 総理大臣。内閣

[発言順。敬称略]

○西村(眞)委員 (略)

私が政治における倫理と言うのは、政治はやはり国家民族の私が政治における倫理と言うのは、政治の最大の倫理は、国家民族の永続のために命をささげた人を忘れてはなら理は、国家民族の永続のために命をささげた人を忘れてはならを持った行動としてあらわれている以上、私はではり国家民族の私が政治における倫理と言うのは、政治はやはり国家民族のどるを得ない。

おりでよろしいでしょうか。国に迷惑をかけるのですか。おなたは、二月三日に、靖国神社になぜ参拝しないのかといあなたは、二月三日に、靖国神社になぜ参拝しないのかといあなたは、二月三日に、靖国神社になぜ参拝しないのかといるというである。と、私はあなたの行動を見て判断いたしました。そのとだろうと、私はあなたの行動を見て判断いたしました。そのとだろうと、私はあなたの行動を見て判断いたしました。そのとだろうと、私はあなたの行動を見て判断いたしました。そのといる部分に対しているのですか。国に迷惑をかけるのですか。

〇橋本内閣総理大臣 (略)

政府見解は、変わっておりません。実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという従来の実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという従来の差し控えられているところでありますけれども、昭和六十一年以降和六十年八月十五日に実施をされました後、昭和六十一年以降和六十年八月十五日に実施をされました後、昭和六十一年以降の別が開解は、変わっておりません。

ことではない。

(略)

この形、具体的に参拝するのか否かというこの形をお聞きしたいう思いのものではございません。自分がどう思うかというもいう忠いのものではございません。自分がどう思うかということでありましょう。他の人々に強制のできることではない、心とでありましょう。他の人々に強制のできることではない、心とでありましょう。しかし、各民族には固有の形というという立場を考慮しなかったと言えば、それはうそであります。○西村(眞)委員 心の中のこととおっしゃるのは、そのまま受けとめておきましょう。しかし、各民族には固有の形というという思いのものではございません。自分がどう思うかというこの形をお聞きしたのがある。この観点から私は財団というこの形をお聞きしたいう思いのものでは、私自身には関するのか否かというこの形をお聞きしたのがある。この観点からないません。自分がどうには関するのか否かというこの形をお聞きしたのがある。この観点からないません。自分がどうにはいるというにはいません。自分がどう思うかということにはいる。

お聞きしているのです。なたは断定して、本年の行動に歩まれているのかということをお聞きしているのではなくて、形をすることが迷惑になるとあおっしゃったから、私はお聞きしているわけです。心の問題をおっしゃったから、私はお聞きしているわけです。心の問題をときに、あなたは国に迷惑をかけるならば控えねばならないと

あなたはかつて、泣きながら日本軍兵士の遺骨収集に当たらあなたはかつて、泣きながら日本軍兵士の遺骨収集に当たられたと私はお聞きしています。このことについては立派だと思れたと私はお聞きしています。このことについては立派だと思れたと私はお聞きしています。このことについては立派だと思いておられた。

世争における戦死者、これは、その戦争が五十年後いかなる 戦争における戦死者、これは、その戦争が五十年後いかなる 大国でございます。その中で死んでいった方々がおる。あなた は、柳条溝で向こうの戦死者のところに参られたと思いますけ は、柳条溝で向こうの戦死者のところに参られたと思いますけ なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。 なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。 なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。 なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。 なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。 なたの形だ、そして柳条溝に行くできだ。これが国の誇りだ。

家の形を示す立場にあるあなたに答弁を求めている。心の中の家の形を示す立場にあるあなたに答弁を求めている。心の中の心の中でどのような思いが渦巻き、その中でみずからの行動を決しているか、これも私の心のことであります。そして、私の決している。と、それは議員の権利であります。そして、私の決している。と、それは議員の権利であります。そして、私の批判になろうと、それは議員の権利であります。そして、私の批判になるうと、それは議員の権利であります。そして、私の批判になる方と、それは議員の権利であります。そして、私の仕跡をどう理解し、どう御

録第三号(平成10年3月19日)【七一四】第百四十二回国会参議院総務委員会会議

(発言者) 吉岡吉典(委員)

小里貞利 (国務大臣(総務庁

長官))

[発言順。敬称略]

○吉岡吉典君 時間が来ましたので、これはもう答弁いただく の吉岡吉典君 時間が来ましたので、これも取り消すことのできな にいうか実施の過程でもう一つ、これも取り消すことのできな にいうか実施の過程でもう一つ、これも取り消すことのできな にませんけれども、私は戦後の恩給法の運営

には見っているという問題についています。 内法による有罪でないから犯罪者とみなさないという正由で恩 内法による有罪でないから犯罪者とみなさないというで出で恩 リ刑ニ処セラレタルトキ」には資格を喪失するということにな リ刑ニ処セラレタルトキ」には資格を喪失するということにな リ悪になっているという問題についてあります。

私は戦犯の遺族といえども憲法で言う生活の保障は必要なこれは戦犯の遺族といえども憲法で言う生活の保障は必要なこれない国際的取り決めたという答弁が国会でも繰り返されているがあります。しかし、恩給法の条文にこういうことがあるのに、があります。しかし、恩給法の条文にこういうことがあるのに、があります。しかし、恩給法の条文にこういうことがあるのに、がおります。とがと国内法による犯罪者と国際裁判による犯罪者は区別して恩給を支給するという措置をとったことは、国際的には理解されがたい日本を侵略戦争をやったと断定し、そして平和に対する罪、は日本を侵略戦争をやったと断定し、そして平和に対して恩給を入れがた。これはもう反論することがある。

思います。 を何にも感じない国かというようにしか受け取られないと私はを何にも感じない国かというようにしか受け取られないと私は度を日本がとれば、国際的には日本はあの戦争についての責任度を日本が、その受け入れた犯罪は犯罪とみなさないという態

おります。考えていただけるかどうかということだけ長官にお紀を迎えようとする今、考える必要のあることだと私は思ってはどう考えるかということを、二十世紀を締めくくり二十一世な批判を受けているとともに、我々がそういう措置をしたことを批判を受けているとともに、我々がそういう措置をしたことを近日本の戦争に対する反省のなさとしていまだに国際的たことが日本の戦争に対する反省のなさとしていまだに国際的たことが目本の戦争に対する反省のならとがは、

) 国務でに、型夏川寺) 宍川伺いして、質問を終わります。

○国務大臣(小里貞利君) 法制上の形についての大筋はお話し○国務大臣(小里貞利君) 法制上の形についての大筋はおいたどいたとおりであろうと思うのでございますが、いわゆるいただいたとおりであろうと思うのでございますが、いわゆるいただいたとおりであろうと思うのでございますが、いわゆる

いまして、さようお答え申し上げる次第でございます。反しているとは考えられない、それが従来の政府の判断でござ反しているとは考えられない、それが従来の政府の判断でござ反しているとはがないとされておりまして、いわゆる恩給法結後におきましては、国内法上のすべての扱いにおいて何ら他これらの戦犯につきましては、昭和二十七年の平和条約の締

会会議録第六号(平成10年3月31日)【七一五】第百四十二回国会参議院外交・防衛委員

(発言者) 田村秀昭(委員)

小渕恵三(国務大臣。外務大

. 発言順。敬称略]

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。

○国務大臣(小渕恵三君) 私が外務大臣に就任するに当たりまでならないんですが、その理由をお聞かせください。して外務大臣に就任されるや辞任されたのか、非常に私は残念属しておりますが、それの会長をされていたわけですが、どう属しておりますが、それの会長をされていたわけですが、どう底、超党派のみんなで靖国神社に参拝する国会議員連盟、私もの教務大臣にお尋ねいたします。大臣は、大臣に就任される前

○田村秀召書 そういでしますと、外務大臣になられる前はそうは「大」では、「真かつ自主的に判断した結果でございます。的に考慮しつつ慎重に考えた上で判断すべきものとの考えを踏的に考慮しついては近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合の実施については近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合の実施に対しては近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合の実施については近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合の実施については近隣諸国の国務大臣に就任するに当たりま

○田村秀昭君 そういたしますと、外務大臣になられる前はそ○田村秀昭君 そういたしますと、外務大臣(小渕恵三君) 最近はずっといわゆる閣僚に就任すういう配慮はされていなかったということでありますか。

おりますので、よろしくお願いしたいと思います。 みずからの国の英霊に対して参拝するのは当然だと私は思って 務大臣になられても、議員連盟の会長であられたわけですから、 の田村秀昭君 私は、大変尊敬する外務大臣が政治信念で、外

第四号(平成10年8月19日)【七一六】第百四十三回国会衆議院予算委員会議録

(発言者) 中村鋭一(委員)

小渕恵三(国務大臣。内閣総

(理大臣)

表田誠一 (国務大臣(総務庁 太田誠一 (国務大臣(総務庁

中山正暉(委員長)

[発言順。敬称略]

○中村(鋭)委員 (略

はいけません。おいけません。ではいけません。ではいけます。やはりそういった国を愛するという気持ちを失って年間生きてきて、今おかげさまで元気に過ごさせていただいて父祖の国という言葉があります。我々はこの日本列島に何千

人たちが今靖国神社に祭られているわけでございます。の愛する者たちのために、国を守るために死んでいった。そのだり人たちを含めて本当に志に燃えた人たちが、ただ自分たちた人がたくさんいる。特に戦争のときには三百万人を超える、当然ながら、総理、その国や愛する者たちのために命を失っ

お務めでございまして、私もこの会の議連の一員でございますが、これはどういう理由でお参りにならなかったようでご総理はことしの夏は靖国神社へお参りをさせていただいておりますが、お務めでございまして、私もこの会の議連の一員でございます。お務めでございまして、私もこの会の議連の一員でございます。

○小渕内閣総理大臣 御指摘をいただきまして参拝いたしてまて、五代目の会長といたし、春秋におきまして参拝いたしてまいりました。竹下、橋本、羽田、斎藤、各先輩の後を襲いましいりました。竹下、橋本、羽田、斎藤、各先輩の後を襲いました場合で、私自身の小渕内閣総理大臣 御指摘をいただきましたように、私自身

て参拝は差し控えました。議員の気持ちを持っておりますけれども、今般は私の行動とし断をいたしまして、心は常にその靖国神社に参拝いたしました断をいたしまして、市場総理大臣の立場に相なりまして、諸般の情勢を判

況とおっしゃいました。いや、諸般の情勢とおっしゃいました。すよ、靖国神社へみんなで参ろうという。それが、今諸般の状○中村(鋭)委員 総理、今おっしゃったようにあなたは会長で

私には全くわかりません。

明をお願い申し上げたいと思います。 長である総理が参らなかった諸般の情勢とは一体何なのか御説 諸般の情勢とは、じゃ、総理が靖国神社へ、しかも議連の会

○小渕内閣総理大臣 諸般の情勢でございます。

いつもりでございます。 上げましたように、英霊に対する気持ちも、私、人後に落ちな 会の皆様方の御推挙をいただきまして会長になりました。申し ○小渕内閣総理大臣 私も、衆議院議員といたしまして、その いことには私はこの質問を続けるわけにはまいりません。 諸般の状況について総理が納得のいく御答弁をしていただかな んな理屈の通らない答弁は答弁にはなりませんので、きちっと 況とは何かと聞いたことに対して、諸般の状況であります、そ それが、諸般の状況でことしの夏はやめました、私が諸般の状 理はその人たちの英霊を顕彰するための議員連盟の会長ですよ。 に生きてきた、その国のために命をささげた人たちがいて、総 ○中村(鋭)委員 それは、ちょっと私には納得いきませんね。 我々にとって、国がある、国民がいる、何千年我々はこの国

拝をいたさなかった、こういうことでございます。 るいろいろ影響も考えまして私はそうした決定をし、 責任を持つ立場に相なりまして、日本のみならず諸外国に対す しかし、今日、内閣総理大臣と相なりまして、日本国全体の 今回は参

○小渕内閣総理大臣 それぞれの国でございまして、 おっしゃいましたね。その外国とはどこの国ですか。 いただきました。というのは、外国等への影響も考慮し、 ○中村(鋭)委員 今、先ほどの諸般の状況と違いました答弁を 特定をす 、こう

○中村(鋭)委員 それぞれの国というのはないですね。 ることではございません。

外国に配慮するんですか。どういう点ですか。何についてです なるんですか。私は、どう考えてもわかりません。何でそれを 守るために死んでいった人たちにお参りをして安らかに眠って うことなんですか。何で外国に遠慮をするんですか。我が国を 総理大臣になった途端にそれぞれの国に考慮をしてとはどうい 理は会長としてずっと靖国神社へお参りになっていた。それが、 ですね。衆議院議員です、国民の選良たる国会議員として、総 やぶさかではない、私は議連の会長だとおっしゃっているわけ ら御自分で何遍もおっしゃっていますね。英霊を顕彰するには くださいとお祈りをすることが、何で外国に遠慮をすることに しかも、私はどう考えてもわからないのは、総理はさっきか

> ございますので、質問者以外のお声にお答えすることはいかが ○小渕内閣総理大臣 せっかくの予算委員会の委員の先生方で ません。 かと思いますけれども、外務大臣のときも参拝をいたしており か。もう一遍御答弁をお願いします。(発言する者あり)

すなんて、 牽制もされることではないことは、総理御自身はよく御存じの らかに眠れとお祈りをしてあげることが外国から制肘も容喙も 解をいただきたいとおっしゃいましても、諸般の事情とか外国 〇中村(鋭)委員 全く理解はできません。私の行動として御理 人なら、日本国民なら。それを、御理解を願えるものと思いま はずです。何を遠慮するんですか。当然じゃないですか、日本 に考慮してとか。我が国を守るために死んでいった人たちを安 行動として御理解をいただけるものと理解しております。 とすれば、この際は、私自身として参らないことをもって私の 閣総理大臣として私が参拝することにつき種々の御議論がある そこで、今のお話は、私自身、 理解はできませんね。これはどうしても理解はでき 近隣の諸国も含めまして、内

もう一遍しっかりとした御答弁を、総理、 お願い申し上げま

ません。

そう行動した次第でございます。 ○小渕内閣総理大臣 内閣総理大臣として、私がそう判断し、

とたくさんいると思います。 超えて、何だ、どういうことなんだ、そう思っている人がきっは、今のこの質疑を聞いておられる国会議員の中で、与野党をは、今のこの質疑を聞いておられる国会議員の中で、与野党をは、一

太田総務庁長官にお尋ねをさせていただきます。

○太田国務大臣 はい、行ってまいりました。参拝をさせてい 確認をさせていただきます。 太田長官は、八月十五日に靖国神社にお参りになりましたね

ただきました。

ました、衆議院議員にまさる公職はありません、こうおっしゃ りになりましたか、これに対して、私は衆議院議員として参り いましたね。 に対して、あなたはどういう身分として、どういう資格でお参 ○中村(鋭)委員 そのときにあなたは、たしか新聞記者の質問

申しました。 ○太田国務大臣 衆議院議員にまさる公人はないというふうに

〇中村(鋭)委員 これは太田さん、私は本当に、 あなたを志あ

> 揚をさせていただきたいと思います。 る方として、愛国の気持ちのある人として、 心から立派だと称

ういう点については。 さに私の敵として認識しておりますよ。とことん戦います、 けしからぬ話だ。だから私は、その点においては、あなたをま 度は引き抜き部隊の部隊長として我が党から何人もの何人もの 議員を引き抜かれた。その点は甚だ感心できない。これはもう いつの間にかおられなくなって、そして自民党へ戻られて、今 あなたは元新進党で、それで、新進党からどういうわけだか そ

さに憲法の前文の一番最初にあるとおり、我が日本国は選挙を ども、情けない小渕総理の答弁に比べて、それは立派です。ま 据えていただきたい、こう思いますよ。そうすれば、総理、 た。これが偽らぬ大方の日本国民の気持ちであろうと思います。 いてありますからね。それを体現して靖国神社にお参りになっ 通じて選ばれた国会議員を通じて行動すると憲法の一行目に書 れども、まことに私は、こういう表現は失礼でございますけれ ほどからの、押し問答になるから、嫌になるからやめましたけ 言ってお参りになった、これは立派だ。これは立派。これは先 持率も少しは回復するんじゃないですか、そう思います。 てでも靖国神社にお参りになるだけの気持ちをしっかりと腹に 総理、総理は勇気を持って、私は、これからは総理大臣とし しかし、靖国神社に、衆議院議員にまさる公人はない、こう 支

長のお気持ちがあればお聞かせ願いたいんですが。 もしよろしければ、靖国神社にお参りすることについて、委員 中山委員長、委員長も議連の一員である、こう思いますが、

〇中山委員長 私、 たが、参拝をいたしました経験があります。 竹下内閣のときに郵政大臣をしておりまし

〇中村(鋭)委員 ありがとうございます。

ことも総理、 思います。 委員長もきっちりとお参りになっていらっしゃる。その辺の しっかりと腹に置いておいていただきたい、こう

(発言者) 鴻池祥肇(委員)

有馬朗人(国務大臣。文部大

臣

[発言順。敬称略]

(略)(略)(略)

○鴻池祥肇君 (略)

?。歴史認識を中心にした質問を一つ二つ申し上げたいと思いま

来春から高校で使われる教科書、教育出版の「政治・経済」来春から高校で使われる教科書、教育出版の「政治・経済」を助ます。この記述は既に検定をパスしていると聞いておりまあります。この記述は既に検定をパスしていると聞いておりまあります。この記述は既に検定をパスしていると聞いておりまあります。この記述は既に検定をパスしていると聞いております。政府は靖国神社を軍国主義の象徴などと考えていらっしゃるのか、第一点お聞きしたいと思います。

いしたいと思います。
また、高等学校検定基準には、政治や宗教の扱いは公正であり、特定の政党や宗教またはその主義や信条に関しては非難したりしてはいけないというようなことも平成元年四月の文部省たりしているのではないか、このように思いますが、御答弁をお願しているのではないか、このように思いますが、御答弁をお願しているのではないか、このように思いますが、御答弁をお願しているのではないか、このように思いますが、御答弁をお願しているのではないか、このように思いますが、御答弁をお願しているのではないか、このように思いますが、御答が、の主義を持ち、のというに思います。

○国務大臣(有馬朗人君) お答え申し上げます。

いております。 なります。 なりますが、発行者といたしましては、より適切な記述をしたいとますが、発行者といたしましては、より適切な記述をしたいとたものであるとの理解のもとに許容されたものと承知しておりにおいても、韓国や中国などからの批判の理由として記述されております。

文部省といたしましては、教科用図書検定調査審議会の意見

○扇千景君 (略)

考えるべきではありませんか。御見解を伺います。
おえるべきではありませんか。御見解を伺います。
として当然のことであります。総理はしばしば外遊をされますが、無名戦士の墓や国立墓地に参拝されたことはあるいは国立墓地に参拝していただくなど、国家のために犠牲になられた人々を尊敬し、長く国家としての誇りとしておりますか。外国の要人がお見えになったとき参拝を求めることもますか。外国の要人がお見えになったとき参拝を求めることもますか。外国の要人がお見えになったときを拝されたことはあることもない。御見解を伺います。

略)

○国務大臣(小渕恵三君) (略

私の外国訪問に際してお話がございました。それぞれの国に私の外国訪問に際してお話がございました。それぞれの国になった。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者おりました。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者はりました。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者がました。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者がました。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者というになられた方々に対し、改めて敬けんな気持ちをでその地で命を失われた方々に対し、改めて敬けんな気持ちをでその地で命を失われた方々に対し、改めて敬けんな気持ちをできないで命を失われた方々のことを心にとめてまいた。それぞれの国に私の外国訪問に際してお話がございました。それぞれの国に私の外国訪問に際してお話がございました。それぞれの国に私の外国訪問に際してお話がございました。それぞれの国に

度検討させていただいておるところでございます。かどうかにつきましては、相手国の意向も尊重しつつ、その都なお、外国要人の訪日に当たりまして参拝を行っていただく

第十六号(閉会中審查) 第百四十五回 (発言者) (平成11年8月24日) [国会衆議院内閣委員会議 深田肇(委員) 録

太田誠一 (国務大臣(総 長官)) 務庁

|田孝治 (委員長)

[発言順。 敬称略]

○深田委員

りさせてください。あなたの意見を聞かせてください。お返事 を有権者に説明するべきなんですか、どうでしょうか。やりと これは当たり前のことだというふうに説明を聞いて、私はそれ ている総務庁長官は悠々として行く。この矛盾は矛盾でなくて、 臣は行かない、官房長官は行かない、国家公務員全体を把握し 遍テレビを拝見したら、たしか長官は参拝に行かれた。総理大 とりがあることが新聞報道で出ました。そこで、改めてもう一 いうふうに申し上げた上で、一、二伺いたいのであります。 ら言いたいんですね、全部賛成したわけじゃありませんからと されていますが、新しい方針が決まってしまったと私の立場な に、この間の国会が終わるに当たって、ほとんどのことが解決 その後の動きの中で、靖国神社の参拝問題等々についてやり 戦後五十年という言葉があって、五十数年たってここで一挙

うになっているのだと私は思います。 のかといえば、それは国民に選ばれた国会議員が行政のリーダ ○太田国務大臣 お答えいたします。 これは先ほど申しましたように、なぜこの国が議院内閣制な シップをとっていくということがいい制度だからそういうふ

をいただければそれでいいんですよ。

いる次第でございますということが、この間靖国神社に参りま としての行動をとることが適切ではないかというふうに考えて でございますけれども、この話につきましては、私は国会議員 えるべきこととそうでないことがあるということはわかるわけ も判断をしなければいけない。内閣全体でもって足並みをそろ 内にいるわけではない、そこはケース・バイ・ケースで私ども そうであれば、国会議員としての人格をすべて捨て去って閣

それこそ選挙で選ばれたということにまさる公の立場はないと したときに私が質問に対して答えたことでございます。 公人という言葉を閣僚についてだけ使うのは間違いであって、

> ○深田委員 まだ納得できない。納得できませんが、意見の違 いや立場の違いもありますから、ここで論争する必要はないと いうふうに、 その点を申し上げたわけでございます。

されると思いますか、総理大臣と官房長官は。 か知らぬがそこは行けるんだ、こういうふうにあの二人は説明 て、おれは行かないんだ、総務庁長官であるか太田個人である では、あなたのような説明を、総理大臣と官房長官を逆にし

○太田国務大臣 お答えをいたします。

件に関して言えば。 長官は総理大臣や官房長官と同一行動をとるべきだと思う、本 ○深田委員 政治判断という言葉を使うのなら、私は、総務庁 まさにそこが政治判断であろうかと思うのでございます。

況になっているわけですから。 全体を回している。それで官房長官がいて、総理大臣という状 ているように、他の大臣とは違ってセクションは全部把握して 大体国民から見たら、総務庁長官というのは、だれでもわかっ な別になっていいのか、別になっていいことにならないんだ。 なぜこのことは別になっていいのか。それではその他もみん

と思う、私はそう思っている。 が悪いか悪くないかという論争の前に異常なことが起きているはできるんだと言うけれども、これは国民から見たら、行くの やっているなということを言っているんですよ。それをあなた が違う行動をとったことが異様だ、珍しいことだ、違うことを ということだけではなくて、総務庁長官と総理大臣と官房長官 したがって、私は、ここで戦争問題や靖国神社の問題を語る

正直に言っておきますよ。 私は、個人的には参拝するのは賛成じゃありません、 それは

〇二田委員長 深田議員に申し上げます。質疑時間が終了い しておりますので。 た

ぬと国民は納得できない。大変異議がある、反対の意見がある いうポストは従っていくべきだと思いますよ。そうしてもらわ ○深田委員 だから最後にこれで終わりますが、そういう意味 ということを申し上げておきます。 では、私は、総理大臣の決断、官房長官の決断に総務庁長官と

○二田委員長 答弁はよろしゅうございますね。

さいよ。しないならしなくていい。 ○深田委員 答弁してくれれば一番いい。 できるならしてくだ

質疑時間が終了しておりますので。

○二田委員長

○二田委員長 ○深田委員 それは委員長の判断に任せるよ。 それでは、質疑は終了いたしました。

\times_{\times 第百四十六回国会衆議院厚生委員会議録

第四号(平成11年11月16日)

(発言者) 金田誠一(委員)

丹羽雄哉(国務大臣。厚生大 阪田雅裕(政府参考人(内閣 法制局第一部長))

敬称略]

[発言順。

○金田(誠)委員 (略)

かかわりがないわけではないと思うわけでございます。 ました。この問題は、戦没者ということからすると厚生省とも の流れの中で、靖国神社の特殊法人化というものが出てまいり 日の丸・君が代等々、成立したわけでございますけれども、そ この靖国神社の特殊法人化について二点お聞かせをいただき 法制局に端的にお答えいただきたいのですが、さきの国会で、

にお答えいただきたいと考えます。 反する行為と私は考えますけれども、この二点について、端的 り方に政府が干渉することは、これまた憲法の政教分離規定に もう一つは、現に宗教法人として存立している宗教団体のあ 法に抵触すると私は考えますが、これについてはどうかという たいのですが、宗教色を残したままで特殊法人化することは憲

活動に該当する、したがって到底許されないというふうに考え と自体が憲法二十条三項で禁止されております国が行う宗教的 な法人、こういったものを国が設立するということは、そのこ いはその他の宗教的な活動を行うことを本来の業務とするよう ということになろうかと思いますが、宗教上の儀式、行事ある れども、したがいまして、あくまでも一般論として申し上げる せんので、具体的には大変お答えがしにくいわけでありますけ て今御指摘のようなことを考えているというわけではございま ○阪田政府参考人 まず第一点でありますけれども、政府とし

の自由、あるいは宗教上の行為の自由というものだけではなく けれども、一般に、憲法二十条が保障する信教の自由は、信仰 ますけれども、その意味が必ずしもはっきりとはしないのです それから、第二点目の、政府の干渉ということの意味であり 宗教上の結社の自由も含まれるというふうに解されており

> れるというふうに解されております。 教活動に関して自主的にその意思を形成するという自由も含ま 設立するということだけではなくて、設立された宗教団体が宗 ます。そして、この宗教上の結社の自由には、単に宗教団体を

法二十条との関係で問題が生ずるというのが私どもの考えでご るということを意味するものだといたしますと、これもまた憲 すから、そういった事柄について政府がその意思形成に介入す 本来宗教団体の自主的な判断にゆだねられるべき事柄でありま ざいます。 して存続を続けるかどうかというようなことについて、これは 行事のあり方、さらに申し上げますと、宗教団体が宗教団体と に、例えば宗教団体の教義であるとか、あるいは宗教上の儀式そういたしますと、今の政府の干渉ということの意味が、仮

ということも述べておられました。 創価教育学会はかつて国家神道のもとで弾圧された歴史がある そういう観点からいたしますと、このホームページの中にも、 部分だけでなく、全部読ませていただいて、政教分離とはどう いうことなのか、よく勉強させていただいたつもりでおります ○金田(誠)委員 政務次官、先ほどのホームページ、さっきの

組み自体も変更になることもあるだろうというふうには思いま 党の大勢だとは思いたくないのですが、そういう方々も中に抱 中でさたやみになったようでございますけれども、これが自民 ということを申し上げておきたいと思います。 すけれども、現在の枠組みについては、私は非常に残念である 連立を組んでおられるということは、私は非常に残念でならな え込んだ政党であるということからして、そこと公明党さんが 国神社の特殊法人化ということまで取りざたされて、それは途 事あるごとに惹起されるわけでございます。そして、今回は靖 わけでございます。そういう立場から、いずれ今の政権の枠 一方、自民党の方も、この靖国神社問題が、公式参拝とか、

改めて御見解を確認させていただきたいと思います。 これは全くそのとおりだということになりましょうけれども、 そこで、今の法制局の見解、特殊法人化につきまして、大臣

ていただきたいと思っています。 の問題について個人的な見解を申し上げることは差し控えさせ ま法制局の方から答弁がございました。政府の一員として、こ 問題だと思いますが、政府の方の見解につきましては、ただい ○丹羽国務大臣 金田委員の御質問は靖国神社の特殊法人化の

○金田(誠)委員

大臣は個人的にはまた別な見解をお持ちとい

と思います。 ○丹羽国務大臣 うことなんでしょうか、その見解の中身はさておいて。 私の答弁を素直にお聞きいただければ結構だ

いただいて、次に、 ○金田(誠)委員 この件については質問をこれでとどめさせて 三点目に移らせていただきたいと思います。

成12年2月1日 【七二一】第百四十七回国会参議院会議録第三号 伞

○村上正邦君 (略)

靖国の問題でございます。 あわせて、日本人の魂の問題として申し上げたい。 それは、

であります。 たちは約三百十万人に上り、今なお大きな傷跡を残しているの にもなります。我が国でも、さきの大戦において亡くなった人 る全世界の犠牲者は、一般国民、軍人を合わせて五千万人以上 二十世紀は、顧みると戦争の世紀でもありました。戦争によ

って振り回される性格のものではありません。 それぞれの国の主体性の問題であり、諸外国の干渉や思惑によ す。そして、どのような形で戦没者を慰霊するかは、あくまで いたし、国が慰霊し顕彰することは、世界共通のことでありま 小渕総理もかつて代表質問の中で、時の中曽根総理が公式参 とりわけ国のため戦場に散った方々に対して深く深く思いを

拝を決断、実行されたことに賛意を表されております。

うか。総理の決断あるのみだと思います。 求める努力をしていくべきだと思います。総理、いかがでしょ まざまな論評が出るかもしれませんが、日本の文化への理解を 懸案に決着をつける節目ではないでしょうか。周辺諸国からさ 二十世紀の最後のこの年にこそ、戦後を引きずっている一大

○国務大臣(小渕恵三君) (略)

上での御質問がありました。 靖国問題につきましては、日本人の魂の問題であるとされた

っておりません。 社公式参拝が憲法に違反しないとの政府見解は、現在でも変わ 昭和六十年に当時の中曽根総理が実施した方式による靖国神

の追悼に対する気持ちについては人後に落ちないつもりであり 界共通のことでありますと述べられましたが、私自身、戦没者 方々に対して深く思いをいたし、国が慰霊し顕彰することは世 とは申すまでもありません。議員は、国のため戦場に散った 今日の我が国の繁栄が戦没者の方々のとうとい犠牲にあるこ

今後、 公式参拝を実施するかどうかにつきましては、 この私

> 般の事情を総合的に考慮し、自主的に検討した上で決定すべき国国民や遺族の方々の思い、及び近隣諸国の国民感情など、諸 ものと考えております 現在置かれた立場から率直に申し上げるならば、多くの我が

略

録第二号 【七二二】 第百四十七回国会参議院総務委員会会議 (平成12年3月14日)

(発言者) 森田次夫 (委員)

青木幹雄 (国務大臣(内閣官

房長官)) [発言順。 敬称略]

○森田次夫君

ございます。このことにつきましてお尋ねをさせていただきた らないのでございますけれども、 実は、官房長官の所信表明の中には直接具体的には入ってお 総理の靖国神社参拝の問題で

ういったことは国民皆思っておると思いますし、また憲法等で もそのことを誓っておるわけでございます。 られておるわけでございます。そうした反省の上に立ちまして、 世紀というのはまさに戦争に明け暮れたそういった時代だった 二度と戦争はしてはいかぬ、二度と遺族は出してはいかぬ、こ ろうと思います。さきの大戦で三百十万のとうとい方が亡くな 二十世紀ももう残り少なくなったわけでございますが、二十

意を表することができない、これは何かやはり私としては異常 かれ、そして亡くなられた、その戦没者に対して国の代表が敬 案じながら、そうしたまさに後ろ髪を引かれる思いで戦地に赴 ございます。 ような異常な状態ではないのかなと、そんなふうに思うわけで ではみんな行われていることでございますし、まさにそういう だろうなと。失礼な言い方かもわかりませんけれども、諸外国 しかしながら、国の命令で、国を思い、また家族の行く末を

識を持っておられるか、その辺をひとつお聞かせいただきたい と思います。 こうしたことにつきまして、官房長官としてどのような御認

個人としては先生と全く同じ気持ちでございます。ただ、立場 上、内閣としての考え方を申し述べさせていただきます。 ○国務大臣(青木幹雄君) 私も、官房長官としてよりもむしろ

事情を総合的に考慮し、 回実施をされました。そして、昭和六十一年以降は、諸般の 昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝が憲法に 内閣総理大臣の靖国神社参拝は、昭和六十年の八月十五日に 今日まで差し控えられてきたところで

せん。 違反しないという従来の政府見解は、今も何ら変わっておりま

公式参拝は制度化されたものではありませんので、公式参拝公式参拝は制度化されたものではありませんので、公式参拝に対する気持ちについては決して人後に落ちないものを実施するかどうかは、我が国の国民や遺族の方々の思い及びを実施するかどうかは、我が国の国民や遺族の方々の思い及び不総理は、今のようなお答えをした後で最後に、私自身、戦没て総理は、今のようなお答えをした後で最後に、私自身、戦没でございますという個人的な気持ちを率直に申し上げている、でございますという個人的な気持ちを率直に申し上げている、でございますという個人的な気持ちを率直に申し上げている、でございますという個人的な気持ちを楽しておりませんので、公式参拝公式参拝は制度化されたものではありませんので、公式参拝公式参拝は制度化されたものではありませんので、公式参拝公式を表すという。

いことだなというふうに思うわけでございます。こういうことでもって述べておられましたけれども、ありがたて、この前の村上先生に対して、私としては人後に落ちない、(○森田次夫君)まさに官房長官おっしゃるとおりでございまし

そこで、総理の参拝につきましての遺族の思いですとか大多の国民の思い、これは非常に強いものがある。長年のまさに思願だ、こういうことで、官房長官も個人的には一緒だということで御回答いただいているわけでございますけれども、そのとはやはり近隣諸国の国民感情に配慮して、こういうようなお話がございました。私もそういう認識でおるわけでございますけれども、もうちょっと具体的にといいますか、率直にお聞かせいただきたいわけでございますけれども、いわゆる靖国神社に国の代表である総理が参拝するということは中国の国民感情を損なう、こういうような批判があるわけでございますけれども、このことが最大の原因なのかな、私はそんなふうな思うな批判があるわけでございますければな、こがの国民の思いでございますけれども、このことが最大の原因なのかな、私はそんなふうな思うな批判があるわけでございますので、ちょっとお聞かせいただければな、こういうふうに思うわけでございます。

 ○国務大臣(青木幹雄君) 今、議員は、総理が胸を張って靖国 はは、総理が胸を張って靖国神社に参拝できるような はがしたいろいろ御迷惑をかけた近隣諸国、アジアを中心と 度の戦争でいろいろ御迷惑をかけた近隣諸国、アジアを中心と 度の戦争でいろいろ御迷惑をかけた近隣諸国、アジアを中心と は、中国に限らず、今 は、中国に限らず、今 は、中国に限らず、今 は、中国に限らず、今

年八月の後藤田官房長官談話というのがございます。これは、視するために歴史研究支援事業をやったり、また平和友好交流視するために歴史研究支援事業をやったり、また平和友好交流事業を進めたりしながらそういう環境づくりに全力を今も挙げているところでございまして、今後ともそういう面において政府としても全力を挙げて取り組むことによって、総理が本当に向を張って自分の思いどおりに靖国神社に参拝できる日が近い直を扱も心から祈っているような次第でございます。ことを私も心から祈っているような次第でございます。これは、本の大力のにないます。これは、本の大力ののがございます。これは、本の大力のでは、います。これは、本の大力のでは、また、大力のでは、また、大力のでは、大力のでは、大力のができいます。これは、本力のでは、大力のでは、大力のができいます。これは、本力のでは、大力のできば、大力によっています。これは、本力のでは、大力のできば、大力のができいます。これは、本力のでは、大力のでは、大力のができば、大力には、大力のができば、大力のができば、大力のができないます。これは、大力のでは、大力のができないます。これは、大力のでは、大力のできないます。これは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のができないます。

○森田次夫君 私が質問しようと思ったことを官房長官先に言いわゆる六十年に中曽根総理が参拝をされ、そして六十一年にいわゆる六十年に中曽根総理が参拝をされ、そして六十一年にいき手を差し控えると、先ほどの国民感情等もあってと、こういうことでございます。そうした中で、事態の改善のために最いうことでございます。そうした中で、事態の改善のために最いうことでございます。そうした中で、事態の改善のために最いのないたしますよと、こういうこともその談話の中で述善の努力をいたしますよと、こういうこともその談話の中で述書の努力をいたします。

だきたいと思います。

一今、幾つか官房長官お話をされましたのですけれども、その

○国務大臣(青木幹雄君) 確かに、後藤田官房長官談話で事態○国務大臣(青木幹雄君) 確かに、後藤田官房長官談話で事態というふうに考えておりましたような歴史研究支援とかて、それに基づいて今申し上げましたような歴史研究支援とかで、それに基づいて今申し上げましたような歴史研究支援とかで、そういうふうに考えております。

○森田次夫君 よろしくどうぞお願いをいたしたいと思います。○森田次夫君 よろしくどうぞお願いをいたしたいりことは別称田次夫君 よろしくどうぞお願いをいたしたいと思います

しかし、私は個人の信教というもの、これの自由があるよりとだろうと思いますし、純然たる国内問題ではないのかなといまさに国の文化だとかそれから伝統だとか習俗、そういったこものはあるだろう、このように思うわけでございます。これはものはあるだろう、このように思うわけでございます。これはとだろうと思いますし、純然たる国内問題ではないのかなといくだろうと思いますし、純然たる国内問題ではないのかなというように思うわけでございます。

官房長官おっしゃいますとおり、既に憲法問題、昭和五十年

いうふうに私としては理解をしておるわけでございます。いうふうに私としては理解をしておるわけでございますので、憲法問題につきましてはクリアができたとを拝された一礼方式といいますか、そういった形であれば憲法よ、そして憲法の問題につきましては、要するに中曽根総理が寿国神社に公式参拝しますのが出まして、あすは中曽根総理が靖国神社に公式参拝しますとは何ら問題ないんだ、こういうようなことを述べられ、そしてそれは現在でも生きておる、こういうことになっておるわけでございますので、憲法問題につきましては夕りアができたとでございますので、憲法問題につきましてはクリアができたとでございますので、憲法問題につきましてはクリアができたとでいうふうに私としては理解をしておるわけでございます。

おるわけでございます。
い、おまえもそのことで頑張れ、こういうふうに強く言われてい、おまえもそのことで頑張れ、こういうふうに強く言われてしかしながら、もう戦後も五十五年たっておりまして、せいぜしかしながら、もう戦後も五十五年たっておりまして、せいぜ

かな、こんな思いをするわけでございます。ければできる問題じゃないのかな、まさに国内問題じゃないのかな、まさに国内問題じゃないの

してもひとつお話を承れればと思います。としてどのようにお考えになっておられるか、その辺につきまなかなか総理にお尋ねする機会がございませんので、官房長官これは総理にお尋ねするのが筋だろうと思いますけれども、

○国務大臣(青木幹雄君) 今、議員もお話しなさいましたようの国務大臣(青木幹雄君) 今、議員もお話しなさいということは非常に、公式参拝ということが憲法に違反しないということは非常に、公式参拝ということが憲法に違反しないということは非常に、公式参拝ということが憲法に違反しないといましたよう

きるように最大の努力を続けていく考えでございます。中で、総理が総理という資格で正式に参拝することが今までないろいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るような努力を続いろいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るような努力を続いろいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るような努力を続いろいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るような努力を続いるいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るように、という資格で正式に参拝することが今までないのは、中国を初め近隣諸とだ、いろいろ御理解いただきたいのは、中国を初め近隣諸

○森田次夫君 ありがとうございます。

小渕総理も二十世紀中に起こったことは二十世紀中に解決すぜひとも今後も最大の努力をお願い申し上げたいと思います。

ように思うわけでございます。で、国の基本をなす問題の一つ大きなものであろうかと、この総理の靖国神社参拝というのもまさに二十世紀中に起きたことるんだと、このようにおっしゃっておられるわけでございます。

どうもありがとうございました。ますので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。からも最大限の御努力をお願い申し上げまして、時間でございれども、どうかひとつ今世紀中に解決ができますように、これれども、どうかひとつ今世紀中はいかとができますように、これれども、どうかひとつう世紀もあとわずかとなりましたけ

(発言者) 中江要介(参考人。元駐中国る調査会会議録第五号(平成12年4月12日)【七二三】第百四十七回国会参議院国際問題に関す

大使) 中江要介(参考人。元駐中国

_敬称略]

○参考人(中江要介君) 中江でございます。

一つ、この二点に絞って後でお話しすることにいたします。中国の問題というのは、非常に広範でまた奥行きの深いものですのでなかなか簡単には話ができない相手でございますけれども、限られた時間の中で、国分先生の方は学者ですから系統ども、限られたお話をなさるかもしれませんが、私は、御紹介的に整理されたお話をなさるかもしれませんが、私は、御紹介的に整理されたお話をなさるかもしれませんが、私は、御紹介的に整理されたお話をなさるかもしれませんが、私は、御紹介の中から、先生方の御参考になるようなことにいたじます。お許しを得て、座ったままで発言させていただきます。お許しを得て、座ったままで発言させていただきます。お許しを得て、座ったままで発言させていただきます。

そうはいっても、大体中国のことを話すときには、将来の日で関係をどういうふうに持っていこうと思っておられるか、その個々人の姿勢の問題が著しく物事を理解したりしなかったりの姿勢の問題が、どうも中国を敵視したいんだと言わんばかりの姿勢の人、あるいは対抗していくんだという意気込みの人、あるいは協調していくんだという人、あるいは友好的な関係があるいは協調していくんだという人、あるいは友好的な関係があるいは協調していくんだという人、あるいは友好的な関係がする対処の姿勢が違ってくるということを私はいつも痛感しておるんです。

うふうに御了承いただきたいと思います。好的な関係が望ましいという姿勢で見ておりますので、そうい好的な関係が望ましいという姿勢で見ておりますので、そうい私は、この四つの中でいえば少なくとも協調、でき得れば友

にかけて日本と中国の間にいろんな歴史的な出来事があった、日中の二国間の問題。これは、前世紀の終わりから今世紀前半言われるんですが、私の見るところ、その歴史認識というのは一つは台湾問題であり、一つは歴史認識の問題であると、こうその場合に、日中関係でいつも言われることは二つあるんだ

す。

せいて今あるいは将来の日本人がどういう認識を持っているのかというを使っていると私は一貫してそう思っているんでがるのかというを関題だ。これに対して台湾の問題というのは、これは別途国分先生も御専門でお話しなさっておると思いますが、な別途国分先生も御専門でお話しなさっておると思いますが、な別の戦後の極東あるいは世界軍事戦略の中の台湾というのは、これは二国間の問題だ。これに対して台湾の問題というのは、これは一貫してそう思っているんでは高いである。

もずっと遠いところに位置している問題だというふうに思って 問題だと、こういうふうに思いまして、日本としてはそれより ないとすれば、今申し上げましたように、中国とアメリカとの まず第一義的には中国の問題、中国人同士の問題。もしそうで の一貫したアジア戦略というものが台湾を台湾問題たらしめて き認めて、そう簡単には手放さないという、そういうアメリカ アメリカは台湾に対する軍事戦略的な意味というものを引き続 が台湾の解放をおくらせて、そして冷戦が終わってもなおかつ 台湾、東南アジア諸国、そういうものを必要としていた。それ やはり当時アメリカが何としても中共封じ込めあるいはアジア いと思います。 の問題についてできるだけ短く申し上げて、後の時間を残した いるということを申し上げまして、その上で日中間の歴史認識 いると私は思いますので、これは日中間の問題というよりも、 における反共のとりで、そういうことで、日本と並んで韓国、 つまり、台湾海峡を渡ってまで台湾を解放できなかったのは、 げたとき、そのときに台湾まで解放することができなかった。 一九四九年に中国があの解放闘争に打ちかって革命をなし遂

か、これが余り言われていないことの一つなんです。その1にありますように、中国は、なぜ対日賠償を放棄した

したことについて黙ってはおれないぞという中国の姿勢が出てと、本文の第五項にありますように、配付資料の第六ページにと、本文の第五項にありますように、配付資料の第六ページにと、本文の第五項にありますように、配付資料の第六ページにとの友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」、こう書いてありまして、字面から見ると、中日友好のために放棄したんだ、だから友好が実現されないよっだったら賠償は放棄する用意はなかったのだということに理うだったら賠償は放棄する用意はなかったのだということに理いばかりじゃなくて、日本側に日中友好に対する姿勢に陰りがあったりあるいは間違いがあったりまして、日本側に日中友好が実現されている。

こっうりは、考えてらつかることですが、日本が太平羊戏舟ではわかるんですが、実はそれにもう一つ問題がある。くることを暗に示しているというところまでは字面を読む限り

というのは、考えてもわかることですが、日本が太平洋戦争をいうのは、考えてもわかることですが、日本が太平洋戦争をして組み立てた論法というのが、これが実は問題だと私は正として組み立てた論法というのが、これが実は問題だと私は正として組み立てた論法というのが、これが実は問題だと私は正として組み立てた論法というのが、これが実は問題だと私は思うんです。

いつまでもいつまでも賠償の負担にあえいでいくのも日本国民 うに、天文学的な数字を並べて日本国民に賠償を払えと言って い。これは第一次大戦のドイツに対する賠償を見てもわかるよ この日本人一般から賠償をとるということはこれは本意ではな の一握りの軍国主義者であって、日本人一般ではない、だから ら中国としてあるいは中国人民として責任を追及すべき者はそ 国民はむしろ被害者だ、加害者は一握りの軍国主義者だ、だか に駆り出されていや応なしに侵略行為の加担をさせられた日本 牲者だ、一握りの軍国主義的な指導者によって起こされた戦争 ではない、責任者でもない、むしろ我々中国人民と同じ戦争犠 しかし、中国はそういうふうにまず問題を設定するわけですね。 これににわかに賛成できるかどうか、これは問題があります。 りの軍国主義侵略指導者なんだという論法をまず置くわけです。 だから我々が受けた損害について責任を持つべき者はその一握 込んで、その結果、中国人民が生命、財産の被害を受けたのだ。 主義者が、侵略主義者が日本人民を唆して、そして戦争に巻き が中国人民に害を及ぼしたのではなくて、一握りの日本の軍国 いますか、それは一体何だったのかというと、これは日本人民 は、あの戦争で中国に大きな損害を与えた日本の軍事行動とい のはこういう理由だといって周恩来が言った理屈は、まず第一 りたい、こういうお気持ちであろうけれども、それをとらない 対して皆さんは、中国人民は、けしからぬ、たんまり賠償をと 交を正常化する、しかしそのときに賠償を請求しない、それに その結果として、中国人民から見ると、一般の日本国民は敵 それはどういう論法をしたかといいますと、我々は日本と国 結局、それを払わされるために働くのは日本人であるし、

断ができたということは明らかだったと思うんです。断ができたということは明らかだったと思うんです。とはなかったと思います。賠償を放棄したればこそ正常化に決とはなかったと思います。賠償を放棄したればこそ正常化がとはなかったと思います。賠償を放棄したればこそ正常化がとはなかったと思います。時間を放棄したればこそ正常化がとはなかったと思います。時間を放棄したればこそ正常化がとはなかったと思います。時間を放棄したればこそ正常化がとはなかったと思います。時間を放棄したればこそ正常化に決とはなかったと思います。時間を放棄したればこそ正常化に決している。

それには、その前段として国民党政府の中華民国が賠償を放棄していたことももちろんあるわけですが、そういうことになるん日本人とは子々孫々友好を築いていくんだ、それが友好のため日本人とは子々孫々友好を築いていくんだ、それが友好のために賠償請求を放棄したかというと、戦争の責任を一握りの軍国主棄していたことももちろんあるわけですが、そういうことで、

は、このサンフランシスコ条約の十一条にあるわけです。は、このサンフランシスコ条約の十一条にあるわけです。というところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまるかというところでは、このサンフランシスコ条約の十一条にあるわけです。

されないことだというのが基本にあると思うんです。は、これは学問的にはいろいろあるでしょうが、政治的には許するのであればサンフランシスコ条約十一条も忠実に守らなきするのであればサンフランシスコ条約十一条も忠実に守らなきすると。これは、日本国憲法九十八条で国際約束を忠実に履行すると。これは、日本国憲法九十八条で国際約束を忠実に履行すると。これは、日本国憲法九十八条で国際約束を忠実に履行すると。これは、日本国憲法九十八条で国際約束を忠実に履行すると。これないことだというのが基本にあると思うんです。

争犯罪人の名誉を回復するとか、あるいはそれは間違っていたることによって、中国としては、そこに戦争責任を集約した戦 烈な反発が出た、そのときちょうど私は北京に在勤しておりま 中国側の態度であったわけで、一九八五年の八月十五日に当時 味するような参拝であるならばこれは認められないというのが この戦争犯罪人に対しては中国としては戦争の責任をあくまで 御参考までに申し上げておきたいと思います。 表することを認められていない文書ですので、その要旨だけを なくて、きょう初めて言うんですが、文言そのとおりはまだ公 してこの問題について当時の胡耀邦総書記といろいろ交渉した の中曽根総理が靖国神社を公式参拝されて韓国及び中国から猛 内閣として、あるいは総理として閣僚として靖国神社に参拝す 民を解放した論理とは両立しなくなるということで、そこで、 いろいろあって、戦争犯罪人というものが出てきたわけですね。 んです。その内容を、これは今までどこにも明らかにされてい んだ、あるいは間違っていなかったんだと、そういうことを意 て霊を弔うことは自然なことで何の問題もないんだけれども、 この戦犯を合祀している靖国神社に個々人が個人の気持ちとし も追及するというのでなければ、先ほどの周恩来の一般日本国 そうしますと、東京裁判でA級戦犯のみならず、B

い。

で働きかけることがあったんですが、中国側は頑として動かなした時期があったんです。それで、多くの人が心配して中国側した時期があったんです。それで、多くの人が心配して中国側それで日中間というのが物すごく冷え込んで何もかもストップこれは、一九八五年八月十五日に靖国神社公式参拝があって、

それで、靖国神社の公式参拝とか防衛費の一%枠突破の問題があったんです。八本のうちの一本がこの靖国問題なんです。そのほかいろんな問題があったんです。

この靖国問題について打った電報の中身のうちで御参考にな

論というよりも雑談の中のやりとりを多少整理したものなんで れは食事をしながらの話ですので、ちょうちょうはっしの大議 ういうことを言い出して靖国の問題が話題になったんです。こ がずに静かにして自然消滅を待つのが一番いいじゃないか、こ 靖国の問題というのは、黙って八十五年でも百年でも両方で騒 近やっと中国人の関心が薄らいできているぐらいなんだから、 る中国人の怒りというものは、そのときから八十五年たった最 八五年です。義和団事件で八カ国が中国に干渉したことに対す かたっていないじゃないかと。その当時はそうなんです。一九 うと、こう言い出したんですね。まだ戦争が終わって四十年し のときに、もう靖国神社の問題は両方とも言わないことにしよ るだろうと思うのはどういうことかといいますと、胡耀邦はそ

な変わりはないんだ、こう言ったんですね。 ったら、そうだと。とにかく戦犯というのはAもBもCもみん 級ばかりじゃなくてB級、C級みんな入れての話でしょうと言 思ったと思うんですが、私もそうなんですが、いや、それはA ことを言って、その後に、靖国には戦犯が二千人もいるじゃな もう一度靖国参拝が出たとすると我々の立場はなくなるという こういうことを言いましたら、それは困る、それは困るんだと。 れでよかったんだと思ってしまう人が出るかもしれないよと、 そこで私は、もし今黙っちゃったら、日本ではああ、もうあ かと、こう言ったんですね。そこで山崎豊子さんもあれっと

分ですからそのことはよくわかるんです。 中国では戦争をしませんでしたけれども、学徒兵でとられた身 ういうやむを得ない人たちも含まれているはずだと。私自身も、 もとでは命令に従って軍事行動を起こさざるを得なかった、そ C級という中には、A級の人たちの命令に従って、あの体制の いうのは戦争犯罪人ということになっている、だけれどもB級 のできない罪名をつくって処刑されたにしろ、一応A級戦犯と 対する罪とか人道に対する罪とか、ちょっと後から見ると納得 それで私は、そうは言うけれども、A級は東京裁判で平和に

に、実は本人には責任はないけれども、いろいろのいきさつ、 るほどそれはわかった、それなら文革の後で中国がやったよう い人がいるだろうと。こういう話をしましたら、胡耀邦が、な ちの名誉を回復するという措置をとったらどうだと。 ですから、A級だけなら多少わかるかもしれないけれども、 緯、命令系統その他でやむを得ずそういうことになった人た 級、C級まで含めてはちょっと日本国民としては承服できな

> 本当に戦争に責任のある人だけに限ったらどうだと言ったんで C級のこれぞと思う人は名誉を回復してあげればいい、

り除けば、取り除くというのはつまり靖国神社の合祀から外す を暗に意味していると私は受け取ったんです。 ろうという表現ですけれども、中国の見方も変わるということ ろうと、こう言ったんですね。これは、世界の見方は変わるだ 国から外せば世界のこの問題に対する考え方は大きく変わるだ んですね、靖国問題はなくなるけれども、A級戦犯だけでも靖 ここが非常に大事な点だと思うんですが、A、B、Cを全部取 は問題でなくなると考えていいのかと私が言ったら、胡耀邦は とになると、中国側としてはこの靖国神社参拝の問題というの それで、そうすると結局、一口で言えば、A級のみというこ

少話題になりましたけれども、いろいろの事情で実現をしなか が問題だと、こういうことを言ったんですね。ですからこそ、それに日本政府を代表する人たちが靖国を参拝するということ はちっとも構わないと。いわゆる一般の靖国神社の中に入って遺族なり関係者がお参りする、こういうふうにすることはそれ ったことは御承知のとおりです。 あの当時、A級戦犯を靖国神社の合祀から外すということが多 級戦犯だけ靖国神社の合祀から外して別のところにお祭りして に限ればあとは相当問題は変わってくるだろうと。だから、A ですから、もう時間を節約してしまいますと、A級戦犯だけ

ういうふうになるかということについて胡耀邦が非常に憂慮し 御参考までに申し上げたことです。 ことを喜ぶ第三国がいるということに対する警戒心を示したと。 をしておりまして、つまり靖国神社の問題で日中間がこじれる はかる第三国がいることを忘れてはいけない、こういう言い方 て言ったことは、こういうことをやっていると日中間の離間を それでもう一つ、まただれかが靖国神社を公式参拝したらど 大体それが今まで余りこういう席で申し上げなかったことで

無理じゃないかという気持ちを持って出ようとするところに、 どうなんだ、こういうことをしておいて日中友好といったって 拠物件が並んでおりまして、こんなに日本の侵略を非難し日本 橋に中国人民抗日戦争記念館というのがございますが、ごらん 今申し上げた点が問題で、それを裏づけるようなものが、盧溝 人を悪く訴えるような記念館に中国の若い学生たちが参観して になった先生方は御承知のとおりです。ずっと侵略の記 ですから、この2の靖国公式参拝のどこが問題かというのは 録、証

> きまして、そこに並べて当時、今もそうだと思いますが、日本 されて子々孫々の友好を約束するに至ったんだということを書 国憲法の特に第九条が書いてあるわけですね。 こういう日本だけれども、田中訪中によって日中関係は正常化

あると私は思ったわけです。 末をどういうふうに考えているかということの象徴的な意味が いてある。これが中国の日本の戦争責任の追及と、それの後始 の戒めとするというあの中国のことわざが最後に大きく壁に書 というものを印象づけることによって、前のことを忘れずに後 によって多くの中国の学生たち、若い世代に新しい平和の日本それで、日本はもう戦争をしない国になったんだということ

史認識、歴史認識とうるさく言って何だという非常に反感を買 いうことが言われたんですね。 ったことは御記憶のとおりですが、そのときに金大中効果だと だからこそか知りませんが、江沢民主席が日本に来られて、歴 四番目に、にもかかわらず、にもかかわらずじゃない、それ

ったと思うんです。 たちがその論法に乗っかっちゃったのは私は非常に見識がなか をやったときに、日本の多くのマスメディアを初めとして論者 韓国に対して文書が出て、なぜ中国に出ないかという妙な論法 旨の声明が出たんですね。文書が出たんです。それで中国は、 て、そして日韓両国は戦争の責任について日本が謝罪をする趣 それは、江沢民が日本に来る直前に金大中大統領が日本に来

ういう文書を出したんです。 するという言葉の中で読み込んでしまっていて、はっきりとし 関係の歴史的背景とこれこれとを考慮しと、歴史的背景を考慮 か、そういうのはないんですね。ただ一つ冒頭に、両国民間の の中のどこを見ても戦争に対する反省とか謝罪とか遺憾の意と 平和友好条約に匹敵する日韓間の基本を決めた条約ですが、こ すが、これはきょうの席上配付の五ページに書いてあります。 の日韓基本関係条約の前文を参照してほしいと書いてございま た反省と遺憾の意がないというので金大中大統領のときにはそ これが日韓基本関係条約ですが、これは日中共同声明とか日中 そのことをちょっと言っておきたくて、この四番目のところ

る。」と、これだけはっきり共同声明で明言しているんですか 大な損害を与えたことについての責任を痛感し、 これは六ページですが、それの上から第五番目のパラグラフに - 日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重 中国の場合は、先ほどちょっと引用しました日中共同声 深く反省す 1021

だと私は今でも嘆いているわけです。これを取り上げたのは、非常に日本側の不勉強を暴露したものったのに、日本のマスコミその他は盛んに金大中効果といってら中国も文書を出してくれというその論法に乗るのはおかしから、韓国とは事情が違うので、金大中のときには文書が出たから、韓国とは事情が違うので、金大中のときには文書が出たか

思うんです。

思うんです。

思うんです。

思うんです。

のは、これに偉そうなことを言うけれども、歴史認識が問われる
思うんです。
ところを読めば中学生でも理解のできる問題だろうと
でいうところを読めば中学生でも理解のできる問題だろうと
でいうところを読めば中学生でも理解のできる問題だろうと
です。
では、これはカイロ宣言の第三
原点は何かということを一番最後に、これはカイロ宣言の第三
原点は何かということを一番最後に、これはカイロ宣言の第三

にきます。 以上のことを申し上げまして、私の冒頭の発言とさせていた

御清聴ありがとうございました。

員会第二分科会議録 (メキテサロ゙ヒウサฅ゙ヒҕ゚ฅ⊭ピฅスピントฅฅトテff) 第二【七二四】第百四十七回国会衆議院決算行政監視委

(平成12年4月21日)

[発言順。敬称略]

○米津分科員 おはようございます。自由党の米津等史でござ

私は、本日、厚生省に対しまして、海外戦没者の遺骨収集と、私は、本日、厚生省に対しまして、海外戦没者の慰霊碑への参拝並びに遺骨収集活動等に御参加した経験没者の慰霊碑への参拝並びに遺骨収集活動等に御参加した経験はございますでしょうか。

○大野(由)政務次官 海外の戦没者慰霊碑につきましては、残

がございません。 また、遺骨収集活動につきましても、これまで参加したこと

○米津分科員 それでは、海外に視察等行っていらっしゃると ○大野(由)政務次官 アメリカのアーリントン墓地は、アメリカの建国以来の数々の戦争で犠牲になられた一般市民の方や、 またアメリカの国民的英雄などが埋葬されている、世界的に大 またアメリカの国民的英雄などが埋葬されている、世界的に大 またアメリカの国民的英雄などが埋葬されている、世界的に大 なが、こちらへの御訪問等の経験はおありでございますか。 といますけれども、世界的に有名なアメリカのアーリントン国 思いますけれども、世界的に有名なアメリカのアーリントン国 といますけれども、世界的に有名なアメリカのアーリントン国

戦争記念碑委員会というものがございます。員会で、米国の、アメリカ大統領を長とする行政部門の一部に海外で二十四個の墓地と二十七個の慰霊施設を管理している委―米津分科員 今のアーリントン国立墓地を初めとしまして、

であり、職員は三百六十三人もいらっしゃって、大統領に直接。この戦争記念碑委員会というのは、立派な行政部門の一部門

いますか。 カの戦争記念碑委員会という組織について御存じでいらっしゃ 選ばれた十一人の委員によって構成をされている。このアメリ

○炭谷政府参考人 ただいま御指摘されました戦争記念碑委員 ○炭谷政府参考人 ただいま御指摘されました戦争記念碑委員 関ということは承知いたしております。

○米津分科員 現在、厚生省では、海外戦没者の慰霊について○米津分科員 現在、厚生省では、海外戦没者の慰霊についるかどのような体制でお取り組みいただいているのでしょうか。どのような体制でお取り組みいただいているのでしょうか。

一つは、慰霊碑の建立でございます。

ております。

「おります。

のはか海外十三カ所、計十四カ所に慰霊碑を建立しろ、硫黄島のほか海外十三カ所、計十四カ所に慰霊碑の建立を初めとして、以後計画的に慰霊碑の建立を進め、現在までのとこめとして、昭和四十六年に硫黄島戦没者慰霊碑の建立を初所選びまして、昭和四十六年に硫黄島戦没者慰霊碑の建立を初かる。

第二番目は、慰霊巡拝、墓参についてでございます。

御遺族の方に御参加をいただいております。二十五年間にわたり延べ百二十四回実施しており、約五千名のするために、昭和五十一年度から政府の事業として、これまです霊巡拝につきましては、旧主要戦域における戦没者を慰霊

ます。回にわたり実施し、約九百名の御遺族の方の御参加を得ており回にわたり実施し、約九百名の御遺族の方の御参加を得ており三十四年から政府による墓参事業として、これまで延べ六十三また、旧ソ連地域等における抑留中死亡者については、昭和

でございます。

でございます。

は、追悼式や慰霊巡拝などに参加しているところ思霊碑の竣工式、追悼式や慰霊巡拝などに参加しているところ思霊碑の竣工式、追悼式や慰霊巡拝などに参加しているところ私ども社会・援護局の職員を総動員して取り組んでおりますし、私ども社会・援護局の職員を総動員して取り組んでおりますし、私ども社会・援護局の職員を総動員して取り組んでいるというにより、「は、おりの慰霊事業を実施するために、担当部局でございます

事室を設置したところでございます。体制を一層強化するため、厚生省社会・援護局の中に新たに外体制を一層強化するため、厚生省社会・援護局の中に新たに外にの四月、今月からでございますけれども、慰霊事業の推進

今後とも、海外戦没者の慰霊に全力を尽くしてまいりたいと

うきまかります。

○米津分科員 私も昨年の十一月十八日の決算行政委員会で、 海外の戦没者慰霊碑の現状について多くの問題を抱えていると いうふうに御指摘をさせていただき、今炭谷局長がお答えいた だいたようにいろいろな形で改善努力をなさっているようでは ありますけれども、また一つ例を取り上げてお話をいたします が、先ほどのアーリントン国立墓地へ には、我が国で最も神聖な寺院であるアーリントン国立墓地へ には、我が国で最も神聖な寺院であるアーリントン国立墓地へ ようこそ、参拝者は常に気品と尊敬の念を持ってみずからを律 していただきたい、そしてこの地はアメリカの中で一番聖なる 場所であることをくれぐれも忘れないようにというふうに書か れております。

いましょう。の姿勢の問題だと思いますけれども、政務次官、いかがでござの姿勢の問題だと思いますけれども、政務次官、いかがでござ起因をするのか。私は、国家の意思、つまり礎になった方々へこのアメリカと日本の、亡くなった方に対する差は一体何に

は、その国の歴史とか文化等々によって、またさまざまな事情は、その国の歴史とか文化等々によって、またさまざまな事情り前で自然な感情のあらわれであり、その心は国は違っても同じではなかろうか、このように思っております。として当然のことでございますし、また人としても極めて当たとして当然のことでございますし、また人としても極めて当たとして当然のことでございますし、また人としても極めて当たとして当然のことでございますし、またさまざまな事情が、その国の歴史とか文化等の具体的なあられました戦没者の○大野(由)政務次官 国のために犠牲になられました戦没者の○大野(由)政務次官 国のために犠牲になられました戦没者の

によって違ってきておりまして、一概に比較するということは

うかと思っております。

うかと思っております。

うかと思っております。

うかと思っております。

うかと思っております。

なが国とは大いに事情が違うという面もあろろで今なお戦場で亡くなっていらっしゃる方がいらっしゃる、また最近では湾岸戦争等と、現実に国民の皆さんの身近なとこ第二次世界大戦後におきましても、朝鮮戦争、ベトナム戦争、第二次世界大戦後におきましても、我が国と違いまして、アメリカは必ずしも適当ではないのではないか。

である、このように認識をしております。ところでございますし、こうしたことは今後も大変重要なことめており、戦没者に対して礼を尽くした対応に心を砕いているめており、戦没者に対して礼を尽くした対応に心を砕いているごとに戦没者の慰霊と平和への思いを込めまして慰霊碑を建立ごとに戦没者の慰霊と平和への思いを込めまして慰霊碑を建立しかし、我が国といたしましても、政府として、旧主要戦域しかし、我が国といたしましても、政府として、旧主要戦域

の施設あるいは慰霊等の記念碑については整ってきていると思○米津分科員 私が申し上げたいのは、形としては確かに日本

ことを御指摘したいと思います。し方について、よりもう一歩工夫をしていただきたいなといういますが、今次官がおっしゃったように、この気持ちのあらわ

例えば、先ほどアーリントンの国立墓地の例をお話し申し上例えば、先ほどアーリントンの国立墓地の例をお話し申し上のがあらわされておりますし、国民にも伝えられているわけでのがあらわされておりますし、国民にも伝えられているわけでのがあらわされておりますし、国民にも伝えられているわけであります。

加えて、アーリントン国立墓地のお墓、埋葬などについては家族原則として無料で提供される。それ以外の費用については家族が負う。これは行かれたことのおありの方はおわかりだと思いますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一しておりませして、との中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、ますけれども、墓碑は基本的に統一しておりまして、との中の、は、四十八時間以内にその決定が申し込みをされた方に伝えられているということでびずいます。

が指摘されておりました。 よりますと、厚生省の戦没者調査に関して、次のような問題点私が最近目にした新聞では、四月十一日付の朝日新聞夕刊に

まず第一に、厚生省が昨年の夏、DNA鑑定による身元確認まず第一に、厚生省が昨年の夏、DNA鑑定はよる身元確認 しいことがわかり、今年度のDNA鑑定関連予算がゼロで、当 担で鑑定してもらうという方針だったが、鑑定対象の特定が難 しいことがわかり、今年度のDNA鑑定関連予算がないとい という指摘。加えて、厚生省は希望する遺族に自己負 のという指摘。加えて、厚生省は希望する遺族に自己負 で鑑定して国内外で収集した戦没者の遺骨が、予算がないとい を想定して国内外で収集した戦没者の遺骨が、予算がないとい を想定して国内外で収集した戦没者の遺骨が、予算がないとい

亡くなった方々の遺族は、期待させておきながら鑑定のでき

ぜひ改善していただきたいというふうに考えますが、この報道ますし、こういうようなことが現実に起きているのであれば、省に言われた、こういう国の姿勢に大変不満を漏らされておりないのは耐えがたい、加えて自己負担でやれというふうに厚生

等について、政務次官、いかがでございましょう。

○大野(由)政務次官 厚生省といたしましては、平成十一年度 ○大野(由)政務次官 厚生省といたしましては、平成十一年度 の遺骨を検体として、焼骨しないでそのまま持ち帰りまして、 の遺骨を検体として、焼骨しないでそのまま持ち帰りまして、 一部 の遺骨を検体として、焼骨しないでそのまま持ち帰りまして、 一部 の遺骨を検体として、焼骨しないでしましては、平成十一年度

しかし、DNA鑑定は、まだ新しい技術で実例の積み重ねもとから、予算計上を見送ったものでございます。 とから、予算計上を見送ったものでございます。

また、新聞に報道されましたモンゴルの事例につきましては、平成十一年七月から九月にかけて遺骨収集を実施いたしまして、その埋葬状況は入手している埋葬資料等とはほとんどかけ離れたものでございまして、したがって収集されたどの遺骨をDNAものでございまして、したがって収集されたどの遺骨をDNAものでございまして、したがって収集を実施いたしまして、平成十一年七月から九月にかけて遺骨収集を実施いたしましては、また、新聞に報道されましたモンゴルの事例につきましては、また、新聞に報道されましたモンゴルの事例につきましては、

○米津分科員 炭谷援護局長にちょっとお伺いをしたいのですな方策を考えてまいりたい、このように思っております。が、何分新しい技術であり、また先ほど申し上げましたようにおはお察しするに余りあるものがございまして、DNA鑑定にちはお察しするに余りあるものがございまして、DNA鑑定にちはお察しするに余りあるものがございまして、DNA鑑定にちはお察しするに余りあるものがございました御遺族のお気持肉親の遺骨を探し出したいという、こうした御遺族のお気持

おります。
おります。
それが厚生省の釈明だったというふうに書かれて思安室に放置され続けた。そのときの理由が、ほかの仕事もあ返しするという希望があったにもかかわらず、やはり厚生省の返しするという希望があったにもかかわらず、やはり厚生省のいただきました。このときは、お盆までに御遺族に御遺骨をおいただきました。このときは、お盆までに御遺族に御遺骨をおいただきました。このときは、おはまりで、私が以前、平成十一年の五月二十七日の決算行政監視委員が、私が以前、平成十一年の五月二十七日の決算行政監視委員

さっているのか、お伺いしたいと思います。 そのときの局長は、こういうことが二度と起きないように網遺族からは、予算がない、あるいは自己負担でり同じように御遺族からは、予算がない、あるいは自己負担でり同じように御遺族からは、予算がない、あるいは自己負担でりの担当なさっている方々のやはり心の部分で、とうとい仕事をしているという自覚に欠けているからこういうことが起きてくるのじゃないでしょうか。そこについてどういう御指導をなくるのじゃないでしょうか。そこについてどういう御指導をなっているのか、お伺いしたいと思います。

○炭谷政府参考人 先生が御指摘されましたように、国家のたいて日本にお返しし、できれば御遺族のもとに御帰還していたいて日本にお返しし、できれば御遺族のもとに御帰還していただくということが本当に必要なことであろうと思っております。るところでございますし、また不十分な点がありましたら、さるところでございますし、また不十分な点がありましたら、さるところでございますし、また不十分な点がありましたら、さるところでございますし、また不十分な点があります。 ということが重要かというふうに思っております。

その中で、一つとても参考になる事例がございます。 て、これはぜひ充実をしていただきたいと思っておりますが、も早く御遺族にお返しをしたいというふうなお話がございましいうものを充実して、お一人でも多く身元確認をして、少しでいうものを充実して、お一人でも多く身元確認をして、少しでいる場合を発展しまた、政務次官が御答弁の中で、DNA鑑定と

業を一手にやっている組織でございます。 で兵士の遺骨収集に積極的に取り組んできており、その具体的た兵士の遺骨収集に積極的に取り組んできており、その具体的なものとしてアメリカ軍の中に中央身元確認研究所というのを設置しております。現在はハワイのホノルル市にございまして、設置しております。現在はハワイのホノルル市にございまして、設置しております。現在は、アメリカ政府は一八四○年から、戦闘中に亡くなっそれは、アメリカ政府は一八四○年から、戦闘中に亡くなった。

この組織は、まず計画局、管理局、そして科学研究所という

容の活動をしていらっしゃいます。
おきな三つに分かれておりまして、年度予算は日本円にいたしますと四十一億七千四百万円という予規模でやっております。この十四組の中で、特にアジアについては五つのチームおる。この十四組の中で、特にアジアについては五つのチームおる。この十四組の中で、特にアジアとついては五つのチーム計画局は、特に朝鮮半島、日本、東南アジアというところに計画局は、特に朝鮮半島、日本、東南アジアというというというでは、

特に参考にしていただきたいのは、このチームの人々はボラームを組んでそれぞれの戦域に遺骨収集活動に行っているがチームを組んでそれぞれの戦域に遺骨収集活動に行っているはどうしたらいいのか、あるいは医療、あるいは現地の言語場ですので危険がありますから、爆弾の探知、それを破棄する人々してまた戦争の歴史、戦史にも詳しい専門知識を有する人々にはどうしたらいいのか、あるいは医療、あるいは現地の言語ははどうした。

加えて、さらに特徴としては、二○○四年までにその使命を元了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自完了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自完了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自完了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自完了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自完了するということをはっきりと打ち出しています。要は、自った。

御連絡をいただきまして、日本側に遺骨が引き渡されておりまのである。
 の研究所と私どもの接触でございますけれども、この研究所につきましては、先生が今言われましたように、米国によっての研究所と私どもの接触でございますけれども、この研究がよれた遺骨の身元を鑑定する機関と承知しております。この研究があれた遺骨の身元を鑑定する機関と承知しております。この研究があれた遺骨の身元を鑑定する機関と承知しております。この研究がよれた過程の表表して、日本側に遺骨が引き渡されておりまる機関でございますけれども、英語名はユナイテッドステーる機関でございますけれども、英語名はユナイテッドステーを機関でございますが、生生が御指摘されましたホノルルに存在する機関である。

したいのは、そういうような形で国家の礎になられた方々の身られているということはよくわかったのですが、私がお伺いを○米津分科員。そういう組織の存在も御存じであり、連携もと

ってきております。

翌年三月に厚生省職員をホノルルへ派遣し、遺骨を受領して帰究所で日本人戦没者の遺骨であると鑑定されましたことから、ル群島において米軍基地の工事中に発見された遺骨二柱が同研す。直近の例で申しますと、昭和六十二年の七月に、マーシャ

はないかなというふうに思います。回収をしているということが、国の姿勢として大変大切なので元確認について、はっきりとした意思を持って計画をつくって

DNA検査なども利用されておりますけれども、やはり一番のNA検査なども利用されておりますけれども、やはり一番であっている。

思います。 思います。 思います。 には、これはもう日本が残念ながらとても追いついていけないくらい骨太な遺骨収集活動をしているのではないかなと私はいくらい骨太な遺骨収集活動をしているというど休みなく入られて、年間二百日に及ぶ活動をしているというとは、通常、一カ月に大体ほとん

すでしょうか。 きな差について、大野政務次官はどのようにお考えでございまこの遺骨収集についての取り組みでのアメリカと日本との大

○大野(由)政務次官 アメリカとの違いという御質問でござい

するのは難しいのかな、このように思っております。い、そしてまた諸事情の違いもありますことから、一概に比較する慰霊事業につきましては、それぞれの国の歴史や文化の違先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、戦没者に対

式典を挙行しております。

式典を挙行しております。

式典を挙行しております。

、場所では、天皇、皇后両陛下の御臨いなが、また、毎年八月十五日には、天皇、皇后両陛下の御臨いなが、また、毎年八月十五日には、天皇、皇后両陛下の御臨の建立等を鋭意実施をし、努力をしてきたところでござい。

「のでは、国の責務として、海外戦没者の遺我が国といたしましては、国の責務として、海外戦没者の遺

ているところでございます。行するなど、戦没者の慰霊のための各般の事業に取り組んでき行するなど、戦没者の慰霊のための各般の事業に取り組んできります千鳥ケ淵戦没者墓苑におきましては、毎年春拝礼式を挙また、遺族に引き渡すことができない遺骨がおさめられてお

に力を注いでまいりたいと思っております。の皆様の御意見もお伺いしながら、国として戦没者の慰霊事業の後とも、戦没者の御遺族のお気持ちを大切にしつつ、国民

○米津分科員 予算的にはどのような差があるのか、お伺いを

○炭谷政府参考人 現在の予算につきまして、私どもの総額予

ないのかなというふうに承知いたします。 わたっているということに比べまして、相当の差があるのではすので、先生が先ほど言われた中央研究所の額が非常に多額に は、遺骨収集等に要している費用は三億六千万余でございま

○米津分科員 ありがとうございました。

ふうに憤りを感じて、けさ、この質問に立っているわけであり 円で献花してくださいというふうになっておりましたし、とて いましたし、また、もうかなり古くなっているお花が、一本百 置いて、とりたい人はとっていってほしいというふうになって 行きますと、こういうパンフレットが雨にぬれながら、文鎮を の戦没者墓苑に行ってまいりましたが、確かに、戦没者墓苑に 今政務次官がおっしゃいましたように、私もけさ方千鳥ケ淵 形ができていても心がこもっていないんじゃないかという

ことを固く信じて、国家の存立の危機に際し、 日本人が自分たちの死に対し感謝の誠を尽くしてくれるという ろう。安んじて諸君は国に殉ずべし。この言葉を残し、後世の 諸君のみたまに対し涙して黙禱をささげる日がいつか来るであ 国民は、諸君の忠君愛国の精神に燃え、諸君の勲功をたたえ、 った兵士に対して、今、日本は戦いに敗れたといえども、日本 よそ日本軍の倍以上の戦力で上陸してきたわけであります。 この硫黄島をどうしてもアメリカはとるんだということで、お 戦略爆撃機の出発点を防衛する重要な地政学的な位置にあり、 ように、サイパン、テニアン島から東京及び日本全域にわたる メリカの海兵隊が上陸してまいりました。硫黄島は、御存じの 日に、東京からわずか一千二百五十キロメートルの硫黄島にア 栗林大将は、硫黄島を守備し、最後の突撃に至るときに、残 最後の質問ではありますけれども、昭和二十年の二月二十九 御盾となって戦

に二十四時間衛兵が立ち、国として最高の礼を尽くしているの 眠るというふうに刻まれております。そして、その墓苑には常 に、神のみぞ知る、アメリカのために戦った人々の栄光ここに いますけれども、同じアーリントン墓地の中では、墓碑銘の中 い、散華されていきました。 政務次官、 よくアメリカと日本は違うというふうにおっしゃ

後、厚生省は、ぜひ抜本的な見直しをすることを含めて御検討を とアメリカの姿勢の違いに私はただただ驚くばかりであり、今 いただきたいというふうに申し上げて、 今日までの戦没者の遺骨収集や慰霊について、余りにも日本 私の質問を終わります。

> 員会議録第五号 【七二五】第百四 (平成12年5月22日) 十七回国会衆議院決算行政監視委

(発言者) 菅直人 (委員) 森喜朗 (内閣総理大臣)

[発言順。敬称略]

○菅(直)委員

○森内閣総理大臣 私は、これまでは一議員として、そういっ に参拝されるおつもりですか、公式参拝として。 ことしの八月十五日に森総理が総理大臣であるかないかは私に 総理は、総理大臣になられるまでは何度かされておりますが、 そこでもう一点、 わかりませんが、総理大臣として在任されていたとしたとき 靖国神社の公式参拝について、これまで森

ŧ

下に行ってお参りをしたという経験はございます。 おりまして、そこからおりて、御案内もなく自分なりに鳥居の 議員の皆様がおいでになるところには行かずに、自分で途中で やはり政府のそういう立場でございましたので、私は当日は、 た立場でお参りを申し上げたこともございます。 ただ、文部大臣のときのことを思い出してみますと、これは

ていきたいと考えております。 ときの時代時代の考え方を十分踏まえて、十分に慎重に対応し ついては、十分これまでの例、あるいはまたその当時の、その 総理という立場でその参拝をするのかしないかということに

> 第一号(平成12年8月2日) 第百四十九回国会衆議院予算委員会議 録

(発言者) 菅直人 (委員)

森喜朗 (内閣総理大臣)

[発言順。敬称略]

○菅(直)委員 (略)

られたとお聞きをいたしております。 ります。自由民主党の中でこの問題について検討する場もつく 問題というのが常にこの時期になると大きな課題になってまい 八月十五日が間近に迫っておりますけれども、靖国公式参拝

アジアの諸国から非常に強い反発がある。 うのは当然のことでありますし、そういうことが自然のことと て処刑された方々の合祀をされた靖国神社の参拝については、 いろな経緯があって、いわゆる極東裁判の結果A級戦犯とされ して行われるようになるべきだと思っております。ただ、いろ に赴いて亡くなられた方を、総理を含めてその慰霊を行うとい 私も、本来、太平洋戦争を含めて徴兵やいろいろな形で戦地

があると思っております。 た。つまりは戦後の政府が、戦前の政府がやった間違いをこれ うその一点だけで対応して、それ以外のことは何も行わなかっ のでしょうけれども、結局は極東裁判の結果を受け入れるとい 何らかの形でけじめをつけていれば、もう少し状況は変わった 自身が、あの戦争を間違いであったということを戦後の政府が は間違いであったとして否定してこなかったことに大きな原因 私は、これは長い時間の議論は差し控えますが、やはり日本

尋ねします。 しかし、その時点に戻るわけにいきませんので、 森総理にお

えをお願いします。 いて、総理としてはどういう態度で臨まれるおつもりか、お答 この靖国問題について、あるいは八月十五日の公式参拝につ

いることは、私は変わっておりません。 平和と繁栄が戦没者の方々のとうとい犠牲の上にあると考えて れにも増して強いと思っておりますし、また、今日の我が国の ○森内閣総理大臣 私自身、戦没者に対する追悼の気持ちはだ

尋ねでありますが、多くの我が国国民や遺族の皆さんの思い、 ただ、本年におきます私自身の公式参拝についてはというお 今御指摘がございましたように近隣諸国の国民感情、

○森内閣総理大臣 そのとおりです。自主的に判断をしたいと決めてないということですか、参拝されるかどうかを。○菅(直)委員 ということは、どうされるかは現時点ではまだ

思っています。

○菅(直)委員 いや、自主的に判断されるのは当たり前なんですか。

思っています。 しても自主的なものにいたしましても、自分で判断をしたいと〇森内閣総理大臣 今申し上げましたように、公式にいたしま

んが、そのように思っているところです。でれの立場でなさるべきだ、私たちも努力しなければいけませにもあるいは国際的にも納得される形を求めていく努力をそれる非常に深い問題でありまして、私は、何らかの形で、国民的○菅(直)委員 この問題は、ある意味での戦後処理にもかかわ

録第一号(平成12年8月9日)【七二七】第百四十九回国会参議院法務委員会会議

(発言者) 江田五月(委員)

保岡興治(国務大臣。法務大

[発言順。敬称略]

○江田五月君

保岡大臣は八月十五日の靖国神社への公式参拝について、こ保岡大臣は八月十五日の靖国神社への公式参拝されると、そうれを十分みんなで検討しなきゃならぬということはそうだと思うし、これを十分みんなで検討しなきゃならぬということはそうだと思うしている。 保岡大臣は八月十五日の靖国神社への公式参拝について、これを十分みんなで検討しなきゃならぬということは表情であると、そうれは閣議後の会見なんでしょうか、公式に参拝されると、そうれを十分みんなで検討しなきゃならぬということはでいる。

されているということを保岡さんはどうお感じですか。をれているということを保岡さん、総理大臣も含めちゅうちょさわしいのか、これが実は問題になっていて、森総理ほか多くさわしいのか、これが実は問題になっていて、森総理ほか多くような政府の閣僚が公式に戦没者に弔意を表する機関としてふような政府の閣僚が公式に戦没者に弔意を表する機関としてふような政府の閣僚が公式に戦没者に弔意を表する機関としてふような政府の閣僚が公式に戦没者においているというのがさまざまな角度から、そのしかし、今の靖国神社というのがさまざまな角度から、そのしかし、

○国務大臣(保岡興治君) (略)

ます。
はいということとの関係で慎重にされているものとは思いならないということとの関係で慎重にき教活動を一切行っては慮、あるいはまた憲法二十条の、国は宗教活動を一切行ってはを慎重に考えている閣僚の皆様方は、近隣諸国とかに対する配を慎重に考えている閣僚の皆様方は、確かに森総理初め公式参拝

しかし、私はやはり閣僚として平和を祈念する機会をしっかり持ちたいと。それは、さきの大戦で犠牲になられたとうといり持ちたいと。それは、さきの大戦で犠牲になられたとうといり方式にのっとってお参りをしてまいりたい、こう考えておらないという配慮などから方式が決まっておりますので、そうらないという配慮などから方式が決まっておりますので、そうらないという配慮などから方式が決まっております。

ことは宗教的な行為になるし、また靖国神社に合祀されているみてもそれはへ理屈で、宗教的施設であって、そこへ参拝する○江田五月君 私は、靖国神社というのは、幾ら理屈をこねて

いただくようにお願いをしておきたいと思います。は何がふさわしいのか、本当に知恵を絞らなきゃならぬというは何がふさわしいのか、本当に知恵を絞らなきゃならぬという慎重に考えなきゃならぬ。しかし、慎重に考えてと言うだけで慎重に考えなきゃならぬ。しかし、慎重に考えてと言うだけでは重に考えなきゃならぬ。しかし、慎重に考えてと言うだけでは方がやはり近隣諸国の神経を逆なですることになっておる。

称略」